

「令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 (令和6年度分)」等に係る意見交換会の実施について

令和7年第8回教育委員会定例会で決定した方針に基づき、「令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和6年度分)」等に係る学識経験者との意見交換会を実施したため、報告します。

1 点検及び評価等の対象

- (1) 杉並区教育ビジョン2022推進計画に掲げる全ての方針・事業の取組
- (2) 令和6年度「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」で検討した再発防止対策の取組

2 開催日時等

- (1) 開催日時 令和7年8月28日(木)15時から17時まで
- (2) 議題
ア 点検及び評価に係る意見交換
イ 再発防止対策の評価に係る意見交換
- (3) 学識経験者
・文部科学省 国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部
総括研究官 志々田 まなみ氏
・国土舘大学 体育学部 こどもスポーツ教育学科
教授 北神 正行氏

3 学識経験者からの主な意見

別紙1、2「学識経験者意見・質問一覧」のとおり

4 評価表(案)

- ・点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表 様式1
- ・点検・評価に係る教育ビジョン推進計画基本方針評価表 様式2
- ・教育各課の重点事業 様式3
- ・教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止に係る評価表1～4

5 今後の予定

令和7年9月

学識経験者の評価書受領

令和7年10月

教育委員会に「令和7年度杉並区教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書」案の付議、「不適切事案等の再発防止に係る評価」の報告

令和7年12月

文教委員会に「令和7年度杉並区教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書」及び「不適切事案等の再発防止に係る評価」の報告を行い、教育委員会ホームページ等で公表

点検及び評価への「学識経験者意見・質問一覧」

取組項目(内容)	計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
基本方針1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります		
1-1学力・体力向上の支援		
1 幼児期における体を動かす遊びの充実	幼児期における体を動かす遊びに関する子供園の取組については、スポーツ・運動の専門講師を各子供園に招へし、縄跳びを使った手首を回す動きの体験、巧技台を利用した両足を踏み込むジャンプ遊び、ボール投げや鉄棒等、年齢に応じた様々な運動遊びを通して楽しみながら、幼児期に必要な多様な体の動かし方を獲得する機会を確保しました。	①移動式プラネタリウムをはじめとした理科出前授業を(どの学年の子どもに・どのくらいの時間)実施したか記入していたくない。 ②中3対象の補習授業はどこで実施したのか?各学校か? ③「高校入試試験等入試試験を」や「学力向上への意欲に応えた」という表現はわかりにくい。
2 外国語教育の充実	外国語教育の充実では、全区立学校等へALT(外国人英語指導助手)、区立小学校にはALTIに加えてJTE(日本人英語指導助手)を引き続き配置しました。児童・生徒の発達段階や、義務教育9年間を見通した学びの連続性を踏まえた授業時数の設定に加え、教員等とALT・JTEとの連携・協働を一層推進しました。	④5教室開設された「体力づくり教室」は、どこでいつ実施されたものか。さらに、「様々な専門職や関係機関等と連携した各種教室」という部分を具体的に記述してほしい。
3 理科教育における人材の配置及び出前授業の実施	理科教育における人材の配置及び出前授業の実施では、移動式プラネタリウムをはじめとした理科出前授業を実施し、児童・生徒が「理科の見方考え方」を働かせ、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成しました。	⑤「防災マニュアルミニブック」を活用した防災教育は、どこで、誰も対象に実施されたのか。なお、教職員向けの防災教育は個々に書き込む必要があるのだろうか?
4 小中学生パワーアップ教室の実施	小中学生パワーアップ教室・中学生(休日)パワーアップ教室の実施については、各学校での取組に加えて、区立中学校第3学年生を対象として、補習授業を夏季休業期間中に全10回実施し、高校入試試験等入試試験を控えた生徒の学力向上への意欲に応えました。	
5 中学生(休日)パワーアップ教室の実施	体力づくり教室では、区立小学校の児童を対象に、様々な専門職や関係機関等と連携した各種教室を実施することができました。運動する楽しさを感じてもらうとともに、児童の発達段階に応じた運動習慣の定着を図る取組を行いました。	
6 体力づくり教室の実施	防災に対する意識向上への取組については、子供園では保護者に、区立学校は全ての児童・生徒に配布している「防災マニュアルミニブック」を活用した防災教育を実施しました。また、月に1度行われる避難訓練や小学校における防災館見学等の体験的な学びを通して、安全に身を守るため、具体的に行動する力を高めました。なお、教職員向けの防災教育として、東京都防災アプリの周知を行いました。	
7 防災に対する意識向上への取組		
1-2外国人等に対する教育的支援		
8 外国人児童生徒の就学機会の確保	新入学年齢にある外国人児童生徒の保護者に対し、日本語、中国語、韓国語、英語、ネパール語に加えベトナム語の就学案内を作成し、送付しました。このほか、就学先が不明な児童生徒を対象とした就学先調査を行い、改めて外国人児童生徒の就学機会の確保を図りました。	①「就学先が不明な児童生徒を対象とした就学先調査」とは具体的にどのような取組か、イメージできるような記述してほしい。 ②日本語の訪問指導をしているのは誰か? ③研修により、日本語学習への意欲のある児童生徒の学習環境がどのように整うのか?また学習意欲のない児童生徒には何か手立ては売っているのか? ④「子ども日本語学習支援ボランティア養成講座」は、対象者は誰か?地域住民だろうか、子どものだろうか?この日本語教育人材とは何か?何を狙いとしてどこに配置するために、増員したのか分かるように記述してほしい。
9 帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施	帰国・外国人児童生徒104名に対し、日本語の訪問指導を80時間実施し、その中でもさらに日本語指導が必要な48名の児童生徒に対し、40時間の補充指導を実施しました。指導者へは、年に2回の研修を実施することにより、日本語学習への意欲のある児童生徒の学習環境を整えました。また、帰国・外国人児童生徒を対象とした日本語教室を引き続き実施しました。さらに、子ども日本語学習支援ボランティア養成講座第3期を実施し、養成講座を修了した日本語教育人材を51名に増員しました。このような取組を通して、日本語指導を必要とする児童生徒を支援しました。加えて、「外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室」を310回実施し、日本語を母語としない区民等への支援を行いました。	■ご指摘後半の「就学機会につながった事例」については、正確なデータの算出が煩雑なため記載が難しく、示すことができませんでした。
10 子ども日本語教室の充実		
11 外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催		
1-3ICTを活用した学びの充実		
12 タブレット端末の活用の推進	タブレット端末の活用を通じて、児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた柔軟な学びの機会を提供するための環境整備を進めました。学習支援アプリやデジタル教材の導入など、ICTを活用した基盤づくりを進めることで、学習活動の記録や成果が可視化されるため、教員が児童・生徒の学習状況を多面的に把握でき、個に応じた学びの実現に向け、体制を整えました。加えて、教員がICTを活用した指導に円滑に取り組めるよう、校内研修や外部講師による研修を実施しました。また、情報セキュリティに関する教育の充実を図るため、引き続き各校において年間指導計画の中に情報モラル教育を位置づけ、体系的に指導を行いました。	①取組項目:これか目標がないのだろうか?もう少し具体的な取組項目がないと評価できないのではないかと。 ■実行計画、推進計画にて令和8年度まで決定されている事項のため修正不可といたします。令和年度以降に検討します。具体的な取組項目については成果・分析の欄にて表現いたします。 ②文章の前半と後半のつながりが不自然である。「学習支援アプリやデジタル教材の導入など、ICTを活用した基盤づくりを進めることで、学習活動の記録や成果が可視化されるため、教員が児童・生徒の学習状況を多面的に把握でき」/「個に応じた学びの実現に向け、体制を整えました」。子に応じた学びの実現に向けた体制としてどのようなモデルを掲げているのか具体的に示してほしい。 ③「教員がICTを活用した指導に円滑に取り組める」ための課題はどのようなもので、そのために、「校内研修や外部講師によってどのような研修を実施したのかを報告してほしい。 ④「体系的に指導を行いました」とあるが、どのように指導したのかを具体的に示してほしい。
1-4学校図書館を活用した探究学習の充実		
13 学校図書館を活用した探究学習の充実	学校図書館において必要な資料や情報を収集・提供し、教員と協働して、児童・生徒の探究学習の充実に取り組みました。司書教諭等を対象とした学校図書館担当者連絡会では、探究学習や課題解決の土台となる「情報リテラシー(情報の信頼性を見極める力)」を児童・生徒が習得する方法や銀となる資料の探し方、インターネットを的確に使用した情報収集などの研修を実施しました。	①学校図書館のデジタル資料活用の目標・実績欄:この「検討」という目標、実績がどういことを意味しているのか、理解できません。学校図書館活用実践校での取組を通して検討しているということでしょうか?内容が上手に伝わるよう、表現を修正した方がよいのではないのでしょうか? ■目標の設定について、次回の計画改定時に再考したいと思えます。
14 学校図書館のデジタル資料活用	学校図書館活用実践校(小学校3校、中学校2校)では、児童・生徒は、図書だけでなく児童用デジタル百科事典や中高生用新聞記事データベースを活用し、自分に適した方法で調べ、複数の確かな情報源にあたることで、段階的に情報活用の手法を学ぶことができました。これらの実践は、学校図書館活用実践校の担当教員の発表を通して全校に周知しました。受講した教員からは「デジタル百科事典、新聞データベース等、紙の図書資料と並行して様々な情報を活用し学習を進めていく方法が分かった」、「学校図書館活用年間計画、情報活用能力に関する計画書の作成など、児童・生徒の学びの連続性を考える上でも重要であると改めて感じた」の感想が寄せられました。実践に生かせる研修を今後も実施し全校での学校図書館を活用した探究学習の充実を図っていきます。	②学校図書館において必要な資料や情報を収集・提供し、教員と協働したものは誰ですか?具体的に何をしたのですか? ■取組は、「学校図書館活用実践校(小学校3校、中学校2校)では、児童・生徒は、図書だけでなく児童用デジタル百科事典や中高生用新聞記事データベースを活用し、自分に適した方法で調べ、複数の確かな情報源にあたることで、段階的に情報活用の手法を学ぶことができました」です。
1-5部活動の充実		
15 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施	少子化の進展等により、部活動はこれまでと同様の体制で運営することが困難となる見込みであることから、部活動のあり方に関する検討委員会において、今後の地域クラブ活動への移行に向けた検討を進めました。同検討委員会での検討内容を踏まえ、「学校部活動の地域連携、地域移行に関する推進計画」を策定し、同計画に基づき、技術指導のほか、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託する「地域クラブ活動への移行を視野に入れた部活動」を実施しました。	①部活動のあり方に関する検討委員会は、どの部署が所管し、どのようなゴール像を描きながら、どのようなメンバーで構成される委員会なのかを明らかにしておいた方がよい。 ②大会の引率・審判の実施等の委託事業者、部活動指導員、外部指導員等、いろいろな立場の人材が並んでいて理解がしにくい。
16 部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	また、民間事業者等のコーチが部活動の技術指導を行うプロフェッショナル指導や軟式野球部、吹奏楽部の合同部活動、外部指導員向けの研修の実施など、様々な方法で、部活動の活性化に向けた取組を行いました。さらに、部活動の活性化や喫緊の課題である教員負担の軽減を図るため、並行して、学校長の管理下において、部活動の指導、大会引率など部活動の運営・管理等の職務に従事する部活動指導員、部活動の指導補助を行う地域のボランティアである外部指導員の配置を行うなど、地域と連携した部活動支援の充実を図りました。	
17 部活動活性化事業の実施	なお、国の部活動に関する有識者会議の最終報告(令和7年5月)では、部活動として行われていたスポーツや文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することを改革の理念に示しています。	
18 部活動指導員の配置	このことを踏まえ、今後、部活動を学校支援本部と連携し、地域主体の活動として展開を図るなど、中学生の放課後等のスポーツや文化芸術活動の更なる充実に向けて取り組めます。	
19 外部指導員の配置		

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部:評価表に反映不可の理由等・質問への回答

取組項目(内容)	計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
1-6特別支援教育の充実		
20 就学前後の切れ目ない相談支援の実施	教育支援チームの定例訪問により、学校の「学校生活支援シート」に対する理解が深まりました。特別支援教室・特別支援学級を利用していない児童・生徒の「学校生活支援シート」の作成も進み、学校で個に応じた指導の充実が図られました。定例訪問以外にも学校の要請に応じて積極的に学校を訪問し、延べ349回の訪問を実施するなど、特別支援教育に関して各校のニーズに応じた支援を行いました。	意見・質問なし
21 学習支援教員の配置	また、学校生活で支援が必要な子どもたちのニーズに応じた教育環境を確保するため、学習支援教員を小中学校全校に配置したほか、通常学級支援員を令和5年度実績の77人から93人に拡充し、さらに介助員ボランティアを延べ4,543日配置することで、子どもたちの学校生活における支援を行いました。	
23 通常学級介助員ボランティアの配置	さらに、令和6年4月に、高井戸東小学校に特別支援学級(知的障害)を新たに開設したことで、児童の学習環境の充実や通学時間等の負担軽減に繋げることができました。	
24 小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置		
25 済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり		
26 特別支援学級の設置・充実に向けた検討		
1-7区立学校における医療的ケア児支援の充実		
27 区立学校での医療的ケア児支援の充実	胃ろうや血糖値管理等が必要な子どもが安心して学校生活を送るために、区立学校7校に派遣看護師を配置し、8人の子どもの医療的ケアを実施することで、学校生活を支援しました。	①計画事業の概要に記載されている「杉並区立学校医療的ケア安全委員会」はどれくらい開催されたか ②医療的ケアの理解促進のため、医療技術的な手法の習得や医療的ケアの理解促進を図るための研修会はあったのか？ちなみに、この研修は誰に対する研修なのか？
1-8教育相談体制の充実		
28 教育相談の体制等整備	教育相談の体制等整備では、スクールカウンセラーの配置日数を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを拠点となる4つの中学校に配置することで、「チーム学校」体制の推進を図り、不登校の未然防止やその傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応に努めました。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童・生徒が抱える問題に対応できるよう、年3回の連絡会を開催し、情報共有や助言等を行いました。また、教育に関する悩みや心配について、専門的な立場から総合的に相談支援を行いました。	①最終段落で書かれている教育SATについて、どのように拡充させ、なぜ本庁組織に新たに設置することにしたのかなど、注釈の教育SATの解説に書かれているような内容を補足してもう少し説明してほしい
29 いじめ対策支援の充実	いじめ対策の充実では、いじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめに関する授業を区立小中学校全校で年3回以上実施するとともに、児童・生徒へのアンケートを年3回行いました。また、いじめに関する教員への研修を職階別に年5回開催したほか、学校対応に活用する教職員向けのいじめ対応マニュアルの改訂を行い、子どもの変化に気付いたためのチェックリストや組織的ないじめ対応の事例を追記しました。さらには、令和5年度及び6年度に、区立学校においていじめ重大事態が複数発生したことを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、児童・生徒、保護者等へのアンケート、いじめ問題対策委員会における審議等を経て、令和7年3月に「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました(令和7年4月1日施行)。	
30 いじめ重大事態への対処	いじめ重大事態への対処としては、いじめ問題対策委員会の委員が重大事態の調査を行う場合の報酬額を引き上げ、報酬水準の適正化を図るとともに、委員を2名増員し、調査審議体制の強化を図りました。令和7年度には、新たに制定した「杉並区いじめの防止等に関する条例」に基づき、いじめ問題対策委員会に調査部会・専門調査員を設置し、いじめ重大事態への迅速な対応を行います。	
31 教育SAT体制の充実	さらに、いじめの早期発見・早期対応を支援するため、必要に応じて教育SATと教育相談担当が連携して学校を訪問し、対応を支援するとともに、教育SATを拡充させ、本庁組織に新たに設置する検討・準備を進めました。	
1-9不登校児童・生徒支援体制の整備		
32 さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室では、不登校児童・生徒一人ひとりの実態に応じた多様な学びの場として個々に応じた学びや体験活動、創作活動などの実施を通じて、社会的自立を目指す支援を行いました。	意見・質問なし
33 ICTを活用した学びの支援	さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンドを派遣しました。	
34 教育相談グループの実施	さざんかステップアップ和田教室で令和5年度に試行実施した、仮想空間を活用した居場所「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」の提供について、令和6年度からは、さざんかステップアップ全教室の希望者を対象に拡充し、本格実施しました。	
35 ふれあいフレンドの派遣	校内別室支援事業では、小中学校全校に支援員を配置し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒が安心して過ごせる教室以外の居場所をつくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。	
36 校内別室支援事業の実施	学びの多様化学校については、建物の面積等の条件を整理し候補地の検討を行いました。令和7年度は候補地の検討を進め設置場所を決定するとともに、特別な教育課程の検討についても進めていきます。	
37 学びの多様化学校の設置検討		
1-10子ども読書活動の推進		
38 乳幼児と保護者への読書支援	「杉並区子ども読書活動推進計画」の重点項目としている乳幼児・保護者への読書支援は、年齢別のおはなし会やわらべうたの会、児童館や保育園での出張おはなし会、保護者向け読み聞かせ講座などを着実に実施するとともに、事業を支えるボランティアに対して研修機会を提供するなどの支援を行い、乳幼児親子の読書習慣の向上に向けて取り組みました。	意見・質問なし
39 小・中学生に向けた多様な読書機会の提供	小・中学生に向けた多様な読書機会の提供では、読書を通じた興味関心が広がるよう、ワークショップやスタンブラー(夏休み読書チャレンジ)等の事業を実施したほか、読書に親しむきっかけとなるよう「本の帯アイデア賞」「子ども読書月間課題」の事業を実施し、令和5年度より多くの参加がありました。また、自分が興味を持ったことを本で調べ楽しさを知ってもらえるよう「杉並区図書館を使った調べ学習コンクール」を開催し、このコンクール参加を契機に図書館を活用した調べ活動につながりました。	
40 中・高校生世代に向けた読書活動の推進	中・高校生世代に向けた取組としては、学校との連携による中学生が薦める本の展示や、中学校1年生調べ学習展示、中学校本の帯アイデア賞校内優秀作品展、職場体験で受け入れた全生徒によるおすすめ本の紹介文提示、YA(ヤングアダルト)新聞臨時増刊として「高井戸中学校図書委員おすすめの本」の発行などを行い、また各図書館でのYAコーナーでは、当該世代が興味等を持つような様々な資料を収集し、中・高校生生の利用を促すとともに、居場所づくりによる読書スペースの提供などの取組を行いました。	
	各図書館では、それぞれの地域性を踏まえ、各年代を対象にした様々な事業を行うことにより、読書活動をさらに推進する取組を実施しました。引き続き、継続した読書習慣の定着を図る取組を進めていくため、参加状況や意見、感想などを踏まえながら、より効果的な事業の実施に努めています。	
1-11健康教育・食育の推進		
41 小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病予防検診の結果、肥満度や血中脂質が高く、指導が必要な児童・生徒に対し、事後指導である健康相談室を実施し、個別相談で、小児生活習慣病の専門医や杉並区医師会医師、栄養士、杉並区スポーツ推進委員会による医学的助言や健康的な食事の提案、運動相談、体験型の運動指導を79組の親子に実施しました。フォロー健康相談室では、利用者の検診後の生活状況を把握し、必要な継続指導を24組の親子に実施しました。	①各相談室での指導が必要な児童・生徒の数は把握できるでしょうか。もちろん保護者の希望にそう必要はありますが、健康のことだけに指導のカバー率が気になります。
42 健康づくり事業の実施	また、肥満・虚弱等の健康課題のある子どもとその保護者18組を対象に、生涯にわたる健康的な生活習慣の定着に向け、運動、栄養、歯科プログラムを連動して行う親子健康教室を実施しました。なお、親子健康教室は、事業開始時(平成24年)の「南伊豆健康学園廃止に伴う喘息等の児童への健康教育」という役割を終えていることに加え、学校における児童の体力向上の支援、健康教育・食育の推進の他、健康相談室、口腔保健指導、地元野菜デー等により、児童の健康づくり推進は十分に行っていることから、令和6年度で事業を終了しました。	
43 食育の推進	口腔保健指導については、杉並区学校歯科医会と連携し、小学6年生と中学1年生を対象に、デンタルフロスを用いて歯周病予防を中心とした口腔ケアの指導を継続して実施しました。	
	区立学校全校の学校給食で区内産野菜を使用する「地元野菜デー」を、7月にじゃがいも、12月に大根を使用して実施しました。12月の実施の際は、希望する2校で、区内農家による出前授業を行い、農業を身近に感じ、農業の大切さを知る貴重な機会となりました。また、学校給食の献立は、「標準献立」を基本としながら、学校栄養士が、子どもたちが楽しく食事ができるように、各校で工夫するなど、学校給食を生きた教材として活用しながら食育を推進しました。	

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部:評価表に反映不可部分、質問への回答

取組項目(内容)	計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
1-12環境教育の推進		
44 環境教育の推進	児童・生徒一人ひとりの環境意識の向上を図るため、環境課と連携し、杉並区に登録した環境団体から専門的な知識を持つ環境学習コーディネーター、環境学習サポーター等を各学校へ派遣する事業を実施し、各校のニーズに応じた環境学習の支援を行いました。 また、杉並区小中学生環境サミットを開催し、児童・生徒が環境に配慮した行動をしているかを点検するための「杉並環境チェックシートの取組」や「SDGsプロジェクト」など、各学校における取組の成果を発表しました。持続可能な社会づくりのため、児童・生徒と地域の協働による地域資源を活用した環境学習のより一層の充実を図ることができました。	①杉並区小中学生環境サミットが、いづどこで、どれくらいの児童・生徒の参加の下で開催されたのか等、もう少し補足していただければと思います。 ②各学校での教科等における環境学習でどのようなことができているのか、事例をご紹介いただければと思います。
1-13豊かな人間性を育む宿泊学習の充実		
45 移動教室の充実	小学校5年生は富士五湖周辺、小学校6年生38校は長野県白樺湖周辺、2校は南伊豆町ヶ浜地区で移動教室を実施し、いずれも自然豊かな環境の中で、児童の健全育成に資する充実した活動を行いました。 小学校6年生の移動教室は、手配及び運営の事業者への委託が全校で開始されたことにより、教員負担の大幅な軽減や準備の効率化を図ることができました。 中学校1年生を対象としたフレンドシップスクールは、関東近郊での1泊2日の行程で実施しており、集団で協力して飯盒炊きやチームビルディングなど様々な体験を行うことで入学当初の良好な人間関係構築に効果を上げています。また、「年度当初の宿泊行事であるため生徒の負担が大きい」との学校からの意見を踏まえ、令和7年度から各校が状況に応じて日帰り実施を選択できるように準備を整えました。 このほか、中学校2年生の移動教室(スキー教室)、小中学校それぞれの特別支援学校・養護学校の移動教室なども例年通り実施し、自然体験や施設訪問を行いました。いずれの事業も、日常とは異なる環境の中に学びの場を提供することで、児童・生徒の自然や文化への理解を深める貴重な機会となりました。なお、スキー教室では全生徒にヘルメットを手配し、より安全なスキー体験につなげました。	①中学校1年生を対象としたフレンドシップスクールについて、日帰り実施等が可能となったことが、良いのだろうか？学校側から「生徒の負担が大きい」といった意見が出るのも、時代の変化とし理解できるが、「豊かな人間性を育む宿泊学習の充実」の評価としては矛盾しているように読み取れます。今後どうしていくべきなのか、教育行政として検討する必要があるのではないのでしょうか。
46 フレンドシップスクールの実施	このほか、中学校2年生の移動教室(スキー教室)、小中学校それぞれの特別支援学校・養護学校の移動教室なども例年通り実施し、自然体験や施設訪問を行いました。いずれの事業も、日常とは異なる環境の中に学びの場を提供することで、児童・生徒の自然や文化への理解を深める貴重な機会となりました。なお、スキー教室では全生徒にヘルメットを手配し、より安全なスキー体験につなげました。	
1-14体験交流事業の推進		
47 小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業では、交流自治体である北海道名寄市に区内在住の小学生25名を派遣し、天体観測やスノーシュートレッキングなどの体験を通して自然の雄大さや大切さを学ぶとともに、名寄市の小学生との交流により、異なる文化を学び合いながら友情を深め、互いを尊重し合う経験を通して、豊かな人間性を育みました。	①体験した一部の児童生徒からのフィードバックはどのようなものか。波及効果を高めていくことを検討してほしい。小笠原自然体験交流事業では、各学校・地域における環境保全活動の推進役となるようなプログラムとなっているようだが、そのほか2つはどのようなのでしょうか。
48 中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業では、友好都市であるオーストラリア・ウィロビオ市に区内在住の中学生22名を派遣し、現地の学校での授業体験やホストファミリーとの交流などの体験活動を通して、豊かな人間性や国際感覚、英語によるコミュニケーション能力などを育成しました。	
49 中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業では、世界自然遺産である小笠原村に区内在住の中学生22名を派遣し、自然の中で体験学習や現地の人々との様々な交流を通して、自らが設定した課題の解決に向けた学習を行いました。この経験を生かし、各学校・地域における環境保全活動の推進役として、より広い視野で持続可能な社会を考えることができるよう育成しました。	
基本方針2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します		
2-1地域と共にある学校づくりの充実		
50 地域運営学校の充実	全校の学校運営協議会委員を対象に実施したアンケートを集計(対象者639人、回収率53%)した結果、「コミュニティスクール(地域運営学校)の役割について理解を深めたい」、「各学校がどのような活動をしているかが見えにくい」等の意見が多く出されました。そうした声を踏まえて、「コミュニティスクール(地域運営学校)ハンドブック」の作成・配布や、学校運営協議会委員学習会(すざなみCSみらい会議)を開催しました。学習会において、学校運営協議会の役割、他校の事例紹介、意見交換を行ったことで、各学校運営協議会が今後の会議・運営の在り方について改めて考えるきっかけの場となりました。また、学習会を通して知り合った委員同士が、自主的に個別課題についての勉強会等を開催するなど、新たなつながりが生まれました。	①「学校運営協議会と学校支援本部で学校の基本方針を共有し連携することで、「地域と共にある学校づくり」を実現していきます。」とあるが、どのような成果が見られたのか、具体的な説明を記入いただきたい。
51 地域運営学校と学校支援本部との連携推進	学校運営協議会と学校支援本部で学校の基本方針を共有し連携することで、「地域と共にある学校づくり」を実現していきます。 各学校運営協議会に、小中一貫連携校との協議会合同開催を働きかけたことで、令和5年度の2倍となる22回の開催となり、義務教育9年間の学びを渡して、地域も連携していくという意識が高まりました。	
52 地域運営学校における小中一貫連携校間の合同会議開催支援	現状では、学校運営協議会の会議・運営の在り方や、学校運営協議会委員としての当事者意識の持ち方などに、学校間での差が見受けられることから、引き続き各学校運営協議会の課題に応じた伴走支援を、地域学校協働活動推進員とともに行う必要があります。	
2-2多様なニーズに対応した図書館サービスの充実		
53 図書館利用へのバリアフリーの推進	「読書バリアフリー法」に基づき、高齢や障害等の理由で図書館への来館が困難な方に対し、読書を楽しむ機会を提供するため、高齢者施設への図書の団体貸出を実施したほか、文字が読みづらい方のための拡大読書器を中央図書館以外では初めて、移転改築した高円寺図書館に設置しました。新たに整備した高円寺図書館等複合施設(令和7年4月開設)は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)」に基づいて設計・建設を行っていますが、災害などの非常時に緊急事態であることをお知らせするための点滅装置を各トイレに設置することで、聴覚に障害がある方へも配慮しています。	意見・質問なし
54 多様なニーズへ対応した資料の充実	多様なニーズへ対応した資料については、図書館として備えるべき参考図書、専門書、郷土資料、行政資料など区民の調査・研究に資する資料と、利用者の要望のあるリクエスト資料とのバランスを考慮しながら収集し、利用者に提供しました。また、平易な言葉で分かりやすく書かれた本(LLPブック)などバリアフリー関連図書の収集にも努め、区内図書館において専用のコーナー(りんごの棚)を設置するなど充実を図りました。	
55 外部データベースの提供	外部データベースの提供では、利用者の調査、研究のための各種オンラインデータベースの情報を提供するとともに、全館において印刷サービスを実施して、利用者に提供できるようにしました。	
2-3社会教育士の育成・活用		
56 社会教育士の育成	社会教育士の育成では、事務局職員3名が国立教育政策研究所等の講習を受講し、これまで資格を取得した職員は計13人となりました。社会教育士の資格を有する職員は着実に増えており、区長部局や学校にも少しずつ異動による広がりが出てきています。社会教育士のスキルは様々な分野に通じ、異動後も活かすことができます。引き続き教育委員会事務局内の職員の資格取得を進めていきます。 こうした社会教育士や社会教育士に頼る活動を地域で行っている人々の力量形成や横断的なつながりづくりを進めるため、分野や地域等を超えて互いに語り合い、聴き合う「学び合いのワークショップ」を2回開催し、延べ91名が参加しました。また、地域活動に必要な力を育む機会を社会教育士などと協働して「スキルアップ講座」を2回実施し、延べ62名が参加しました。	意見・質問なし
57 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実	このほか、「新たな社会教育活動の支援」では、ワークショップ等の開催や社会教育センター団体交流登録団体との懇談会等を通して、既に地域で活動している人やこれから活動しようとしている人の求める支援や抱える課題を聴き取り、伴走支援に必要な情報や手立てについて検討を重ねてきました。今後は、その検討をもとに、地域活動を行う人々がさらに地域で活躍できるよう、社会教育センターの利用促進や学びの力で地域活動を進める人々のネットワーク化を進めていきます。	

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部:評価表に反映不可部分、質問への回答

取組項目(内容)		計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
2-4出前型・ネットワーク型の学習機会の充実			
58	郷土博物館の出前型事業の実施	出前型事業として、郷土博物館で実施した企画展の展示パネルを活用した「パネル展 杉並の高校野球 熱闘の軌跡」を永福図書館と連携して実施し、区民がその地域の歴史や文化に親しみ、学ぶことができる機会を提供しました。	①「郷土博物館所蔵の歴史写真の展示」や「サイクル本の無料配布を実施するにあたって地域と連携した」とあるが、どのような連携内容なのか記入してほしい。
59	区民参加による協働展示の実施	地域との連携による図書館サービスの充実では、永福図書館や高井戸図書館の地域資料コーナーにおいて郷土博物館所蔵の歴史写真の展示を行うほか、すぎなみフェスタにおいてリサイクル本の無料配布(1,105冊)を行いました。さらに、サイエンスフェスタにおいても、「科学読み物のブックトーク」ブースで、展示本の紹介とリサイクル本の無料配布(約150冊)を実施しました。	
60	地域との連携による図書館サービスの充実	成人学習支援の充実では、すぎなみ大人塾3コースの実施により受講生の自主的な活動につなげるとともに、若者が地域活動へ参画することを促すために30歳以下の区民が企画運営する事業(すぎなみ30ミーティング「みんなの大運動会」)へは150人を超える区民の参加があり、若者が地域とつながるきっかけとなりました。	
61	成人学習支援の充実	科学教育の推進では、「未来をつくる杉並サイエンスラボ IMAGINUS(イマジナス)」運営事業者へ科学体験プログラムの実施を委託し、地域の施設で行う出前型の科学講座等の事業で、協議・調整を行いながら民間事業者の専門性を利用して実施しました。参加型・体験型プログラムでは、地域のイベントに向いて科学への親しみを広げるワークショップを開催し、1,000名を超える区民が参加しました。また、夏休みの連続講座では、解剖実習コースを設けるなど学校教育では体験できない学びを提供したほか、科学展示では、来場者が主体的に学ぶことができるよう、実際にスポーツで活用されている科学技術を体験する「スポーツを科学する」、謎解き形式でマイクロプラスチックについて考えてみる「光の電音城からのメッセージ」といった参加型・体験型展示を開催しました。民間事業者ならではのノウハウや創意工夫が、各種プログラムの魅力を高めることにつながっています。	
62	科学教育の推進	このほか、9月に開催したサイエンスフェスタは、1,300人を超える区民が来場したほか、オンラインで参加団体の動画も公開し、より多くの方に科学に触れる機会を提供しました。あわせて、区内の科学関係団体等と協働で実施したことで、地域の科学団体同士の連携を深めることができました。	
2-5地域と学校の協働活動の充実			
63	学校支援本部の活動支援	学校支援本部活動の充実と持続性が高まるよう、学校支援本部学習会(すぎなみ学校支援本部みらい会議)を開催し「教育課程内支援」と「組織活性化」に焦点を絞った事例紹介による意見交換を行いました。引き続き、学習会を開催するとともに、地域学校協働活動推進員による個別相談対応を行っていきます。	①学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化モデル事業とし、「関係者の意見交換の場を設け、好事例の共有や、効果的連携に向けて意見交換を行いました」とありますが、意見交換の場の正式名称、メンバー、開催数等、具体的に記入してほしい。
64	地域教育推進協議会の活動支援	地域教育推進協議会の活動支援では、地域での自主的な教育活動の振興や活性化の支援を目的とした分担金支給のほか、事務局となる青少年委員と情報共有を行い、運営委員会等の会議出席を通じて、各地区の多様な取組に合わせた個別の相談に応じるなど、スムーズな組織運営に向けて伴走型支援を行いました。関係する個人や団体が多く、足並みを揃えることが難しいといった課題を抱えていますが、活動の核となる学校と協力しながら、懇談会や音楽祭、夏祭りなど、地区の特性に合わせた様々な取組を実施しました。また、学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化モデル事業については、関係者の意見交換の場を設け、好事例の共有や、効果的連携に向けて意見交換を行いました。地域によって、人材の不足などにより新たな取組を実施しづらい状況であるため、今後は課題解決に向けた取組を関係者とともに進めていきます。	
65	地域学校協働活動推進員の配置	各中学校で編成している中学生レスキュー隊は、地域の防災訓練や震災救援所の訓練に参加し、防災意識や社会貢献の意識向上につながっています。	
66	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化	就学前教育施設と地域人材につながるための仕組みづくりでは、関係課及び子供園園長と協力し、地域教育推進協議会等において、各子供園が現在必要とする地域人材について、地域住民や団体から助言や提案を受け、子供園の自然環境を向上させるなどの地域人材の具体的な活用方法について検討を進めました。また、すでに各子供園で活用している地域人材について実態把握を行い、活用状況を共有し、幼児の多様な体験活動につながる効果的な人材活用方法についても検討を進めました。	
67	中学生レスキュー隊の編成	文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進では、昭和戦前期に首相を務めた近衛文麿が着用した大礼服の複製品を製作する際、記録映像を作成し、同大礼服とともに秋外荘で公開しました。また、陽明文庫との共同調査を5回実施し、国史跡「秋外荘」の復原・整備完成を記念した特別展「陽明文庫名品展「秋外荘」の日本画と香道具」を開催し、杉並の歴史・文化を区内外に発信しました。加えて、「近衛家と細川家 着物が紡ぐ家族の記憶」を含む杉並らしい企画展を3回実施したほか、郷土博物館収蔵資料を活用した収蔵資料展を開催しました。なお、収蔵庫については、新たな収蔵スペースの確保に向け、引き続き検討していきます。	
68	就学前教育施設の地域人材活用の推進	歴史的資料のデジタルアーカイブ化では、図書館や郷土博物館資料など区の保有する歴史的資料を次世代へ継承していくための準備を進めました。	
2-6次世代への歴史・文化の継承			
69	文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進	このほか、伝統文化・郷土芸能への理解促進では、杉並郷土芸能大会での笛師による講演や里神楽、お囃子などの披露により、伝統文化への理解促進につながりました。	意見・質問なし
70	歴史的資料のデジタルアーカイブ化	こうした杉並の地域に根差した歴史や文化に親しむことができる機会への区民参加は増加傾向にあります。引き続き、区民の愛郷心の向上につながる取組を実施していきます。	
71	杉並らしい特別展・企画展の実施	家庭教育の充実にあたっては、保護者の意向を尊重しながら、保護者が相互に学び合い支え合う関係づくりを目的とした講座を開催するとともに、保護者・地域団体等が主催する講座を共催する形で支援してきました。	
72	伝統文化・郷土芸能への理解促進	教育委員会主催の家庭教育講座を計3回開催し、キャッシュレス決済など支払方法が多様化した現代における子どものお金との関わり方や、子どもの自己肯定感を育むためのコミュニケーション、家庭での性教育など、保護者の悩みや不安に寄り添うテーマを設定しました。講義と質疑応答の時間に加え、参加者同士が意見や情報を交換する場面もあり、参加者はそれぞれのテーマについて主体的に学ぶことができました。	
73	陽明文庫との連携の強化と共同調査実施	また、9つの団体と共催で、不登校や思春期、防災などをテーマとした講座を開催しました。	
2-7家庭教育支援の充実			
74	家庭教育講座の実施	家庭教育に関する情報が身近にあふれている一方、子育てに関する悩みや不安を誰かと共有する機会は限られています。支え合える仲間や地域とつながり、新たな視点や気付きを得られる場として、より多くの方を家庭教育講座の参加へつなげるため、区公式ホームページの効果的な活用やチラシの配布先を増やすなど周知方法に工夫を重ね、保護者の関心が高いテーマを適切に設定することが求められています。	意見・質問なし
75	家庭教育フォーラムの実施	さらに、コロナ禍等により開催を見送っていた家庭教育フォーラムを「家庭教育を学び合う会」として4年ぶりに開催し、参加団体の活動内容や、講座を開催した成果及び課題などを共有し、今後の家庭教育支援について話し合うことで、次の講座開催への意欲を高め合うことにつながりました。	

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下部部:評価表に反映不可部分、質問への回答

取組項目(内容)	計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
基本方針3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります		
3-1学校ICT機器の運用		
76 児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用	タブレット端末の運用に関して、児童・生徒用端末を29,753台配備しました。修理等で不足した場合は、予備機の割り当てや教育委員会分の払い出し等で対処しました。	意見・質問なし
77 電子黒板システムの運用	電子黒板システムの運用では、画面タッチによる操作で教員用タブレットとの無線接続が可能であり、かつ可動式の液晶型電子黒板を普通教室に導入し、学習環境の整備を図りました。	
78 区立学校ネットワークの運用	併せて、学校で用いる複数のネットワーク回線を一本化・大容量化し、全校において文科省の規準を上回る10Gを達成するなど、通信速度の向上及び支払事務の効率化を図りました。なお、教務・校務パソコンの統合に向け、所要の準備を進めました。	
3-2区立学校の増改築		
79 富士見丘中学校の改築	富士見丘中学校と中瀬中学校は新校舎建設工事を進め、杉並第二小学校は旧校舎解体工を行いました。神明中学校は旧校舎解体工事を進め、杉並第一小学校では基本設計に着手しました。西宮中学校の改築では周辺の区立施設の再編を含めた地域全体を見渡した検討を行うとともに、天沼中学校では改築検討の準備を進めました。高井戸小学校では増築工事が終了しました。	①「児童・生徒だけでなく「学びのプラットフォーム」として、地域住民の活動の場となる機能を充実させる」「災害時の拠点としての整備」についてはどのように進めたのか、具体的に記述してください。
80 杉並第二小学校の改築	済美養護学校中学位の移転先である済美教育センターの改修・増築工事に着手し、近隣住民に配慮しながら工事を進めました。一部の工事が入札不調になった影響などもあり、目標値には届きませんでしたが、令和7年9月に予定どおり移転できる見込みです。	
81 中瀬中学校の改築		
82 神明中学校の改築		
83 西宮中学校の改築		
84 杉並第一小学校の改築		
85 天沼中学校の改築		
86 杉並第六小学校の改築		
87 桃井第一小学校の改築		
88 向陽中学校の改築		
89 和田小学校の改築		
90 高井戸小学校の増築		
91 済美養護学校の教育環境整備		
92 学校プールの整備のあり方		
3-3区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕		
93 久我山小学校の長寿命化改修	当初の計画通り、6校の工事及び3校の工事に向けた設計委託を行いました。	①「人事配置に限られる中で」とありますが、何の人事配置なのか分からないので、設計委託などがなぜ必要かよくわかりませんでした。追記等お願いします。
94 杉並第十小学校の長寿命化改修	区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕事業は令和4年度から始まった事業で、工事の実施にあたっては学校への負担を最小限に抑えるため、多くの工事を夏季休業期間に集約する必要があることから、改修計画の調整に苦慮しており、現在1校あたりの改修に4～5か年を要しています。今後も人事配置に限られる中で計画的に工事を進めていくため、設計の委託などにより工事を着実に進めていきます。	
95 堀之内小学校の中規模修繕		
96 高井戸中学校の中規模修繕		
97 井荻中学校の中規模修繕		
98 桃井第三小学校の中規模修繕		
99 泉南中学校の中規模修繕		
100 松ノ木中学校の中規模修繕		
101 大宮中学校の中規模修繕		
102 東田中学校の中規模修繕		
3-4区立学校トイレの環境整備		
103 トイレの全面改修	6校においてトイレの全面改修を行ったほか、1校において便器の洋式化を行い、多くの人にとって利用しやすい環境を整備しました。	①トイレの全面改修が必要な箇所、便器の洋式化があとどれくらいかかるのか、そのあたりの見通しは立っているのでしょうか。現在改修等必要な箇所のうち、何パーセントぐらいが完了できているのかなど、目安がないと、この目標や実績でよいのか判断しづらいので補足をお願いします。
104 洋式化に特化した改修		
3-5図書館の整備		
105 高円寺図書館の移転・改築	旧杉並第八小学校跡地に整備した高円寺図書館等複合施設(ふらっとすぎはら)は、関連部署との連携を密にして工事計画に沿った建設工事等を進めるとともに、什器備品を整えるなど開設準備を着実に進めました。また複合化による効果を最大限に生かすため施設の指定管理者を選定し引継業務を行い、令和7年4月1日に移転・開設しました。	①最末尾「同館の快適に滞在できる利用環境を向上しました。」の一文が不自然な気がします。
106 高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討	ICタグシステムを活用した図書館サービスの充実では、自動貸出機を全館に設置したほか、中央図書館及び移転後の高円寺図書館で、カウンターを通さず利用者自身で受け取り可能な予約棚を設置した予約本コーナーの運用を開始し、資料の貸出時間の短縮による利便性の向上や蔵書管理の効率化を図りました。図書館ホームページは、アクセシビリティの向上と利用される方が多いスマートフォン画面に適したレイアウトとする見直しを行いました。	
107 ICタグシステムを活用した図書館サービスの充実	令和6年10月から中央図書館の閲覧席の一部に、WEB予約が可能な座席予約システムを導入し、事前に館外から席の予約ができるなど利用者の利便性を図り、また時間区分での公平な閲覧席の提供が可能になることで満席状態が緩和され、同館の快適に滞在できる利用環境を向上しました。	
108 図書館ホームページ更新		
109 座席予約システムの導入		
3-6通学路安全対策の推進		
110 学校安全マップの作成・活用	学校安全マップを区立小学校全校で作成し、全家庭のほか子ども安全ボランティアなど学校に関わる地域の方に配布し、学校周辺の危険箇所等の情報共有を図るとともに、学校においてマップを活用した安全指導を行いました。また、作成に児童が携わることで、児童自身の交通事故や犯罪を回避する能力の向上や、配布したマップをもとに親子で危険な箇所等を確認することにつながりました。	①通学路の安全対策は、地域との連携が最も進んでいる活動の一つかと思えます。こうした連携の実態がわかるデータがあれば掲載をお願いします。学校の働き方改革、学校と地域の新たな役割分担といった文脈のなかで、とくに登下校の安全管理については注目されているところなので、どんなふうに進められているのかが示されるといいと思います。
111 通学案内・交通指導の実施	登下校時間帯の通学案内・交通指導は小学校全校(178箇所)で実施し、声掛け等により安全な道路の横断を促すほか、公道における適切な行動を指導することにより、児童の事故防止を図りました。	
112 通学路安全点検の実施	通学路安全点検は、計画どおり10校で学校、PTA、警察、土木事務所等と合同の安全点検を実施し、確認された危険箇所等の改善を図りました。このほか、通学路標識(文マーク)の設置や通学路防犯カメラ(294台)の保守点検等を実施することにより、通学路の安全対策を推進しました。	

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部、評価表に反映不可部分、質問への回答

取組項目(内容)		計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
基本方針4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます			
4-1主体的に学び続ける教員の育成			
113	継続的な教員研修の実施	教員が主体的に学び、効果的かつ継続的に資質・能力の向上を図ることができるよう、済美教育センターで実施した研修講義等の動画を区内教員用の杉並区研修サイトに配信し、自己研鑽に励むことのできる環境を整えました。 また、研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修は、教員が優れた指導方法を学び、自身の実践に活かすことができるようにするために、教育課題研究指定校や指定グループ等による研究の成果を広く普及し、学ぶ機会を設けました。 また、自立的・協働的に考える学校を支援するために、学校の要請に応じた訪問型要請研修の充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を意識した授業改善を推進しました。	①自立的・協働的に考える教職員集団の形成には、「訪問型要請研修」という方法が重要だという記述は同感します。どのようなテーマの要請が多かったのか等、わかる範囲で示していただけるといいかと思います。 ②というのも、訪問型養成研修の充実が、個別最適な学びと協働的な真備の一体的な充実と、どのように貢献したのか、そのあたりが読み取りにくく感じます。修正をお願いします。
114	訪問型要請研修等の実施	さらには、児童・生徒1人1台専用タブレット端末の効果的な活用を推進するため、ICT活用リーダーを対象とした研修を実施するとともに、全教員向けにICT活用リーダーによるタブレット端末を活用した授業を公開することで、教員がICT活用について学ぶことのできる機会を確保し、ICTを活用した学びの充実を図りました。	
4-2学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成			
115	就学前教育研修の実施	区内就学前教育施設の保育者を対象とした就学前教育研修について、日々の教育・保育に生かせる実技を中心とした集合研修や、研修動画のオンデマンド配信等、保育者のニーズに応じて研修形態を多様化することで、令和5年度と比べて研修参加施設が増加しました。研修受講者のアンケートでは、「子どもが自分から探索したり、探究を深めたりしていくには、保育者がどう関わるか、子どもの姿からどんな物を用意すべきかをよく考え、環境を整えていることが重要だと学ぶことができた」「発達に気になる幼児への支援について、自分のクラスの幼児と照らし合わせて講義を受け、一人ひとりに必要な援助は何か、適切な声掛けの言葉は何か、改めてよく考えて関わってみたい」との回答がありました。このことから、子どもたちの主体的な遊びを充実させる環境づくりや、支援を要する幼児への援助方法の習得につながっています。	①令和5年度と比べて参加施設数がどれくらい伸びたのか、また、想定している区内就学前教育施設の何割が参加しているのかなど、データを示せて示してほしい。
116	幼児教育アドバイザーの配置	また、区内就学前教育施設の保育者の資質向上や、支援を必要とする幼児への教育的支援を充実させるため、就学前教育支援センターの専門職や幼児教育アドバイザーが、巡回訪問により助言を行い、保育者の資質向上を図りました。巡回回に対して行ったアンケートの回答には、「助言を受けることで、自分では気づけなかった子どもの状況を把握することができ、その子どもの言動にある背景を考えることができた」との声がありました。引き続き、子どもの発達や支援に関する保育者の相談の場を適切に確保していきます。	
4-3次代を見据えた研究の推進			
117	就学前教育の調査・研究の実施	教育課題研究指定圏では、成田西子保育園が「やってみたいこんなふうになりたいもつこうしてみよう」と心を動かして遊ぶ「～遊び込む幼児を育てるための環境の工夫～」を研究主題とし、意欲、志向性、意志、探究の過程と、それを支える物的・人的環境の工夫について、学年ごとに事例を考察しました。6歳児の事例では、1人の園児が遊園地の乗り物を作る場面から他の園児が刺激を受け、イメージしたことを実現するための手立てを仲間と考えました。また、粘り強く取り組むことを学級共通の目標とし、保育者が人的・物的な面でその環境の工夫を行いました。研究発表会では、保育観察、研究発表、外部講師による講演を実施するとともに、当日の様子を撮影した動画を配信し、区内外の就学前教育関係者に広く発信・共有しました。また、新たに指定した下高井戸子保育園では「夢中になって遊ぶ幼児の「時」を意識して」とを主題とし、研究を進めました。	①「文部科学省が推進する「幼児小の架け橋プログラム」を踏まえ、就学前教育施設から小学校への生活や学びがより一層円滑に接続できるよう、令和7年度から「杉並区幼児小接続期カリキュラム・プログラム」の改定を行うため、準備を進めました」とあるが、具体的にどのような準備をしたのか記述してほしい。
118	幼児小連携の充実に向けた研究の実施	令和4年度から3年間継続して取り組んだ幼児小連携充実研究では、研究主題を「遊びの中から教育的な学びへ」とし、就学前教育施設での経験を生かした指導の工夫を行うため、スタートカリキュラムに基づく取組の改善を行い、研究実践校である高井戸第三小学校で、1年生の学級担任が入学式翌日及び入学後4日目の授業公開を実施しました。研究の成果をまとめたリーフレットを作成し、幼児小連携担当者連絡協議会での配布及び区公式ホームページへの掲載により、小学校及び就学前教育施設に広く配信し、幼児小連携の充実を図りました。	
119	幼児小接続期カリキュラム・プログラムの改定	文部科学省が推進する「幼児小の架け橋プログラム」を踏まえ、就学前教育施設から小学校への生活や学びがより一層円滑に接続できるよう、令和7年度から「杉並区幼児小接続期カリキュラム・プログラム」の改定を行うため、準備を進めました。	
120	教育課題研究の実施	教育課題研究指定校では、教育課題の解決を図るため指定校に予算配分し研究を進めました。具体的には、次代の教育課題に関わる研究等4つのテーマについて、区立学校11校及び教員によるグループを指定し、教育委員会が一体となって学校や教員グループによる研究を進め、その成果を、研究発表会や公開研究会等の機会を通して学校に広く周知しました。	
121	学校図書館活用実践校の推進	その他、学校図書館活用実践校5校において、学校図書館運営のための校内組織の充実や校内研修の実施などにより、様々な教科で図書と百科事典データベースなどのデジタル資料とを併用することで、学校図書館を調べ学習の場として活用を進めました。この成果は、学校図書館担当者連絡会を通して、全校の学校図書館担当教員と学校司書に共有しました。	
4-4区立学校における働き方改革の推進			
122	区費教員の効果的な配置・活用	区費教員を有効に活用することにより、小学校における教科担任制の実施や特別支援教育の充実を図りました。また、学校に配備している児童・生徒1人1台タブレット端末やデジタル教材等の活用支援のため、ICT機器の操作支援等を行う学校ICT支援員について、学校への訪問日数を週2日程度から週3日程度に拡充し、教職員の利活用技術の向上を図るとともに、児童・生徒の学習環境の向上を図りました。また、引き続き5校の副校長校務支援員、全校のスクール・サポート・スタッフを週4日配置しました。このほか、児童・生徒の学籍、成績や保健管理などの校務を効率的に処理するための校務支援システムの運用を適切に行うとともに、勤務時間外の電話音声自動応答メッセージの運用、学校閉庁日の設定など、様々な取組を行いました。加えて、現在経媒体で処理している出勤簿等のデジタル化について、学校向け庶務事務システムの令和7年9月頃の運用開始に向けて、システムの設定などを進めました。	①「令和6年度の教員の時間外勤務は令和5年度と比較して減少しました」とあるが、具体的な数字を示すことができないだろうか？
123	情報通信技術(ICT)支援員の配置		
124	副校長校務支援員の配置		
125	スクール・サポート・スタッフの配置		
126	エデュケーション・アシスタントの配置		
127	学校における業務のデジタル化の推進	これらの取組や各校における業務改善・意識改革等を進めたことにより、令和6年度の教員の時間外勤務は令和5年度と比較して減少しました。引き続き、業務改善・意識改革・人的支援・業務のデジタル化などを推進し、区立学校における働き方改革を総合的に推進していきます。	
128	校務支援システム運用		
129	学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用		
130	学校閉庁日の実施		
4-5学校運営の充実に向けた総合的な支援			
131	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくりについては、学校や地域の実情に応じた教育活動の充実や、特有の教育課題の解決のために、学校のプレゼンテーションを基に環境教育やキャリア教育など、各学校の課題解決に向けた取組を支援しました。	①「学校のプレゼンテーションを基に環境教育やキャリア教育など、各学校の課題解決に向けた取組を支援しました」というところをもう少し具体的にどのような支援を実施したのか記述してほしい。おそらくコンペティション形式なのだと思いますが、そのことが理解しやすい記述にしていきたい。 ②「小中学校地域ブロック制」を活かして、どのような課題解決が図れたのかを具体的に事例を出しながら、記述していただきたい。
132	小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援	小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援では、指導主事が中核となり、教科指導や生活指導、教育相談等の専門職と連携を図りながら、学校の抱える課題に対して助言や支援を行いました。	
133	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施では、5名の弁護士が54件の相談に対応し、適切な初期対応及び問題の早期解決につながりました。また、相談事例を例示しながら、校長を対象に研修を行いました。	

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部:評価表に反映不可部分、質問への回答

取組項目(内容)		計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
4-6特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実			
134	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	配慮を必要とする幼児への教育的な支援を充実させるため、区内就学前教育施設の保育者に対して専門的な見地から助言を行う教育支援相談を実施し、令和5年度より多い86件の相談がありました。相談者に対して行ったアンケートの回答には、「子どもが自分の気持ちや行動をコントロールする手立てや、見通しを持つ方法を具体的に知ることができたので、相談して良かった」、「子どもへのアプローチ方法を細かく分析することができ、今後の保育に生かしていきたいなどの声がありました。86件のうち34件については、相談後に施設訪問を実施し、特別な配慮を必要とする幼児への教育的支援に関して、助言を行いました。	意見・質問なし
135	特別支援教育に係る校内体制の充実	また、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、「個別の学び支援システム」を小学校全校に導入し、教員の専門性の向上や業務負担の軽減を図るとともに、校内全体の特別支援教育の推進に取り組みました。同システムを活用することで、短時間での児童の実態把握や、早期に適切な支援を行うことができるようになりました。また、システム内には特性に合わせた教材が豊富に格納されており、教員の教材準備の時間短縮につながっています。	
136	学校と地域の包括的な支援体制の構築	校内の特別支援教育推進の中心となる特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質向上を図るため、特別支援教育コーディネーター連絡会を計5回実施しました。特別支援教育に係る最新の動向について理解を深めるとともに、済美養護学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育の専門性向上及び児童・生徒の副籍交流の充実に努めました。また、コーディネーター同士の連携を図り、指導のノウハウ等を共有することで、各学校における特別支援教育のより一層の推進につなげました。	
4-7学校施設の有効活用の推進			
137	学校施設の有効活用	学校施設の有効活用に向けたモデル事業として、学校施設の利用調整システムの運用と学校施設を活用したスポーツ振興事業を1校で実施しました。2年間のモデル事業の実施・検証を踏まえ、令和7年3月から、小学校7校において、学校施設の利用調整が可能な公共施設予約システム「さきかねつと」を導入しました。市民がスポーツや文化に親しみ場を提供する学校開放事業のコースは依然として高い状況にあるため、公共施設予約システム「さきかねつと」の更なる学校への導入拡大を進めています。	意見・質問なし
138	学校施設における子どもの居場所づくり	区では、子どもの居場所づくりの理念や基本的な視点、今後の取組の方向性を盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しました。この方針に基づき、全ての子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、放課後の学校施設を子どもの居場所として活用するための検討を進めました。また、学校施設で豊かな学びや文化等を親しむことができ、多世代の交流による学び合い、教え合うことができる「学びのプラットフォーム」の実現に向けた諸室の利用拡大の環境整備を進めるため、学校施設管理のあり方について検討を行いました。	
139	学校施設の諸室等の利用拡大		
4-8学校図書館の研修等の充実			
140	学校司書の配置	小中学校全校に学校司書を引き続き配置し、学校図書館の蔵書の充実や館内整備を行うとともに、読書活動の充実や授業での学校図書館活用を支援しました。	意見・質問なし
141	学校司書研修の実施	学校司書を対象とした研修では、先進的な取組をしている他自治体の学校司書を講師として、授業に役立つ事例による研修を実施したほか、区内の学校司書の実践を詳しく聞く研修会も行い、各自の研鑽につなげました。また、令和7年度使用予定の教科書を題材として授業支援について検討を行いました。	
142	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館担当教員の研修では、計画的な学校図書館の利用により児童・生徒の情報活用能力を育成することや、学校司書とどのように連携して授業をつくるかの事例を共有し、学びを深めました。	
4-9生涯学びを支える生涯学習人材の育成			
143	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修では、社会教育センター主催の「学び合いのワークショップ」や「スキルアップ講座」を通して、教育委員会事務局の有資格職員や事業に携わる職員等が地域の社会教育士等と共に学ぶ機会を設けました。事務局内に留まらず、区長部局の職員も参加し、延べ25名が地域における学び合いを支援するために必要なフシリラー・シヨウナカなど実践的な力を養いました。	①単純な疑問ですが、「生涯の学びを支える生涯学習人材」は区職員のことだけを意味するのでしょうか？社会教育活動や地域活動のリーダー的な役割を担っている区民も含まれるように思いますし、そうした区民のネットワーク強化がイメージされます。 ■「4-9」は区職員のことだけを意味します。区民については、「2-3社会教育士の育成・活用」「社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実」に含めています。
144	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者への研修では、外部講師を招き、資料の梱包技術(実技演習を含む)を学んだほか、博物館職員も対象に加え、IPMIに関する研修を実施し、文化財や収蔵資料の的確な保存・保護に関する知識を深めました。	
145	司書の研修の実施	司書の育成については、資格を持たない図書館職員に対し、司書資格取得の講習(2か月間)の受講を勧奨し、令和6年度は1名が資格を取得しました。また、杉並区立図書館職員としての基本的な知識・技能を習得するための図書館初任者研修を実施し23名が受講したほか、職員の専門性向上のためのレファレンス研修では18名が受講し、図書館職員としてのスキルの向上を図りました。	
4-10アレルギー対策の推進			
146	アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施	学校全体でアレルギー対応ができるように、エビペンを携帯している児童・生徒の担任教諭や、希望する教職員を対象に、エビペンの使用方法や緊急時の対応など、アレルギーに関する知識を深めるための研修を2回実施しました。	意見・質問なし
147	アレルギー対応ホットラインの運用	さらに、アレルギー症状がみられた場合に、速やかに専門医の助言を受け、緊急時に迅速な搬送を行える体制を整えた、「アレルギーホットライン」を引き続き運用することにより、アレルギー対応の強化を図りました。	
4-11学校徴収金の会計計化			
143	学校徴収金の会計計化	また、アレルギー疾患は家庭での対応も重要であることから、保護者を対象とした講習会として、学校医と学校栄養士が、アレルギー疾患の基本的な知識と学校でのアレルギー対応について分かりやすく解説した動画をオンラインで配信し、保護者の理解を深めることに努めました。なお、各学校では、教職員の異動があるため、年度初めに教職員を対象としたアレルギー対応研修を行い、学校内での緊急時の対応方法を確認しています。	
4-11学校徴収金の会計計化			
143	学校徴収金の会計計化	専管組織による検討を開始し、学校徴収金ごとの会計計化の適否の判断及び課題の整理と解決策の検討には、相当の時間を要すること等から、会計計化が可能と判断した徴収金から順次、会計計化を実施し、会計の透明性の向上の取組を進めていく方針を固めました。この方針のもと、学校給食費は、無償に伴い教職員等からの徴収のみとなり、他の徴収金と比較して徴収管理対象が限定的であることから、計画を1年前倒して、令和7年度から会計計化を実施することとし、計画の改定も行いました。	意見・質問なし
4-11学校徴収金の会計計化			
143	学校徴収金の会計計化	学校給食費の会計の事務処理方法等の検討にあたっては、関係課や学校と調整を図るとともに、給食食材納入事業者等の負担が最小限に留まるよう留意しました。また、給食食材納入事業者への説明を丁寧に行うなど、円滑な会計計化に向けた準備に取り組み、大きな混乱なく、会計計化による運用を開始することができました。	
4-11学校徴収金の会計計化			
143	学校徴収金の会計計化	その他の学校徴収金については、部活動経費など対象者が限られるもの、副教材など各学校で購入物品が異なるもの、保護者と事業者間の直接取引が可能なものなど、多種多様であり、それぞれ性質が異なるため、引き続き、詳細な実態把握や会計計化に向けた課題整理等を進めていきます。	

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部:評価表に反映不可部分、質問への回答

取組項目(内容)	計画事業全体に対する評価(8月28日時点)	学識経験者意見・質問
◆点検及び評価 全体に対する意見・質問		
・評価表(様式1)の「2 計画事業全体に対する評価」の成果・分析について		
<p>○「実施をした」とか「取り組んだ」という表記が多い。確かに実施をし、目標値は達成したと読める。ただ、ここは成果と分析という欄なので、取り組んだ結果どういふ成果が現れたのかという部分を重点的に書くべきではないか。しっかりと実績は残し、その結果としてこういう成果が現れました。それを踏まえて、次年度以降はこういうことに取り組んでいくことが現段階で考える課題です、という書き振りの方が良いのではないか。ほとんど「実施をした」という実態分析の表記になっているので、そこはちょっと工夫があってもいいかな感じました。</p> <p>施策というのは、必ず受け手がこれをどう受け取っているかということが、その成果として見ておかなければいけない部分なのです。例えば住民対象のアンケートや学校を対象にしたアンケート調査もされていると思うので、そこから読み取れる成果を入れておいていただけると、教育委員会が考えている成果として、それを踏まえて次年度以降の課題としてこういうところに取り組んでいくのだということが伝わる、より説得性のある点検評価報告書になるのかなと感じました。</p> <p>○「成果」欄は、アウトプットではなく、アウトカムをもう少し意識して記載してほしい。 ※アウトプット＝直接的な行政活動、 アウトカム＝国民に対して実際にもたらされる成果、政策効果(総務省HPより)</p> <p>⇒アンケート調査の実施は検討しており、今後の評価に生かしていきたいと考えています。 成果欄への記入の仕方について、次年度以降の点検評価に反映させていただきます。</p>		
・総合計画、実行計画及び教育ビジョン2022推進計画の関係性、推進計画に基づく指標の設定等について		
<p>○杉並教育ビジョン2022推進計画と、「杉並区総合計画」と「杉並区実行計画」、この三つの関係性が、点検評価の報告書からだけでは読み取れない。</p> <p>例えば、様式2を見ると、基本方針1、2、3、4とそれぞれに則した形で、それぞれ1枚物の枠組みと指標とその成果と分析というのがある。ここで出ている指標は総合計画に載っている指標であり、例えば様式2の基本方針1の五つの指標は、基本方針1で掲げている14の施策の評価指標になり得るのかというと、一部分の評価でしかない。点検評価の指標として、これを入れること自体がふさわしいのかどうかという疑問があります。それは総合計画の方の評価としてやるべきであって、この38の事業の点検評価でここが入ることは、本当にふさわしいのかどうかというのは、疑問が残っている。</p> <p>⇒区には基本構想があり、それを実現するための総合計画、その財源の裏づけを持った実行計画という構造になっています。教育ビジョン推進計画は、総合計画・実行計画に載っていない事業が多くあり、予算が絡まない事業もあります。教育ビジョン推進計画のコアな部分のみが、総合計画・実行計画に載っている形です。今後は、教育ビジョン推進計画においては、総合計画・実行計画で用いている指標以外に、アンケートを駆使して指標化を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>○行政施策ですら必ず予算の裏づけがあって、この予算の範囲内でできない事業なのか、この事業を拡充するためには予算を拡大しなければいけないのかそれぞれ状況があると思います。区長部局への説明に当たっても、教育ビジョン2022推進計画や点検・評価の中で、この予算では不十分であるとか、限界であるという状況を工夫をして示していただく、スムーズな予算要望につながると思うのです。計画に対して予算とおりの金額を確実に執行したという証明ではなく、例えば中学生を海外に派遣するには22人が限界なのです。今後、運賃の引き上げも想定される中で22という枠を残していくのであれば、予算の拡充が必要だという形で示すなど、教育施策を展開していくために予算の観点も考慮していく必要があるのではないかと感じました。</p> <p>⇒実行計画事業に関しては、実行計画を策定する段階で、財政当局が今後の予算枠として査定を行ったため示すことができます。一方で、推進計画は実行計画以外の事業も複数年に渡って示しており、全事業の財政的な指標を示すのが難しい現実があります。ただ、ご意見を踏まえ、例えば予算がある事業においては、決算の数値を毎年で載せていき、その数字の変化を捉えて事業の方向性を示すであるとか、経費の説明を入れるであるとか、今後はそういったこと工夫をしていきたいと考えております。</p>		

※意見・質問への回答は評価表(様式1)に反映済
※下線部:評価表に反映不可部分、質問への回答

再発防止対策に係る評価への「学識経験者意見・質問一覧」

評価表	評価名等	取組名	
		●該当項目	○学識経験者意見・質問
1	評価名：学校の個別事案（校庭のくぎによる児童負傷事故）に係る評価 対象事案：校庭のくぎによる児童負傷事故	①「学校問題発生時の一元的な情報管理体制の整備及び情報連携等」＜学校問題の相談・支援体制の強化＞への取組実績・成果	○CEDARについて、体制・構成員等についてもう少し詳しく知りたい。 ➡指導主事、学校管理職OB、心理職とそれぞれ3名いるので、違う職種から1名ずつ構成した3チームで動いています。
		●令和7年4月より学校問題対応支援係（以下、「CEDAR」という。）を本庁組織に新設し、ワンストップで学校問題の対応にあたっている。 ●学校の事件事故等の発生時の報告方法について、令和7年4月に学校・子供園に通知すると同時に、校長会・副校長会で周知を行った。※別紙通知文「7杉教第199号」参照 ●CEDARは運用開始後、対応の迅速化や専門性の向上、組織対応の強化等により、多くの実績を上げている。 ●令和6年11月の「不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会報告」時点では、済美教育センターと教育人事・指導課の指導主事が2人組で連携し対応する計画としていたが、その後、済美教育センターの指導主事は「教務」、教育人事・指導課の指導主事は「生活指導」の役割分担を明確に行うこととした。なお、今後、済美教育センターと教育人事・指導課で共有が必要な場合は、適宜、情報共有を図っていくこととした。	○事件・不審者、事故以外の場合、例えば前回あった水筒の物混入などは、どう判断したら良いのか分からなかったのではないのでしょうか？危機的な時に事件なのか事故なのかというのが、119番なのか110番なのか、そのような違いが分からない時の窓口として「7杉教第199号」には「Cその他」もあった方がいよいように思います。 ➡電話先が分からない時にはCEDARの方に連絡を入れていただければ、それぞれお話を伺った後に、例えば確実に不登校の関係だなどという時には、我々が話を伺った後、教育相談の方につなげるという形をとっております。分からない時は、まずCEDARに連絡を頂ければ、それぞれつなげていくところはできるような仕組みを取っているところです。 ○実績の中身をもう少しここで示していただけると、この組織が学校事故対応では有効だということ言えると思うので、現時点で見えてきた実績を、是非ここに入れておいていただけるといいのではないかと思います。 ○「済美教育センターと教育人事・指導課の指導主事が2人組で連携し対応する計画としていたが、その後、済美教育センターの指導主事は「教務」、教育人事・指導課の指導主事は「生活指導」の役割分担を明確に行うこととした」とあるが、その意図を説明してほしい。なぜ教務と生活指導になったのでしょうか？ ➡生活指導面、学校経営に関わるところに指導主事を3名ずつ配置しているのですが、ジョブローテーションで回っていくと考えております。今生活指導を担当している指導主事が、今後教務の指導主事になることもありますし、そうした中で指導主事の力量を上げていくことはとても価値があることなのではないかなと思っています。杉並の規模ですと、役割を分けたことによってそこに集中できるので、よりきめ細やかに学校訪問ができたとか、それぞれの専門性を高めることができている。彼らが教務の担当になれば、教科の専門性も高まっていくと考えております。 ○指導主事の先生方の業務をどう精査するのかということが、とても難しいと思っています。特に指導主事の役割というのは、教科指導等の専門的な指導なのか、それとも学校経営支援なのかといった時に、どちらに重きを置いて杉並区の場合は発展してきたかという点、教科指導というが技術指導のところで、それが杉並の指導主事と済美教育センターの役割だとしてきたものを、今、学校経営支援へ振り向けようとした時に、本当に指導主事でいいのかという点と、コミュニケーションを取って学校に入っているのが指導主事の良いところであると私も理解してはいますが、本当に指導主事に任せていいのかということを、これを読みながら思いました。もしかしら行政の方のほうがスバッと入っていけるのではないかなとも思ったところです。
		②「規範意識の向上及び組織管理機能の向上」＜教育職の業務の整理＞への取組実績・成果	○「指導主事の業務の精査」についてもう少し詳しく知りたい。 ➡一段上の回答に同じ。

※意見・質問への回答は評価表に反映済
※下線部：評価表に反映不可の理由等・質問への回答

評価表	評価名等	取組名	
		● 該当項目	○ 学識経験者意見・質問
1	評価名：学校の個別事案（校庭のくぎによる児童負傷事故）に係る評価 対象事案：校庭のくぎによる児童負傷事故	①「校庭の安全管理等の充実」 ＜定期的な危険物点検・除去方法の見直し＞【取組実績・成果】 ●鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去を行う委託契約を締結し、春と秋に計2回実施することとした。 また、令和7年3～5月の実施分では、鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去が完了し、1,057本の異物を除去した。	○実際業者を入れて1万5,369本見つかったのですが、業者の金属探知機で見つかった本数と、学校の自主的点検によって見つかった本数の内訳は、概算で結構です分かりますか。なぜかというのと、専門業者が入らないと、なかなか探索が難しいという部分で、実際に金属探知機をかけて「1万5,000件のうち1万4,000幾つはこれで見つけたのです」という情報があると、「年2回しっかりと実施していかないと、学校の自主努力だけでは釘を含めて金属片の探索は難しい」という裏付けにもなると思います。 →学校で日常的に見回る中で、何本発見したというのは、正確には集計しておりません。バラバラと見つかり、日常の中で取り除くことはあると聞いております。ただ、数的に圧倒的に多いのは、専門業者によるレーキかけや探知機です。
		＜定期的な危険物点検・除去方法の見直し＞【現時点での課題・今後の対策】 ●学校での点検体制の見直しを完了させ、学校が危機管理マニュアルを適切に改訂し運用できるよう、参考マニュアルの周知を早期に行う。	○完了はいつまでに完了させるのか、早期に見直しを行うというのは、いつ辺りを目安にして早期という言葉が使われているのか、そこがもし分かっているのであれば、明確に何年、年度末とか3月とか、具体的な期日を入れた方が、説明する資料としてはいいのかなと思いますけれども、進捗状況はいかがでしょう。
		＜学校用務業務の契約内容等の見直しによる学校の施設管理の点検体制の構築＞【現時点での課題・今後の対策】 ●令和7年度末までに学校用務業務の契約内容等の見直し等、学校における施設管理の点検体制の構築を検討する。	○具体的にどういう業務の見直しをすることが、釘の事例1に対して有効なのかと、中身の問題としてどうなのかと。これだけ読んだのでは、素人なので分からないのですが、その辺りいかがでしょうか。 →学校用務は校庭含めて施設の点検、見回り等の業務ですので、契約の中で校庭点検の位置づけをしっかりと、そちらにシフトしていく、そんなことも今後については検討しています。
2	評価名：学校の個別事案（指導要録の紛失）に係る評価 対象事案： ・馬橋小学校の児童指導要録の紛失 ・学校、子供園における指導要録の紛失	①「指導要録の紛失」への取組実績・成果 ●指導要録の運用方法を紙から電子保存へ切り替えた（学校は令和5年度から一部。令和6年度全校。子供園は令和7年度から全国で実施。） ●運用マニュアルについて、学校は令和6年7月に、子供園は令和7年3月に改訂を行った。 ●電子化前の紙保存指導要録は、誤廃棄を防ぐため学校（子供園）訪問の際廃棄予定の確認を学校等と行い、シールを添付し確認の上、廃棄する運用を検討している。	○紛失あるいは誤廃棄については、担当した個人の問題と、それを組織的に防げなかったという二重の問題があったのだろうと考えます。その対応策として、個人の備えと、組織という形で動くところは、取組内容から理解しました。 ○運用マニュアルの改訂は、学校に周知徹底できるかどうか。運用マニュアルの中身はきっちり作成されていると理解して、概要で結構ですので、ちょっとご説明いただければと思います。もう一つ、資料の電子化によって、恐らく誤廃棄という部分は、人ではなくシステムに切り替わり防げると思います。 ただ、その前のプロセスとして、誰が作成し、誰が確認し、誰が保存するかという部分のものは、どういう形でその運用マニュアルの中に明記されているのか。廃棄は区教委が責任を持ってやりますとセンター長からお話があったので、その前の段階までは学校で書かれていますが、今度は紛失ではない違う問題等が発生しないのかどうかという部分で、その辺りの備えはどうなっているのか、運用マニュアルの中にそういうものも含めて学校に周知されているのか、中身の説明していただくとありがたいです。

※意見・質問への回答は評価表に反映済

※下線部：評価表に反映不可の理由等・質問への回答

評価表	評価名等	取組名	
		●該当項目	○学識経験者意見・質問
3	<p>評価名：主に教育委員会事務局での不適切事案に係る評価 対象事案： ・元会計年度任用職員Aによる業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産持ち出し ・元会計年度任用職員Bによる勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤 ・元会計年度任用職員（部活動指導員）の通勤手当の不正受給等 ・内部告発等に関する事案</p>	<p>分析（原因）事案④「内部告発事項等に関する事案」 ○内部告発を受けた事務局管理職が、「杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程」第9条の防止対策委員会の委員であったにもかかわらず、同対策委員会に報告することなく、組織的対応をとらなかった。 ○調査指示を発出した教育長の進行管理が不十分だった。 ○内部告発があった場合の情報共有や対処方法のマニュアル等がなかった。</p>	<p>○内部告発があった場合の情報共有や対処方法のマニュアル等についての研修等を行っていますか？ 告発に対して積極的に関わることが遅れた点が、とても重要な改善の視点だと思いますので、そのあたりどのように進めているか教えていただければと思います。 ○事案発生時は、組織として内部告発をきちんと取り上げて対応しなかった。告発に対して積極的に関わろうとしなかった、あるいは、うやむやにして対応しなかったところに問題点があった。今後実際に内部告発があった時のことについて今回あまり触れられていないが、内部告発に対し管理職がどのような手順で何をすべきなのかということが再発防止になるのではないかと。 ○内部告発があった場合の対応法というのは作っておかないと、こう進めますというのは最低限必要ではないかと思うのです。告発に至る前の段階でしっかりと対応するためにハラスメントの相談窓口とか相談体制の充実ということに取り組むというのは、説得力があると思います。日々の相談とか、何かがあったらここに相談窓口に行く、その後、受付側が必要に応じて職員に内部告発の場合の対応や告発者は絶対に守られるということを職員に対して周知しておく。その流れぐらいは作っておいたほうがいいと思うのです。そこは検討していただいてもいいかなと思いました。</p>
4	<p>評価名：その他（再発防止対策が概ね完了している事案）に係る評価 対象事案： ・水筒への異物混入 ・非常勤教員に係る不適切な人事配置 ・区立中学校給食室で発生した火災 ・メールアドレス等の漏えい</p>	<p>分析（原因）事案①「水筒への異物混入」 ●児童への様々な配慮等が必要な場合もあり、警察への通報や相談については、統一的な判断基準などがなく、各校長の判断としていた。</p>	<p>○この部分に対しては、その本庁内でつくったCEDARがその判断をするという理解でよろしいでしょうか。学校からこの部分について相談があった、では、どうしようかかというのは、CEDARで判断をするという理解でよろしいでしょうか。 <u>➡警察への連絡については、事案によって保護者が直接警察に伝えなければいけないもの、学校が警察に伝えなければいけないもの、両方あると思います。いずれの場合も、CEDARでした判断については、「保護者に警察に届けたほうがいいと思いますよ」ということは強く要望してください」ですか、「学校が警察に相談すべき案件については学校から相談してください」ということで、CEDARの方から学校長に必ず示唆します。その上で、例えば保護者が伝えなければいけない案件については、保護者の最終的な判断になってきます。</u> <u>「何か月も何年も経ってから警察に通報する。その時点ではもう分からないことが多くて、それに一番苦慮する。です。ですので、暴力事案ですとか窃盗的なものとか、物を壊すとか金銭の授受とか、そういった刑事事件に関わるようなものは、躊躇なく相談してください」と警察から話がありました。一報入った時に、学校は警察への届けは躊躇するのですが、そのお話を聞いて、そこは躊躇せず相談してみてくださいと伝えてあります。単純にそれで事件化するわけではなくて、聞き取りを警察がしてくださったりとか、場合によっては説諭をしてくださったりということがあるので、その促しをしています。</u></p>

※意見・質問への回答は評価表に反映済
※下線部：評価表に反映不可の理由等・質問への回答

～ 評価表（各計画事業）の見方 ～

● 「杉並区教育ビジョン2022推進計画（令和6～8年度）」の各計画事業の令和6年度の取組を点検・評価する

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	生涯の学びを支える生涯学習人材の育成
	4	9		
計画事業 主管課名		生涯学習推進課		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)		<p>区民が生涯にわたって学び、さらには新たな学びの担い手となって活動に取り組むためには、生涯学習に携わる職員が専門的な技能を持って、学び続ける人々を支えていく必要があります。</p> <p>そこで、社会教育センターを中心に教育委員会事務局職員について社会教育士の資格取得を進めます。また、社会教育センター職員等に対しファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の向上が図られるよう、社会教育主事が中心となって研修を開催し、実践的な力を養います。</p> <p>このほか、学芸員※1有資格者や郷土博物館職員等の職員に対し、資料について研修を行い、杉並の歴史や文化を継承する職員を育成していきます。</p> <p>さらに、司書の育成については、図書館職員に司書資格取得の勧奨を行います。加えて、すべての図書館職員が基本的な知識・技能を身に付け、さらにレファレンスサービス等の専門性を向上できる研修体制を整備します。</p> <p>これらの取組により、社会教育士や学芸員、司書の育成を進めるとともに、資格取得者をはじめ生涯学習に関わる職員が実践的にその力を発揮することができるよう、研修を通して資質向上を図っていきます。</p>		

計画事業に係る取組項目の目標及び実績

取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度		6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標		
社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施		社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施
学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施		学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施
司書の研修の実施	司書の研修の実施		司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施

※1 学芸員:歴史、芸術、民俗、産業、自然科学についての資料を収集、保管、展示するとともに、関係する調査研

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析

<p>令和6年度の実績を 点検・評価した項目</p>

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	学力・体力向上の支援		
	1	1	済美教育センター			
計画事業 主管課名			済美教育センター			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>子どもたちが、学校生活を通して学び続ける力を育むためには、これまで幼児小連携教育や小中一貫教育において取り組んできた学力・体力等の向上の取組を一層進める必要があります。</p> <p>そのため、子供園においては、遊びを通して、頭も心も体も動かして主体的に様々な対象とかかわりながら総合的に学んでいくとともに、スポーツ・運動の専門講師を活用するなど、体を動かす遊びの一層の充実を図ることにより、幼児期に必要な多様な動きの獲得や、体力・運動能力の基礎を培います。</p> <p>小学校から中学校への連続性を意識した指導体制に基づき、全区立学校等へALT(外国人英語指導助手)を、区立小学校にはALTに加えJTE(日本人英語指導助手)を引き続き配置し、義務教育9年間を通じた系統的な外国語教育の更なる充実を図ります。また、教員の指導力の向上に資する理科の授業支援を行うことで、子どもたちの科学的な思考力や判断力を育みます。さらに、パワーアップ教室による子どもたちのつまずき・学び残しの解消や発展的な学習内容への挑戦、体力づくり教室による苦手な運動種目の克服や興味のあるスポーツへの参加など、一人ひとりのニーズに応えながら学び続ける力の育成を支えていきます。</p> <p>幼児・児童・生徒に安全に関して自らの確に对应できる判断力や行動力を身に付けさせるため、防災意識の高揚及び防災教育のより一層の充実を図っていきます。</p> <p>これらの取組により、子どもたちの学力・体力が向上するよう支援していきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計 のため、実績値の合計とは 一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
幼児期における体を動かす遊びの充実	子供園全園	子供園全園	子供園全園	子供園全園	子供園全園	
外国語教育の充実【実】	【ALTの配置】 全区立学校等	【ALTの配置】 全区立学校等	【ALTの配置】 全区立学校等	【ALTの配置】 全区立学校等	【ALTの配置】 全区立学校等	
	【JTEの配置】 小学校全校	【JTEの配置】 小学校全校	【JTEの配置】 小学校全校	【JTEの配置】 小学校全校	【JTEの配置】 小学校全校	
理科教育における人材の配置及び出前授業の実施	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	
	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	
小中学生パワーアップ教室の実施	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	
中学生(休日)パワーアップ教室の実施【実】	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	
体力づくり教室の実施【実】	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	
防災に対する意識向上への取組	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>幼児期における体を動かす遊びに関する子供園の取組については、スポーツ・運動の専門講師を各子供園に招へいし、縄跳びを使った手首を回す動きの体験、巧技台を利用した両足を踏み込むジャンプ遊び、ボール投げや鉄棒等、年齢に応じた様々な運動遊びを通して楽しみながら、幼児期に必要な多様な体の動かし方を獲得する機会を確保しました。</p> <p>外国語教育の充実では、全区立学校等へALT(外国人英語指導助手)を、区立小学校にはALTに加えてJTE(日本人英語指導助手)を引き続き配置しました。児童・生徒の発達段階や、義務教育9年間を見通した学びの連続性を踏まえた配置時数の設定に加え、教員等とALT・JTEとの連携・協働を一層推進しました。</p> <p>理科教育における人材の配置及び出前授業の実施では、移動式プラネタリウムをはじめとした理科出前授業を小学校第4学年は全校(必修)、小学校第6学年は5校、小学校特別支援学級は9校(全11校中)、中学校第3学年は18校、済美養護学校でクラスごとに各1時間実施し、児童・生徒が「理科の見方・考え方」※1を働かせ、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成しました。</p> <p>小中学生パワーアップ教室・中学生(休日)パワーアップ教室の実施については、各学校での取組に加えて、高等学校入学者選抜を控えた区立中学校第3学年の希望者を対象とした補習授業を夏季休業期間中に区立中学校を会場として全10回実施し、生徒の学力向上を支援しました。</p> <p>体力づくり教室では、区立小学校の児童を対象に、桃井第二小学校の体育館や高円寺学園の校庭等で7月から2月にかけて開催し、杉並区教科等実行委員会(体育)との「跳び箱・マット運動教室」やNPO法人WASEDA CLUBとの「親子ラグビー教室」など、様々な関係機関等と連携した各種教室を実施することができました。運動する楽しさを感じてもらうとともに、児童の発達段階に応じた運動習慣の定着を図る取組を行いました。</p> <p>防災に対する意識向上への取組については、子供園では保護者に、区立学校では全ての児童・生徒を対象に各学校経由で配布している「防災マニュアルミニブック」を活用した防災教育を実施しました。また、月に1度行われる避難訓練や小学校における防災館見学等の体験的な学びを通して、安全に身を守るため、具体的に行動する力を高めました。</p>

※1「見方・考え方」とは、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、その教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のこと。

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	外国人等に対する教育的支援	
	1	2			
			計画事業 主管課名	済美教育センター	
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>グローバル化の進展に伴い、日本語指導を必要とする子どもやその保護者は増え続けています。誰一人取り残さないという観点から、誰もが等しく学びの機会を得られることが求められています。このため、日本語教育の推進に関する法律等を踏まえ、外国人世帯に対して就学の案内を確実に行うことにより、外国人の子どもの就学機会を確保します。</p> <p>また、日本語を母語としない帰国・外国人児童生徒が、日本語の習得が不十分なために学校生活への適応が遅れることがないように指導者が在籍校を訪問して日本語の指導(訪問・補充指導)を行います。さらに、この在籍校を訪問して行う日本語の指導だけでは習得が不十分である場合やもっと日本語を学びたいという意欲ある子どもを対象とした子ども日本語教室を運営し、学校生活への適応を促進できるよう、日本語指導の充実を図ります。</p> <p>加えて、日本語の習得を必要とする区民はもとより、外国人児童生徒の保護者や家族に日本語の学習機会を提供するなど、保護者等が学校や地域との意思疎通を図りやすくなるよう支援します。これらの取組を関係部局とも連携して行い、教育分野における外国人等に対する支援の充実を図っていきます。</p>		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計 のため、実績値の合計とは 一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
外国人児童生徒の 就学機会の確保	就学案内送付 実施	就学案内送付 実施	就学案内送付 実施	就学案内送付 実施	就学案内送付 実施
	就学先調査 実施	就学先調査 実施	就学先調査 実施	就学先調査 実施	就学先調査 実施
帰国・外国人児童 生徒日本語指導の 実施【実】	訪問指導 80単位時間/人	訪問指導 80単位時間/人	訪問指導 80単位時間 /人	訪問指導 80単位時間 /人	訪問指導 80単位時間 /人
	補充指導 40単位時間/人	補充指導 40単位時間/人	補充指導 40単位時間 /人	補充指導 40単位時間 /人	補充指導 40単位時間 /人
子ども日本語教室 の充実【実】	子ども日本語教室の充実 の充実	子ども日本語教室の充実 運営 172回	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充 実
外国人児童生徒の 保護者向けにほんご 教室の開催	外国人児童生徒の保護者 向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者 向けにほんご教室の開催 実施 310回	外国人児童生徒の保護者 向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者 向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護 者向けにほんご教室の 開催

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>新入学年齢にある外国人児童生徒の保護者に対し、日本語、中国語、韓国語、英語、ネパール語に加えベトナム語の就学案内を作成し、送付しました。このほか、年2回、区立学校に在籍していない外国籍の義務教育年齢児童生徒を抽出し、就学先の確認を行う調査を実施することにより、改めて外国籍児童生徒の就学機会の確保を図りました。</p> <p>都の専門非常勤教員及び教員資格を有している者が各学校に訪問し、帰国・外国人児童生徒152名に対し、日本語の訪問指導を80時間実施し、その中でもさらに日本語指導が必要な48名の児童・生徒に対し、40時間の補充指導を実施しました。指導者に対しては、タブレット端末や学習熟度に応じた教材を活用した指導に関する研修を年2回実施しました。講師は研修を通して、日本語学習についての理解や児童・生徒への接し方など、学習意欲の有無にかかわらず対応できるよう様々な学習方法を学びました。また、帰国・外国人児童生徒を対象とした日本語教室を引き続き実施しました。さらに、一般区民を対象に「子ども日本語学習支援ボランティア養成講座第3期」を開催し、日本語学習支援ボランティアを51名に増員しました。このような取組を通して、参加する児童・生徒の訪問・補充指導のほか、さらに学びたい児童・生徒へ学ぶ機会を提供できました。加えて、「外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室」を310回実施し、日本語を母語としない区民等への支援を行いました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	ICTを活用した学びの充実		
	1	3				
計画事業 主管課名			済美教育センター(R7～庶務課ICT担当へ移管)			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>急速な技術の革新やグローバル化の一層の進展などにより、将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちは、自ら考え疑問をもち、主体的に課題を解決しようとしたり、多様な考え方を共有したりしながら、学ぶことが大切です。</p> <p>そのため、子どもたちが1人1台専用のタブレット端末を用いて、様々な学習コンテンツを効果的に活用できるようにします。また、ICTを活用する上でのルールやマナー、情報セキュリティの重要性や情報の活用方法を主体的に考えさせることで、ICT活用のスキルや情報モラルを含めた情報リテラシーを着実に身に付けるようにします。</p> <p>こうしたICTを効果的に活用した取組によって、子どもたちの学びを充実させていきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
タブレット端末の活用の推進【実】	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>児童・生徒用タブレット端末の活用では、昨年度に引き続き、児童・生徒同士の意見共有等の機能があるロイロノートなどのアプリや、児童・生徒の学習状況や理解度を教員が把握可能なドリルパーク(AIドリルを含む)などのアプリを導入し、協働的な学びの実現及び個別最適な学びを推進する体制を整えました。さらに、それらのアプリを授業および家庭学習で利用できる環境を整え、児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた柔軟な学びの機会の提供に努めました。環境整備の結果、学校で日常的にタブレット端末が利用される状況となっています。</p> <p>また、児童・生徒が円滑にタブレット端末を活用するため、教員に対しアプリ(ロイロノート、ミライシード)や電子黒板の基本操作、応用研修を実施しました。加えて、各校のICT活用リーダーによる連絡会を開催し、校内研修や外部講師によるICT活用研修を行い、教員のICTスキル向上に努めました。これらの取組により、授業でタブレット端末の活用が進んでいます。今後は教員のICTスキルの現状把握を行い、より効果的な研修方法を検討していきます。</p> <p>最後に、情報モラル教育について、情報セキュリティに関する教育の充実を図るため、引き続き各校において情報モラル教育を教育課程に組み込み、児童・生徒への指導を行いました。また、タブレット端末の貸出時に各児童・生徒、保護者宛に利用上の注意に関する周知を行いました。情報モラル教育は、定期的な啓蒙活動が必要であるため、形骸化しない取組をさらに検討していきます。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	学校図書館を活用した探究学習の充実	
	1	4			
計画事業 主管課名			済美教育センター		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			学校図書館は、図書資料、雑誌、新聞などのほか、視聴覚資料やネットワーク情報資源などの電子資料を図書館資料として扱い、子どもたちの自発的・主体的な探究学習を支える学びの場です。 学校図書館担当教員や学校司書が中心となり、学習に適した図書館資料を収集し、子どもたちの情報の収集・選択・まとめ・発表等の情報活用能力を育成します。図書館資料の選択や指導方法について、研修や各校の取組報告書を通じて小中学校が共有し、充実した探究活動となるよう進めます。 これらの取組により、学校図書館の「学習センター」「情報センター」機能を果たし、子どもたちの探究学習の充実を図っていきます。		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	
学校図書館を活用した探究学習の充実	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校
学校図書館のデジタル資料活用【実】	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 学校図書館活用実践校5校	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 検討

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>各学校の司書教諭等は、学校図書館において必要な資料や情報を収集・提供し、教員と協働して、児童・生徒の探究学習の充実に取り組みました。</p> <p>司書教諭等を対象とした学校図書館担当者連絡会では、探究学習や課題解決の土台となる「情報リテラシー(情報の信頼性を見抜く力)」を児童・生徒が習得する方法や鍵となる資料の探し方、インターネットを的確に使用した情報収集などの研修を実施しました。</p> <p>学校図書館活用実践校(小学校3校、中学校2校)では、児童・生徒は、図書だけでなく児童用デジタル百科事典や中高生用新聞記事データベースを活用し、自分に適した方法で調べ、複数の確かな情報源にあたることで、段階的に情報活用の手法を学ぶことができました。これらの実践は、学校図書館活用実践校の担当教員の発表を通じて全校に周知しました。受講した教員からは「デジタル百科事典、新聞データベース等、紙の図書資料と並行して様々な情報を活用し学習を進めていく方法が分かった」、「学校図書館活用年間計画、情報活用能力に関する計画表の作成など、児童・生徒の学びの連続性を考える上でも重要であると改めて感じた」の感想が寄せられました。実践に生かせる研修を今後も実施し全校での学校図書館を活用した探究学習の充実を図っていきます。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	部活動の充実	
	1	5			
	計画事業 主管課名		学校支援課		
	計画事業の概要 (目的、取組内容等)		部活動は、子どもたちの自主的、自発的な参加によって行われ、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人格形成や健全育成に大きな役割を果たしています。一方、少子化の進展により生徒数の減少が進むことや部活動の指導等を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で部活動を運営することはますます困難になっています。 こうしたなか、国は、部活動に関するガイドラインを策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。 このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を実施します。また、引き続き部活動指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※1} の実施【実】	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式 ^{※2})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討 検討委員会の開催5回	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
部活動活性化事業 ^{※3} の実施【実】	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 55部活動 合同部活動の実施 2回 外部指導員研修の実施 2回	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
部活動指導員の配置【実】	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計13人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)	部活動指導員の配置 12人 (累計20人)
外部指導員の配置【実】	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 約314回/校(区立中学校の配置数の合計÷23校)	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 1,230回/校

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※2 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

※3 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>少子化の進展等により、部活動はこれまでと同様の体制で運営することが益々困難となる見込みであることから、学校教育部門だけではなく、生涯学習、スポーツ振興部門を構成員として、令和5年度に設置した「部活動のあり方に関する検討委員会」において、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた検討を進めました。また、同検討委員会での検討内容を踏まえ、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、同計画に基づき、以下の取組を実施しました。</p> <p>①部活動の地域連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の指導補助を行う地域のボランティアである「外部指導員」の配置 ・学校長の管理下において、部活動の指導、大会引率など部活動の運営・管理等の職務に従事する「部活動指導員」の配置 ・部活動の技術指導を行う「民間事業者等のコーチ」の配置(部活動活性化事業・プロフェッショナル指導) <p>②部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組</p> <p>技術指導のほか、大会の引率・審判の実施等を民間事業者に委託する「地域クラブ活動への移行を視野に入れた部活動」を高円寺学園1校で実施しました。また、一部の集団競技における部員数減少の課題に対し、令和7年度以降、複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する拠点校方式による合同部活動として実施展開できるように準備を進めました。</p> <p>これらの部活動の地域連携の取組及び地域クラブ活動への移行に向けた取組等を実施することにより、喫緊の課題である教員の負担軽減及び部活動の活性化を図りました。</p> <p>国の部活動に関する有識者会議の最終報告(令和7年5月)では、部活動として行われていたスポーツや文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することを改革の理念に示しています。</p> <p>このことを踏まえ、これまでの民間事業者等と連携した取組に加え、学校支援本部とも連携し、部活動を地域主体の活動として展開を図るなど、中学生の放課後等のスポーツや文化芸術活動の更なる充実に向けて取り組みます。</p>

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	特別支援教育の充実		
	1	6				
計画事業 主管課名		特別支援教育課				
計画事業の概要 (目的、取組内容等)		<p>特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実に必要があります。</p> <p>そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。</p> <p>また、特別支援教育の理解推進及び区立学校の特別支援教育の専門性向上の中心的役割を担うため、区立済美養護学校に特別支援教育のセンターの機能を発揮するための仕組みを構築し、特別支援教育コーディネーターの巡回による相談・助言や理解啓発活動を進めるとともに、特別支援学級の設置・充実に向けた検討を行います。</p> <p>一方で、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員^{※1}を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア^{※2}を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。</p> <p>これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に図っていきます。</p>				
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充 配置・拡充 93人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ4,543日配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害)開設1校 (累計11校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害)開設1校 (累計11校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害)開設1校 (累計11校)	
済美養護学校がセンターの機能を発揮するための仕組みづくり	-	-	済美養護学校がセンターの機能を発揮するための仕組みづくり 検討	済美養護学校がセンターの機能を発揮するための仕組みづくり 検討・実施	済美養護学校がセンターの機能を発揮するための仕組みづくり 検討・実施	
特別支援学級の設置・充実に向けた検討	-	-	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>教育支援チーム^{※3}の定例訪問により、学校の「学校生活支援シート」^{※4}に対する理解が深まりました。特別支援教室・特別支援学級を利用していない児童・生徒の「学校生活支援シート」の作成も進み、学校で個に応じた指導の充実に図られました。定例訪問以外にも学校の要請に応じて積極的に学校を訪問し、延べ349回の訪問を実施するなど、特別支援教育に関して各校のニーズに応じた支援を行いました。</p> <p>また、学校生活で支援が必要な子どもたちのニーズに応じた教育環境を確保するため、学習支援教員を小中学校全校に配置したほか、通常学級支援員を令和5年度実績の77人から93人に拡充し、さらに介助員ボランティアを延べ4,543日配置することで、子どもたちの学校生活における支援を行いました。</p> <p>さらに、令和6年4月に、高井戸東小学校に特別支援学級(知的障害)を新たに開設したことで、児童の学習環境の充実や通学時間等の負担軽減に繋げることができました。</p>

※3 教育支援チーム:学校における特別支援教育に係る課題に対して支援を行うため、特別支援教育課に配置された、教職員経験者で構成されたチーム。心理士とも連携しながら学校訪問等を実施

※4 学校生活支援シート:特別な支援を必要とする子どもに、長期的に一貫して適切な支援を行うことを目的として作成する計画

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		区立学校における医療的ケア児支援の充実	
	1	7				
計画事業 主管課名			特別支援教育課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>医療的ケアが必要な児童・生徒の増加が見込まれる中、安全・安心を第一に学校生活を送ることができるよう環境を整えていきます。</p> <p>また、医療的ケアの可否決定を行う「杉並区立学校医療的ケア安全委員会」には、障害者施策課所属の医療的ケア児等コーディネーターに出席を要請し、全区的な視点から医療的ケアの実施に関する助言等を求めています。さらに医療的ケアの理解促進のため、医療技術的な手法の習得や医療的ケアの理解促進を図るため、研修会を実施します。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
医療的ケア児 ^{※1} の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施【実】	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施 対象児童・生徒8人 看護師派遣7校	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	

※1 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、吸痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>胃ろうや血糖値管理等が必要な子どもが安心して学校生活を送るために、区立学校7校に派遣看護師を配置し、8人の子どもの医療的ケアを実施することで、学校生活を支援しました。</p> <p>「杉並区立学校医療的ケア安全委員会」については、令和7年度の医療的ケアの可否決定に向けて1回開催するとともに、年度途中で対象児童が増えたことから、追加で1回開催しました(計2回)。</p> <p>医療的ケアの理解促進に向けては、医療的ケア児が通う学校の教員や関係課の職員向けに研修を行い、指導医から具体的な手法等について講義を受けました。</p>

1 計画事業の実績

番号	方針・計画		計画事業名	教育相談体制の充実
	1	8		
計画事業 主管課名				
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			済美教育センター(教育相談担当) 不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー ^{※1} の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー ^{※2} を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っていきます。 また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました。これに伴い、条例の基本理念等に関する普及啓発を行います。加えて、いじめの未然防止のため、いじめに関する授業の充実を図るとともに、児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート ^{※3} の実施校数を増やすほか、教員の職層に応じたいじめに関する研修を拡充し、いじめの早期発見に取り組みます。さらに、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」に調査部会・専門調査員を設置し、調査審議体制を強化することで、いじめ重大事態への迅速な対応を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでいます。 このほか、学校の多様化・複雑化した問題に、早期に対応するために、これまで組織的な学校支援を行ってきた済美教育センター「教育SAT ^{※4} 」について、心理士等の職員を加え、「学校問題対応支援係(愛称: CEDAR/シダー)」として本庁組織に新たに設置し、体制を強化します。	

計画事業に係る取組項目の目標及び実績

取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校配置 追加配置6校、区採用のスクールカウンセラー配置20校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣 学校配置・派遣 支援対象となった児童・生徒数291人	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校
	済美教育センターにおける教育相談の実施	済美教育センターにおける教育相談の実施 相談件数652件	済美教育センターにおける教育相談の実施	済美教育センターにおける教育相談の実施	済美教育センターにおける教育相談の実施
いじめ対策の充実【実】	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定 普及啓発
	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校
	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 3回実施	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大
	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修 5回実施	教員の職層に応じた研修 実施・拡充	教員の職層に応じた研修 実施・拡充	教員の職層に応じた研修 実施・拡充
いじめ重大事態への対応	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の設置・運用	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の設置・運用	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施 部会・専門調査員の設置・運用
	教育SAT体制の充実【実】	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実

※1 スクールカウンセラー: いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家
 ※2 スクールソーシャルワーカー: 問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家
 ※3 児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート: インターネット環境を活用し、教員が児童・生徒の状態を多角的に把握することを目的としたアンケート。アンケート結果を可視化し、いじめや不登校等の早期発見に繋げる
 ※4 教育SAT: 指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み。令和7年度からは、新たに心理士や警察OB等の職員を加え、多様化・複雑化した様々な学校問題への支援を強化する。

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
教育相談の体制等整備では、スクールカウンセラーの配置日数を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを拠点となる4つの中学校に配置することで、「チーム学校」体制の推進を図り、不登校の未然防止やその傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応に努めました。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童・生徒が抱える問題に対応できるよう、年3回の連絡会を開催し、情報共有や助言等を行いました。また、教育に関する悩みや心配について、専門的な立場から総合的に相談支援を行いました。 いじめ対策の充実では、いじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめに関する授業を区立小中学校全校で年3回以上実施するとともに、児童・生徒へのアンケートを年3回行いました。また、いじめに関する教員への研修を職層別に年5回開催したほか、学校対応に活用する教職員向けのいじめ対応マニュアルの改訂を行い、子どもの変化に気付くためのチェックリストや組織的でないいじめ対応の事例を追記しました。さらには、令和5年度及び6年度に、区立学校においていじめ重大事態が複数発生したことを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、児童・生徒、保護者等へのアンケート、いじめ問題対策委員会における審議等を経て、令和7年3月に「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました(令和7年4月1日施行)。 いじめ重大事態への対応としては、いじめ問題対策委員会の委員が重大事態の調査を行う場合の報酬額を引き上げ、報酬水準の適正化を図るとともに、委員を2名増員し、調査審議体制の強化を図りました。令和7年度には、新たに制定した「杉並区いじめの防止等に関する条例」に基づき、いじめ問題対策委員会に調査部会・専門調査員を設置し、いじめ重大事態への迅速な対応を行いました。 さらに、いじめの早期発見・早期対応を支援するため、必要に応じて教育SATと教育相談担当が連携して学校を訪問し、対応を支援するとともに、教育SATを拡充させ、本庁組織に新たに設置する検討・準備を進めました。具体的には、これまでの教育SATは、他の業務を兼務する統括指導主事と指導主事を中心に、学校管理職OB5名とスクールソーシャルワーカーとの連携により相談体制を構築してきました。これを令和7年度から、区長部局や教育長までの素早い連携を行うことを意図して本庁事務局内に学校問題対応支援係を創設し、専任の統括指導主事1名、指導主事3名に加え、学校管理職OB4名、心理職3名、事務職3名の保として組織構成を充実させ、いじめを含む学校の生活指導にかかわる諸問題の未然防止と早期対応を図ることとしました。

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		不登校児童・生徒支援体制の整備
	1	9			
計画事業 主管課名			済美教育センター(教育相談担当)		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			増加傾向にある不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、さざんかステップアップ教室 ^{※1} の運営、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童生徒に対する教育相談グループ ^{※2} の実施、引きこもり傾向のある児童生徒への支援としてふれあいフレンド ^{※3} 等を活用し、きめ細かな支援の充実を図ります。また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒1人1台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。さらに、各区立学校で校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所を校内につくり、学校における不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の新たな学習支援の場を確保することを目的として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校) ^{※4} の設置について、具体的な検討を進めます。		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
さざんかステップアップ教室の運営【実】	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所 整備 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所 整備 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所 整備 設計 1か所
ICTを活用した学びの支援【実】	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
教育相談グループの実施【実】	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施 中学生対象2所 小学生高学年対象1所	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣【実】	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣 延べ162回	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の実施【実】	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援員配置事業の実施 小中学校全校 延べ8,922回	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の設置検討【実】	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

- ※1 さざんかステップアップ教室:不登校の児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室
- ※2 教育相談グループ:不登校の児童・生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談
- ※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業
- ※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童生徒等を支援するための特別な教育課程を編成して教育を実施する学校

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>さざんかステップアップ教室では、不登校児童・生徒一人ひとりの実態に応じた多様な学びの場として個々に応じた学びや体験活動、創作活動などの実施を通じて、社会的自立を目指した支援を行いました。</p> <p>さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンドを派遣しました。</p> <p>さざんかステップアップ和田教室で令和5年度に試行実施した、仮想空間を活用した居場所「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」の提供について、令和6年度からは、さざんかステップアップ全教室の希望者を対象に拡充し、本格実施しました。</p> <p>校内別室指導支援事業では、小中学校全校に支援員を配置し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒が安心して過ごせる教室以外の居場所をつくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。</p> <p>学びの多様化学校については、建物の面積等の条件を整理し候補地の検討を行いました。令和7年度は候補地の検討を進め設置場所を決定するとともに、特別な教育課程の検討についても進めています。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	子ども読書活動の推進			
	1	10					
計画事業 主管課名			中央図書館				
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			子どもたちが豊かな人間性と社会性を育てていくためには、乳幼児の頃から発達段階に応じた継続的な読書習慣を身に付けていくことが大切です。このため、「杉並区子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児と保護者には、絵本の読み聞かせを行うおはなし会や保護者向けの講座等を開催するとともに、事業を支えるボランティアに対しては講座等の開催により支援の充実を図ります。また、小・中学生に対しては、読書を通じた興味関心が広がるよう、ワークショップやスタンプラリー等の事業を実施します。さらに、中・高校生世代には、居場所の提供や魅力ある資料展示等を行うとともに、学校図書館と連携し、事業の実施等を通じて読書習慣の継続と図書館利用への啓発を行います。				
計画事業に係る取組項目の目標及び実績							
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない		
	目標	実績	目標	目標	目標		
乳幼児と保護者への読書支援	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館		
	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館		
小・中学生に向けた多様な読書機会の提供	多様な読書機会の提供 全館 調べ学習の支援 全館	多様な読書機会の提供 全館 調べ学習の支援 全館	多様な読書機会の提供 全館 調べ学習の支援 全館	多様な読書機会の提供 全館 調べ学習の支援 全館	多様な読書機会の提供 全館 調べ学習の支援 全館		
中・高校生世代に向けた読書活動の推進	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館		

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>「杉並区子ども読書活動推進計画」の重点項目としている乳幼児・保護者への読書支援は、年齢別のおはなし会やわらべうたの会、児童館や保育園での出張おはなし会、保護者向け読み聞かせ講座などを着実に実施するとともに、事業を支えるボランティアに対して研修機会を提供するなどの支援を行い、乳幼児親子の読書習慣の向上に向けて取り組みました。</p> <p>小・中学生に向けた多様な読書機会の提供では、読書を通じた興味関心が広がるよう、ワークショップやスタンプラリー（夏休み読書チャレンジ）等の事業を実施したほか、読書に親しみきっかけとなるよう「本の帯アイデア賞」「子ども読書月間標語」の事業を実施し、令和5年度より多くの参加がありました。また、自分が興味を持ったことを本で調べる楽しさを知ってもらえるよう「杉並区図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、このコンクール参加を契機に図書館を活用した調べる活動につなげました。</p> <p>中・高校生世代に向けた取組としては、学校との連携による中学生が薦める本の展示や、中学校1年生調べ学習展示、中学校本の帯アイデア賞校内優秀作品展、職場体験で受け入れた全生徒によるおすすめ本の紹介文掲示、YA(ヤングアダルト)新聞臨時増刊として「高井戸中学校図書委員おすすめ本」の発行などを行い、また各図書館でのYAコーナーでは、当該世代が興味等を持つような様々な資料を収集し、中・高校生の利用を促すとともに、居場所づくりによる読書スペースの提供などの取組を行いました。</p> <p>各図書館では、それぞれの地域性を踏まえ、各年代を対象にした様々な事業を行うことにより、読書活動をさらに推進する取組を実施しました。引き続き、継続した読書習慣の定着を図る取組を進めていくため、参加状況や意見、感想などを踏まえながら、より効果的な事業の実施に努めていきます。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		健康教育・食育の推進
	1	11			
計画事業 主管課名			学務課		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>心身の健康を子どもたちが自ら保持増進し、必要な能力や意識を育むために、子どもたちを対象に小児生活習慣病予防検診を行います。併せて、検診後の事後指導として、検診結果から食生活や運動習慣の改善が必要と思われる子どもとその保護者に対して、医学、栄養、運動面から個別での助言指導を行う健康相談室及びフォロー健康相談室を行います。さらに、健康相談室の中に実践型の「運動体験コーナー」を設置することにより運動習慣の改善の促進を図ります。また、杉並区ではむし歯のある子どもは減少している一方で、歯周疾患は増加傾向が見られていることから、歯肉炎予防に重点を置いた口腔保健指導を行います。</p> <p>杉並区の学校給食では、成長期である児童・生徒の発育に必要な栄養素を確保し、バランスのとれた食事の提供を大切にしています。区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや農家による食育出前授業の実施など、引き続き内容の充実と質の向上を図るとともに、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。</p>		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
小児生活習慣病の 予防	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校
	健康相談室の実施	健康相談室の実施 5回	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施
	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施 2回	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施
健康づくり事業の 実施	親子健康教室	親子健康教室の実施 18回	-	-	親子健康教室
	口腔保健指導	口腔保健指導の実施 64回	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導
食育の推進	地元野菜デー・食育出前 授業	地元野菜デー・食育出前 授業 2回	地元野菜デー・食育出前 授業	地元野菜デー・食育出前 授業	地元野菜デー・食育出前 授業

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>区では、生活習慣病の問題の重要性を鑑み、全小学校5年生のうち希望する児童に加え、小学6年生及び中学生で前年度の検診結果が要受診等であった児童・生徒を対象に、小児生活習慣病予防検診を実施しています。この検査結果を、各校において子どもたちの状況を踏まえた健康指導に活用しているほか、検査結果により、かかりつけ医や学校医等への相談を勧めており、児童・生徒及び保護者が生活習慣を見直す機会につなげています。なお、検診の結果、特に指導が必要な児童・生徒に対しては、個別に案内し、希望のあった79組の親子(個別案内の約16%)に対し、小児生活習慣病の専門医や杉並区医師会医師、栄養士、杉並区スポーツ推進委員等による医学的助言や健康的な食事の提案、運動相談、体験型の運動指導を行う健康相談室を実施しました。フォロー健康相談室では、健康相談室利用者の検診後の生活様式を把握し、必要な継続指導を24組の親子(個別案内の約6.5%)に実施しました。</p> <p>また、肥満・虚弱等の健康課題のある子供とその保護者18組を対象に、生涯にわたる健康的な生活習慣の定着に向け、運動、栄養、歯科プログラムを連動して行う親子健康教室を実施しました。なお、親子健康教室は、事業開始時(平成24年)の「南伊豆健康学園廃止に伴う喘息等の児童への健康教育」という役割を終えていることに加え、学校における児童の体力向上の支援、健康教育・食育の推進の他、健康相談室、口腔保健指導、地元野菜デー等により、児童の健康づくり推進は十分に行っていることから、令和6年度で事業を終了しました。</p> <p>口腔保健指導については、杉並区学校歯科医会と連携し、小学6年生と中学1年生を対象に、デンタルフロスを用いて歯周病予防を中心とした口腔ケアの指導を継続して実施しました。</p> <p>区立学校全校の学校給食で区内産野菜を使用する「地元野菜デー」を、7月にじゃがいも、12月に大根を使用して実施しました。12月の実施の際は、希望する2校で、区内農家による出前授業を行い、農業を身近に感じ、農業の大切さを知る貴重な機会となりました。また、学校給食の献立は、「標準献立」を基本としながら、学校栄養士が、子どもたちが楽しく食事ができるよう、各校で工夫するなど、学校給食を生きた教材として活用しながら食育を推進しました。</p>
--

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	環境教育の推進	
	1	12			
計画事業 主管課名			済美教育センター		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			区は、気候危機に立ち向かうため、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を実現するため、区民参加による気候変動対策を推進しています。 このような状況を踏まえ、児童・生徒一人ひとりが環境に配慮した行動や自然との共生に向けた行動ができるように、これまで学校が取り組んできた環境に関する学習の取組等をより充実させていきます。各教科の指導内容に加え、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した、学校周辺の自然環境を教材として生かす学習や、地域人材との協働による環境教育を実践します。		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
環境教育の推進	各学校での教科等における環境学習の実施 環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	各学校での教科等における環境学習の実施 全校 環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	各学校での教科等における環境学習の実施 環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	各学校での教科等における環境学習の実施 環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	各学校での教科等における環境学習の実施 環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>各学校の各学年、教科で様々な環境学習に取り組んでいます。具体的には、小学校低学年では、生活科で「自分と身近な動植物などの自然とのかかわりに関心をもち、自然を大切にすること」、中学年では社会科で「飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活とのかかわり」、高学年では理科で「自然環境を大切にすることの心やよりよい環境をつくらうとする態度の育成」などの活動等を行っています。</p> <p>児童・生徒一人ひとりの環境意識の向上を図るため、環境課と連携し、杉並区に登録した環境団体から専門的な知識を持つ環境学習コーディネーター、環境学習サポーター等を各学校へ派遣する事業を実施し、各校のニーズに応じた環境学習の支援を行いました。</p> <p>また、杉並区小中学生環境サミットを開催し、(令和6年度は、令和7年1月18日に杉並区役所で開催。参加校は、小学校5校及び中学校3校。1グループ最大10名)児童・生徒が環境に配慮した行動をしているかを点検するための「杉並環境チェックシートの取組」や「SDGsプロジェクト」など、各学校における取組の成果を発表しました。持続可能な社会づくりのため、児童・生徒と地域の協働による地域資源を活用した環境学習のより一層の充実を図ることができました。</p>
--

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	豊かな人間性を育む宿泊学習の充実		
	1	13				
計画事業 主管課名	学務課					
計画事業の概要 (目的、取組内容等)	<p>人間関係の希薄化、自然体験の機会の減少など子どもたちを取り巻く状況が変化する中で、子どもたちには、自らの役割を考え良好な人間関係を築くとともに、豊かな自然に触れ自然や文化への理解を深めるための体験の機会が必要です。</p> <p>このため、小学校5、6年生に対する移動教室や、中学校1年生に対してのフレンドシップスクール(早期宿泊行事)等の宿泊学習を実施し、日常と異なる生活環境において自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方などについて学びます。</p> <p>これらの取組により、豊かな人間性を育む宿泊学習を充実させていきます。</p>					
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
移動教室の充実	移動教室の充実 小学校5年生 小学校6年生	移動教室の充実 小学校5年生 小学校6年生	移動教室の充実 小学校5年生 小学校6年生	移動教室の充実 小学校5年生 小学校6年生	移動教室の充実 小学校5年生 小学校6年生	
フレンドシップスクールの実施	フレンドシップスクールの実施 中学校1年生	フレンドシップスクールの実施 中学校1年生	フレンドシップスクールの実施 中学校1年生	フレンドシップスクールの実施 中学校1年生	フレンドシップスクールの実施 中学校1年生	

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>小学校5年生は富士五湖周辺、小学校6年生38校は長野県白樺湖周辺、2校は南伊豆町弓ヶ浜地区で移動教室を実施し、いずれも自然豊かな環境の中で、児童の健全育成に資する充実した活動を行いました。</p> <p>小学校6年生の移動教室は、手配及び運営の事業者への委託が全校で開始されたことにより、教員負担の大幅な軽減や準備の効率化を図ることができました。</p> <p>中学校1年生を対象としたフレンドシップスクールは、関東近郊での1泊2日の行程で実施しており、集団で協力して飯盒炊さんやチームビルディングなど様々な体験を行うことで入学当初の良好な人間関係構築に効果を上げています。また、「年度当初の宿泊行事であるため生徒の負担が大きい」との学校からの意見を踏まえ、令和7年度から各校が状況に応じて日帰り実施を選択できるように準備を整えました。</p> <p>このほか、中学校2年生の移動教室(スキー教室)、小中学校それぞれの特別支援学級・養護学校の移動教室なども例年通り実施し、自然体験や施設訪問を行いました。いずれの事業も、日常とは異なる環境の中に学びの場を提供することで、児童・生徒の自然や文化への理解を深める貴重な機会となりました。なお、スキー教室では全生徒にヘルメットを手配し、より安全なスキー体験につなげました。</p> <p>社会状況や児童・生徒の生活様式の変化など、宿泊学習を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、令和7年度から、全ての宿泊学習を対象とし、そのあり方を検討していきます。</p>
--

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		体験交流事業の推進	
	1	14	済美教育センター			
計画事業 主管課名			済美教育センター			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>次代を担う子どもたちが、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、自然・文化・芸術・スポーツなど様々な分野における体験や人との交流が大切です。</p> <p>そのため、交流自治体である北海道名寄市に小学生を派遣し、自然の雄大さや大切さを学ぶとともに、名寄市の小学生と学び合う体験を行います。また、友好都市であるオーストラリア連邦ウィロビー市に中学生を派遣し、現地校での授業体験や自ら設定した課題を探求する学習を行います。また、世界自然遺産である小笠原村に中学生を派遣し、体験学習や現地の人々との交流を通じた学習を行い、各学校・地域における環境保全活動の推進役となり、より広い視野で持続可能な社会を考える資質・能力を育みます。</p> <p>こうした、子どもたちが日常では得られない多様な経験を通じて、自ら学び、人とのつながりの大切さに気づき、学んだ成果を各学校や地域に還元できるよう、「杉並区次世代育成基金」を活用し、体験交流事業を推進していきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度	
	目標	実績	目標	目標	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施 25人参加	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	
中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施 22人参加	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	
中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施 22人参加	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>小学生名寄自然体験交流事業では、交流自治体である北海道名寄市に区内在住の小学生25名を派遣し、天体観測やスノーシュートレッキングなどの体験を通して自然の雄大さや大切さを学ぶとともに、名寄市の小学生との交流により、異なる文化を学び合いながら友情を深め、互いを尊重し合う経験を通じて、豊かな人間性を育みました。</p> <p>中学生海外留学事業では、友好都市であるオーストラリア・ウィロビー市に区内在住の中学生22名を派遣し、現地の学校での授業体験やホストファミリーとの交流などの体験活動を通して、豊かな人間性や国際感覚、英語によるコミュニケーション能力などを育成しました。</p> <p>中学生小笠原自然体験交流事業では、世界自然遺産である小笠原村に区内在住の中学生22名を派遣し、自然の中での体験学習や現地の人々との様々な交流を通して、自らが設定した課題の解決に向けた学習を行いました。この経験を生かし、各学校・地域における環境保全活動の推進役として、より広い視野で持続可能な社会を考えることができるよう育成しました。</p> <p>また、中学生海外留学事業、小学校名寄自然体験交流事業においては、現地での体験を事後学習会等で深め、成果報告書にまとめて区立学校や図書館で閲覧できるようにしたことに加え、その学びを成果報告書や各学校の全校集会・学校行事で発表することで、児童・生徒の得た体験を他に還元する活動を実施しました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	地域と共にある学校づくりの充実		
	2	1				
計画事業 主管課名			学校支援課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>子ども一人ひとりが自分の個性を大切に、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となっていく教育の実現には、学習指導要領にある「より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会とが共有」できる、地域と学校の関係づくりが必要です。</p> <p>そのために、学校運営協議会で承認した基本方針に基づき、教育課題の解決に向け学校支援本部と協働し具体化を図っていく取組を支援していきます。また、地域全体で義務教育9年間の子どもの成長を支える関係づくりを支援していきます。</p> <p>こうした取組を通して、子どもの学びを支えとともに、子どもとのかかわりから大人自身も学びを深め、持続可能な地域や社会を創る、地域と共にある学校づくりを充実していきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
地域運営学校※1の充実【実】	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	
地域運営学校と学校支援本部との連携推進【実】	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	
地域運営学校における小中一貫連携校間の合同会議開催支援【実】	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議実施22回	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議開催支援	

※1 地域運営学校(学校運営協議会):学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>全校の学校運営協議会委員を対象に実施したアンケートを集計(対象者639人、回収率53%)した結果、「コミュニティ・スクール(地域運営学校)の役割について理解を深めたい」、「各学校がどのような活動をしているかが見えにくい」等の意見が多く出されました。そうした声を踏まえて、「コミュニティ・スクール(地域運営学校)ハンドブック」の作成・配布や、学校運営協議会委員学習会(すぎなみCSみらい会議)を開催しました。学習会において、学校運営協議会の役割・他校の事例紹介、意見交換等を行ったことで、各学校運営協議会が今後の会議・運営の在り方について改めて考えるきっかけの場となりました。また、学習会を通じて知り合った委員同士が、自主的に個別課題についての勉強会等を開催するなど、新たなつながりが生まれました。</p> <p>また、学校運営協議会委員に学校支援本部員が加わっていることで学校の基本方針に係る考えや意見、様々な協議内容を学校支援本部の活動に活かし、「地域と共にある学校づくり」を実現しています。</p> <p>各学校運営協議会に、小中一貫連携校※2との協議会合同開催を働きかけたことで、令和5年度の2倍となる22回の開催となり、義務教育9年間の学びを見渡して、地域も連携していくという意識が高まりました。</p> <p>現状では、学校運営協議会の会議・運営の在り方や、学校運営協議会委員としての当事者意識の持ち方などに、学校間での差が見受けられることから、引き続き各学校運営協議会の課題に応じた伴走支援を、地域学校協働活動推進員※3とともに行う必要があります。</p>

※2 小学校と中学校が連携して、9年間の一貫した教育を行う学校

※3 地域学校協働活動推進員:地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の伴走支援を行う者

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		多様なニーズに対応した図書館サービスの充実	
	2	2				
計画事業 主管課名			中央図書館			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			生涯を通して、誰もが自分に合った方法で読書することができるように図書館サービスの充実を図ります。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律※1(読書バリアフリー法)」等に基づき、高齢や障害等の理由から読むことや来館することが困難な利用者に対し、読書を楽しむ機会を提供します。また、図書館の設備やサインについても、合理的な配慮を行っていきます。 さらに、区民の多様なニーズや、調査・研究を支えるための資料を幅広く収集して提供するとともに、オンラインデータベースの情報を提供し、利用促進を図っていきます。			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
図書館利用へのバリアフリーの推進【実】	高齢者施設等へのサービス実施 設備への合理的配慮の実施	高齢者施設等へのサービス実施 設備への合理的配慮の実施	高齢者施設等へのサービス実施 設備への合理的配慮の実施	高齢者施設等へのサービス実施 設備への合理的配慮の実施	高齢者施設等へのサービス実施 設備への合理的配慮の実施	
多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	
外部データベース※2の提供【実】	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	

※1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律:障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律

※2 外部データベース:新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>「読書バリアフリー法」に基づき、高齢や障害等の理由で図書館への来館が困難な方に対し、読書を楽しむ機会を提供するため、高齢者施設への図書の団体貸出を実施したほか、文字が読みづらい方のための拡大読書器を中央図書館以外では初めて、移転改築した高円寺図書館に設置しました。新たに整備した高円寺図書館等複合施設(令和7年4月開設)は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づいて設計・建設を行っていますが、災害などの非常時に緊急事態であることをお知らせするための点滅装置を各トイレに設置することで、聴覚に障害がある方へも配慮しています。</p> <p>多様なニーズに対応した資料の充実については、図書館として備えるべき参考図書、専門書、郷土資料、行政資料など区民の調査・研究に資する資料と、利用者の要望のあるリクエスト資料とのバランスを考慮しながら収集し、利用者へ提供しました。また、平易な言葉で分かりやすく書かれた本(LLブック)などバリアフリー関連図書の収集にも努め、区内図書館において専用のコーナー(りんごの棚^{※3})を設置するなど充実を図りました。</p> <p>外部データベースの提供では、利用者の調査、研究のための各種オンラインデータベースの情報を提供するとともに、全館において印刷サービスを実施して、利用者へ提供できるようにしました。</p>

※3 りんごの棚:すべての子どもに読書の喜びを体験してもらうことを目的に、スウェーデンの図書館がはじめたサービス。

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	社会教育士の育成・活用	
	2	3			
計画事業 主管課名			生涯学習推進課		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			区民が他者とかわり、つながりながら新たな価値を生み出し、より良い地域を創るためには、人と人、人と学びや活動の場をつなげる支援を充実させることが重要です。 そのため、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力を有し、様々な分野で学びの支援を行う社会教育士の育成に取り組めます。また、地域の中で豊かに学び合いが進んでいくよう「学び合いのワークショップ」や「スキルアップ講座」等を実施し、社会教育士等の活動を支援します。 これらの取組により、地域の人や資源を結びつけ、地域の力を引き出すことで、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」につなげていきます。		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
社会教育士の育成【実】	社会教育士の育成	社会教育士の育成 3名	社会教育士の育成	社会教育士の育成	社会教育士の育成
社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実【実】	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 検討	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 2回 スキルアップ講座 実施 2回 新たな社会教育活動の支援 検討	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 検討・実施

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>社会教育士^{※1}の育成では、事務局職員3名が国立教育政策研究所等の講習を受講し、これまで資格を取得した職員は計13人となりました。社会教育士の資格を有する職員は着実に増えており、区長部局や学校にも少しずつ異動による広がりが出てきています。社会教育士のスキルは様々な分野に通じ、異動後も活かすことができるため、引き続き教育委員会事務局内の職員の資格取得を進めています。</p> <p>こうした社会教育士や社会教育士に類する活動を地域で行っている人々の力量形成や横断的なつながりづくりを進めるため、分野や地域等を超えて互いに語り合い、聴き合う「学び合いのワークショップ」を2回開催し、延べ91名が参加しました。また、地域活動に必要な力を育む機会を社会教育士などと協働して「スキルアップ講座」を2回実施し、延べ62名が参加しました。</p> <p>このほか、「新たな社会教育活動の支援」では、ワークショップ等の開催や社会教育センター団体交流室登録団体との懇談会等を通じて、既に地域で活動している人やこれから活動しようとしている人の求める支援や抱える課題を聴き取り、伴走支援に必要な情報や手立てについて検討を重ねてきました。今後は、その検討をもとに、地域活動を行う人々がさらに地域で活躍できるよう、社会教育センターの利用促進や学びの力で地域活動を進める人々のネットワーク化を進めていきます。</p>

※1 社会教育士:ファシリテーション能力やプレゼンテーション能力、コーディネート能力等を有し、様々な分野で学びの支援を行う専門人材

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
	2	4		
計画事業 主管課名			生涯学習推進課	
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>区民誰もが生涯にわたって自分らしく豊かに生きるためには、身近な地域で、気軽に学び続けられ、学び直しができることが重要です。</p> <p>そのため、郷土博物館の出前型事業として地域区民センター等で展示会や講演会を開催し、区民がその地域の歴史や文化に親しみ、学ぶことができる機会を提供していきます。また、区民・地域団体・NPO等の参加と協働による展示を実施し、地域における郷土学習の担い手を育成します。</p> <p>さらに、図書館と郷土博物館等が連携して事業を実施し、地域の学びと交流の場として図書館を活用していきます。</p> <p>加えて、社会教育センターを拠点に区立施設や高等教育機関等において様々な講座やワークショップ等を実施し、区民が気軽に地域で学ぶことができるよう支援します。</p> <p>また、旧杉並第四小学校の跡地を運営事業者に貸し付け、同事業者が運営を行う科学体験施設「杉並サイエンスラボ IMAGINUS(イマジナス)」が令和5(2023)年10月に開設しました。本施設を拠点に、区民に身近な地域の施設で出前型の科学教育事業を実施することで、区内における科学教育の一体的な充実を図るとともに、NPOや企業・学校等で構成する実行委員会でサイエンスフェスタを開催することにより、これらの団体の活動の場を広げ、区民の学びの機会の充実を図ります。</p> <p>こうした様々な事業を、身近な地域の施設で実施するほか、オンライン開催や動画の配信などを通じて、誰もが気軽に学びに触れることができる機会を提供していきます。また、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、区民の学習機会を充実させるとともに、新たな学びの担い手の発掘・育成につなげていきます。</p>	

計画事業に係る取組項目の目標及び実績

取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	
郷土博物館の出前型事業の実施【実】	郷土博物館の出前型事業の実施 1 地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1 地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1 地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1 地域	郷土博物館の出前型事業の実施 3 地域
区民参加による協働展示の実施	区民参加による協働展示の実施 3 回	区民参加による協働展示の実施 3 回	区民参加による協働展示の実施 3 回	区民参加による協働展示の実施 3 回	区民参加による協働展示の実施 9 回
地域との連携による図書館サービスの充実【実】	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施 全館	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施
成人学習支援の充実【実】	成人学習支援の充実 4 講座	成人学習支援の充実 4 講座	成人学習支援の充実 4 講座	成人学習支援の充実 4 講座	成人学習支援の充実 12 講座
科学教育の推進【実】	科学講座等 実施	科学講座等 実施 48講座	科学講座等 実施	科学講座等 実施	科学講座等 実施
	サイエンスフェスタ 実施	サイエンスフェスタ 実施 1回	サイエンスフェスタ 実施	サイエンスフェスタ 実施	サイエンスフェスタ 実施

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>出前型事業として、郷土博物館で実施した企画展の展示パネルを活用した「パネル展 杉並の高校野球 熱闘の軌跡」を永福図書館と連携して実施し、区民がその地域の歴史や文化に親しみ、学ぶことができる機会を提供しました。</p> <p>区民参加による協働展示の実施では郷土博物館の収蔵資料に興味を持つ区民等と協働による展示を3回実施し、地域における郷土学習の担い手の育成につなげました。</p> <p>地域との連携による図書館サービスの充実では、永福図書館等において郷土博物館との連携による歴史写真の展示を行うほか、地域連携に向けた図書館周知を目的に、すぎなみフェスタにおいてリサイクル本を無料提供(1,105冊)しました。さらに、サイエンスフェスタにおいても、「科学読み物のブックトーク」ブースで、展示本の紹介とリサイクル本の無料提供(約150冊)をしました。</p> <p>成人学習支援の充実では、すぎなみ大人塾3コースの実施により受講生の自主的な活動につなげるとともに、若者が地域活動へ参画することを促すために30歳以下の区民が企画運営する事業(すぎなみU30ミーティング「みんなの大運動会」)へは150人を超える区民の参加があり、若者が地域とつながるきっかけとなりました。</p> <p>科学教育の推進では、「未来をつくる杉並サイエンスラボ IMAGINUS(イマジナス)」運営事業者へ科学体験プログラムの実施を委託し、地域の施設で行う出前型の科学講座等の事業で、協議・調整を行いながら民間事業者の専門性を活用して実施しました。参加型・体験型プログラムでは、地域のイベントに出向いて科学への親しみを広げるワークショップを開催し、1,000名を超える区民が参加しました。また、夏休みの連続講座では、解剖実習コースを設けるなど学校教育では体験できない学びを提供したほか、科学展示では、来場者が主体的に学ぶことができるよう、実際にスポーツで活用されている科学技術を体験する「スポーツを科学する」、謎解き形式でマイクロプラスチックについて考えてみる「光の竜宮城からのメッセージ」といった参加型・体験型展示を開催しました。民間事業者ならではのノウハウや創意工夫が、各種プログラムの魅力を高めることにつながっています。このほか、3月に開催したサイエンスフェスタは、1,300人を超える区民が来場したほか、オンラインで参加団体の動画も公開し、より多くの方に科学に触れる機会を提供しました。あわせて、区内の科学関係団体等と協働で実施したことで、地域の科学団体同士の連携を深めることができました。</p>
--

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	地域と学校の協働活動の充実		
	2	5				
計画事業 主管課名			学校支援課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>誰もが教育の担い手として学び合い、教え合うことのできるまちを目指し、地域学校協働活動推進員と一緒に、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、地域の多様な主体が連携し子どもの育成に係る課題解決に向けて取り組む地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、こうした活動に参加する地域の人々のすそ野が広がるよう、中学校区を単位とした地域教育推進協議会と学校支援本部の連携を強化します。加えて、就学前教育施設における幼児の多様な体験活動の充実のため、各施設が地域の人材と新たにつながるための仕組みづくりを検討し、令和7(2025)年度より実施します。</p> <p>また、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、中学生レスキュー隊をはじめ、様々な子どもの活動の場を設けます。こうした取組により、子どもを含めたすべての人が教育の当事者として学び合い、教え合うことができる環境を身近な場所に整えていけるよう、地域と学校の協働活動を充実していきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
学校支援本部の活動支援【実】	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	
地域教育推進協議会の活動支援【実】	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	
地域学校協働活動推進員※1の配置【実】	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置 6名	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	
学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化【実】	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデルとなる取組の情報共有	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施 推進	
中学生レスキュー隊※2の編制【実】	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	
就学前教育施設の地域人材活用の推進	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討	就学前教育施設の地域人材活用の推進 実施	就学前教育施設の地域人材活用の推進 実施	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討 実施	

※1 地域学校協働活動推進員：地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行う者

※2 中学生レスキュー隊：災害時に役立つ知識・技能を身に付ける活動を通し、中学生の防災意識や社会貢献意識の向上を図ることを目的に、中学校全校に編制されている教育課程外の活動組織

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>学校支援本部活動の充実と持続性が高まるよう、学校支援本部学習会(すざなみ学校支援本部みらい会議)を開催し「教育課程内支援」と「組織活性化」に焦点を絞った事例紹介による意見交換を行いました。引き続き、学習会を開催するとともに、地域学校協働活動推進員による個別相談対応を行います。</p> <p>地域教育推進協議会の活動支援では、地域での自主的な教育活動の振興や活性化の支援を目的とした分担金支給のほか、事務局となる青少年委員と情報共有を行い、運営委員会等の会議出席を通じて、各地区の多様な取組に合わせた個別の相談に応じるなど、スムーズな組織運営に向けて伴走型支援を行いました。関係する個人や団体が多く、足並みを揃えることが難しいといった課題を抱えていますが、活動の核となる学校と協力しながら、懇談会や音楽祭、夏祭りなど、地区の特性に合わせた様々な取組を実施しました。また、学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化モデル事業については、地域教育推進協議会(4地区)の事務局である青少年委員それぞれから聞き取りを行い、情報共有の場を1回設け、好事例の共有や、効果的連携に向けて意見交換を行いました。地域によって、人材の不足などにより新たな取組を実施しづらい状況であるため、今後は課題解決に向けた取組を関係者とともに進めていきます。</p> <p>各中学校で編成している中学生レスキュー隊は、地域の防災訓練や震災救援所の訓練に参加し、防災意識や社会貢献の意識向上につながっています。</p> <p>就学前教育施設と地域人材につながるための仕組みづくりでは、関係課及び子供園長会と協力し、地域教育推進協議会等において、各子供園が現在必要とする地域人材について、地域住民や団体から助言や提案を受け、子供園の自然環境を向上させるなどの地域人材の具体的な活用方法について検討を進めました。また、すでに各子供園で活用している地域人材について実態把握を行い、活用状況を共有し、幼児の多様な体験活動につながる効果的な人材活用方法についても検討を進めました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	次世代への歴史・文化の継承
	2	6		
計画事業 主管課名			生涯学習推進課	
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			杉並の地域に根差した歴史や文化を次世代に継承していくためには、区民がこれらに親しむことができる場や機会を充実させるとともに、杉並の歴史・文化を区内外に発信し、区民の愛郷心を醸成していくことが重要です。そのため、文化財の収集や収蔵資料の適正管理とその活用や、デジタルアーカイブ※1化の推進により、区民共有の財産を次世代へ継承していきます。また、杉並郷土芸能大会の開催を通じて、伝統文化・郷土芸能への理解促進につなげます。 このほか、令和6(2024)年12月から公開予定の荻外荘※2で陽明文庫※3の協力のもと所蔵資料等を展示するほか、区指定・登録有形文化財を活用した杉並らしい特別展・企画展を実施するなど、歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。 こうした歴史的な建造物や区指定・登録有形文化財を活用した杉並らしい特別展・企画展の実施なども行いながら、区民の地域に対する誇りと愛着の醸成を図っていきます。	

計画事業に係る取組項目の目標及び実績

取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進	文化財の収集・保存【実】 実施	文化財の収集・保存【実】 実施	文化財の収集・保存【実】 実施	文化財の収集・保存【実】 実施	文化財の収集・保存【実】 実施
	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 3回
	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討
歴史的資料のデジタルアーカイブ化【実】	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 実施	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 実施	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討・実施
杉並らしい特別展・企画展の実施【実】	企画展 3回	企画展 3回	企画展 3回	企画展 3回	企画展 9回
	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回
伝統文化・郷土芸能への理解促進【実】	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 3回
陽明文庫との連携の強化と共同調査実施【実】	陽明文庫の資料展示	陽明文庫の資料展示 実施	陽明文庫の資料展示	陽明文庫の資料展示	陽明文庫の資料展示

- ※1 デジタルアーカイブ:重要な文書や文化資源等の情報をデジタル化して記録・管理し、さらにそのデータをインターネット上で共有活用する仕組み
- ※2 荻外荘:昭和前期に総理大臣を三度務めた政治家、近衛文麿の邸宅で、歴史的に重要な政治会談が行われた場所として、平成28(2016)年3月に国の史跡に指定
- ※3 陽明文庫:昭和前期に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿が京都市に設立した歴史資料館。近衛家に伝習した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進では、昭和戦前期に首相を務めた近衛文麿が着用した大礼服の複製品を製作する際、記録映像を作成し、同大礼服とともに荻外荘で公開しました。また、陽明文庫との共同調査を5回実施し、国史跡「荻外荘」の復原・整備完成を記念した特別展「陽明文庫名品展『荻外荘』の日本画と香道具」を開催し、杉並の歴史・文化を区内外に発信しました。加えて、「近衛家と細川家 着物が紡ぐ家族の記憶」を含む杉並らしい企画展を3回実施したほか、郷土博物館収蔵資料を活用した収蔵資料展を開催しました。なお、収蔵庫については、新たな収蔵スペースの確保に向け、引き続き検討していきます。</p> <p>歴史的資料のデジタルアーカイブ化では、図書館や郷土博物館資料など区の保有する歴史的資料を次世代へ継承していくための準備を進めました。</p> <p>このほか、伝統文化・郷土芸能への理解促進では、杉並郷土芸能大会での笛師による講演や里神楽、お囃子などの披露により、伝統文化への理解促進につなげました。</p> <p>こうした杉並の地域に根差した歴史や文化に親しむことができる機会への区民参加は増加傾向にあります。引き続き、区民の愛郷心の向上につながる取組を実施していきます。</p>
--

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	家庭教育支援の充実		
	2	7				
計画事業 主管課名			学校支援課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>家庭における教育は、子どもが自分らしく生きる土台となる自己肯定感を育むとともに、基本的な生活習慣の習得や自立心の涵養に大きな役割を担うことから、家庭の教育力向上を支える仕組みづくりが重要です。</p> <p>このことから、教育委員会主催の家庭教育講座については、子どもの権利の観点を踏まえ、保護者の関心が高いテーマを設定して実施します。また、地域団体等が主催し教育委員会が共催する家庭教育講座については、講座の企画や運営にあたる主催団体への支援等を行います。</p> <p>さらに、家庭教育フォーラムを実施することにより、家庭教育講座の主催者や子育て支援者等が連携を図るとともに、地域で取り組む活動に役立つような情報や意見を交換する相互学習の場としていきます。</p> <p>こうした取組により、子どもの健やかな育成に大きな役割を担う家庭教育支援の充実を図ります。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施 12回	家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施	
家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施 1回	家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施	

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>家庭教育の充実にあたっては、保護者の意向を尊重しながら、保護者が相互に学び合い支え合う関係づくりを目的とした講座を開催するとともに、保護者・地域団体等が主催する講座を共催する形で支援してきました。</p> <p>教育委員会主催の家庭教育講座を計3回開催し、キャッシュレス決済など支払方法が多様化した現代における子どものお金との関わり方や、子どもの自己肯定感を育むためのコミュニケーション、家庭での性教育など、保護者の悩みや不安に寄り添うテーマを設定しました。講義と質疑応答の時間に加え、参加者同士が意見や情報を交換する場面もあり、参加者はそれぞれのテーマについて主体的に学ぶことができました。</p> <p>また、9つの団体と共催で、不登校や思春期、防災などをテーマとした講座を開催しました。</p> <p>家庭教育に関する情報が身近にあふれている一方、子育てに関する悩みや不安を誰かと共有する機会は限られています。支え合える仲間や地域とつながり、新たな視点や気づきを得られる場として、より多くの方を家庭教育講座の参加へつなげるため、区公式ホームページの効果的な活用やチラシの配布先を増やすなど周知方法に工夫を重ね、保護者の関心が高いテーマを適切に設定することが求められています。</p> <p>さらに、コロナ禍等により開催を見送っていた家庭教育フォーラムを「家庭教育を学び合う会」として4年ぶりに開催し、参加団体の活動内容や、講座を開催した成果及び課題などを共有し、今後の家庭教育支援について話し合うことで、次の講座開催への意欲を高め合うことにつなげました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	学校ICT機器の運用		
	3	1				
計画事業 主管課名			庶務課 (ICT担当課)			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>様々な学習クラウドサービスの利用が進む中、児童・生徒1人1台専用タブレット端末を日常の授業や家庭学習において活用するに当たっては、インターネット通信環境を向上させながら、子どもたちの学習情報のセキュリティ対策にも取り組む必要があります。</p> <p>このことから、児童・生徒1人1台専用タブレット端末と教室に設置した電子黒板システムを同じネットワーク上で運用しながら、授業で学習クラウドサービスの活用を拡充できるよう、安全かつ安定的に運用できる通信ネットワークについて検討を行います。</p> <p>こうした取組により、適切なシステムセキュリティ対策を講じながら、快適に学校ICT機器を使えるようにしていきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度	
	目標	実績	目標	目標	目標	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用【実】	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用 小中学校全校 特別支援学校	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用 小中学校全校 特別支援学校	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用 小中学校全校 特別支援学校	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用 小中学校全校 特別支援学校	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用 小中学校全校 特別支援学校	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用 小中学校全校 特別支援学校
電子黒板システムの運用	電子黒板システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校 特別支援学校
区立学校ネットワークの運用	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校 特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校 特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校 特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校 特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校 特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校 特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用について、児童・生徒用端末を29,753台配備しました。修理等で不足した場合は、予備機の割り当てや教育委員会分の払い出し等で対処し、円滑な配備に努めました。今後も文部科学省が示している基準の「児童生徒数15%」の予備機を確保できるよう、運用を整えてまいります。</p> <p>電子黒板システムの運用では、画面タッチによる操作で教員用タブレットとの無線接続が可能であり、かつ可動式の液晶型電子黒板を普通教室に導入し、学習環境の整備を図りました。電子黒板についてはほとんどの授業で活用されています。</p> <p>また、区立学校ネットワークの運用について、学校で用いる複数のネットワーク回線を一本化・大容量化し、全校において10Gを達成するなど、通信速度の向上及び支払事務の効率化を図りました。回線の強化に伴い、更改前後で回線速度の検証を行い、文部科学省が定める基準値を超えることを確認しました。さらに、教務・校務のパソコンの統合に向け、所要の準備を進めました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	区立学校の増改築				
	3	2		学校整備課				
計画事業 主管課名			学校整備課					
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>学校施設の半数が築50年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。</p> <p>このため、老朽化が進んでいる学校については、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保し、教育環境や将来の学級数の変化に対して柔軟に対応可能な施設整備を進めます。また、児童・生徒だけでなく「学びのプラットフォーム」として、地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の拠点としての整備も行います。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校については、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の整備を進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後の整備のあり方・方針を策定し、方針に基づく取組を進めます。</p> <p>これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中での学びができるよう、学校の増改築を実施していきます。</p> <p>また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。</p>					
計画事業に係る取組項目の目標及び実績								
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度		6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	目標		
富士見丘中学校の改築【実】	改築0.4校 環境整備工事 0.4校	改築0.4校 環境整備工事 0.4校	改築0.5校 環境整備工事 0.5校	-	-	改築0.9校 環境整備工事0.9校		
杉並第二小学校の改築【実】	-	-	環境整備工事 0.7校	環境整備工事 0.3校	環境整備工事 0.3校	環境整備工事 1校		
中瀬中学校の改築【実】	改築0.3校	改築0.3校	改築0.4校	-	環境整備工事 0.4校	改築0.7校 環境整備工事 0.4校		
神明中学校の改築【実】	改築0.2校	改築0.2校	改築0.1校	改築0.2校	改築0.2校	改築0.5校		
西宮中学校の改築【実】	検討	検討	設計0.1校	設計0.4校	設計0.4校	検討 設計0.5校		
杉並第一小学校の改築【実】	設計0.2校	設計0.2校	設計0.5校	設計0.3校 改築0.2校	設計0.3校 改築0.2校	設計1校 改築0.2校		
天沼中学校の改築【実】	検討	検討	設計0.3校	設計0.7校	設計0.7校	検討 設計1校		
杉並第六小学校の改築【実】	-	-	検討	設計0.3校	設計0.3校	検討 設計0.3校		
桃井第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計0.3校	設計0.3校	検討 設計0.3校		
向陽中学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討	検討		
和田小学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討	検討		
高井戸小学校の増築【実】	増築0.6校	増築0.6校	-	-	-	増築0.6校		
済美養護学校の教育環境整備【実】	増築0.7所	増築0.4所	増築0.3所	-	-	増築1所		
学校プールの整備のあり方	検討	検討	検討・方針策定	適用	適用	検討・方針策定 適用		

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析

富士見丘中学校と中瀬中学校は新校舎建設工事を進め、杉並第二小学校は旧校舎解体工事をを行いました。神明中学校は旧校舎解体工事を進め、杉並第一小学校では基本設計に着手しました。西宮中学校の改築では周辺の区立施設の再編を含めた地域全体を見渡した検討を行うとともに、天沼中学校では改築検討の準備を進めました。高井戸小学校では増築工事が終了しました。

区立学校の改築時には、「学びのプラットフォーム」として、開放会議室のほか特別教室の開放も可能なように設計しています。「災害時の拠点としての整備」については、災害時に備えて非常用発電機やマンホールトイレ等を整備します。

済美養護学校中学部の移転先である済美教育センターの改修・増築工事に着手し、近隣住民に配慮しながら工事を進めました。一部の工事が入札不調になった影響などもあり、目標値には届きませんでしたが、令和7年9月に予定どおり移転できる見込みです。

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕		
	3	3					
計画事業 主管課名		学校整備課					
計画事業の概要 (目的、取組内容等)		<p>「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、構造躯体が健全な建物の改築時期を築80年程度に延ばすとともに、施設の基本性能回復のための中規模修繕(築20年目・60年目)や、基本性能回復に加えて多様な教育への対応やバリアフリーなどの機能向上を図るための改修を盛り込んだ長寿命化改修(築40年目)を定期的実施することが必要です。</p> <p>このため、築40年を迎えた久我山小学校、杉並第十小学校について、学校の夏季休業期間等を利用して、概ね3年かけて長寿命化改修を実施します。また、堀之内小学校、高井戸中学校、井荻中学校、桃井第三小学校、泉南中学校、松ノ木中学校、大宮中学校、東田中学校について、中規模修繕を実施することにより、改築時期の分散化による財政負担の平準化を図ります。</p> <p>これらの取組により、子どもたちに安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間を提供していきます。</p> <p>また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。</p>					
計画事業に係る取組項目の目標及び実績							
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度		6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標	目標	目標
長寿命化改修【実】	久我山小学校 改修0.3校	久我山小学校 改修0.3校	久我山小学校 改修0.1校	-	-	-	久我山小学校 改修0.4校
	杉並第十小学校 設計	杉並第十小学校 設計	杉並第十小学校 改修0.2校	杉並第十小学校 改修0.2校	杉並第十小学校 改修0.2校	杉並第十小学校 改修0.2校	杉並第十小学校 設計・改修0.4校
中規模修繕	堀之内小学校 改修	堀之内小学校 改修	堀之内小学校 改修	-	-	-	堀之内小学校 改修
	高井戸中学校 改修	高井戸中学校 改修	高井戸中学校 改修	-	-	-	高井戸中学校 改修
	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修
	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修
	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修
	松ノ木中学校 設計	松ノ木中学校 設計	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 設計・改修
	大宮中学校 設計	大宮中学校 設計	大宮中学校 改修	大宮中学校 改修	大宮中学校 改修	大宮中学校 改修	大宮中学校 設計・改修
-	-	東田中学校 設計	東田中学校 改修	東田中学校 改修	東田中学校 改修	東田中学校 設計・改修	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>当初の計画通り、6校の工事及び3校の工事に向けた設計委託を行いました。</p> <p>区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕事業は令和4年度から始まった事業で、工事の実施にあたっては学校への負担を最小限に抑えるため、多くの工事を夏季休業期間に集約する必要があることから、改修計画の調整に苦慮しており、現在1校あたりの改修に4～5か年を要しています。設計・工事に携わることができる技術職の人数に限られる中で、今後も10校程度の規模で工事が継続していく見込みのため、引き続き設計委託等の外部委託を活用しながら計画的に事業を実施していきます。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	区立学校トイレの環境整備		
	3	4				
計画事業 主管課名	学校整備課					
計画事業の概要 (目的、取組内容等)	<p>学校トイレは、子どもたちの生活様式に合わせ、快適に利用できるようにするとともに、地域住民の生涯学習やスポーツ活動、震災時の避難場所など、多くの人にとって利用しやすい環境を整備する必要があります。</p> <p>学校の施設整備事業等により、トイレの内装や照明、給排水設備、和式便器の洋式化等の改修によるトイレ全体の環境改善を行い、子どもたちの学校生活や、災害時の避難場所等である学校施設における教育環境や生活空間の向上を図ります。</p> <p>また、トイレの全面改修に加えて、令和6(2024)年度から新たに和式便器の洋式化に特化した改修も実施し、トイレ改修を拡充します。</p>					
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
トイレの全体改修	トイレの全体改修 実施	トイレの全体改修 実施6校	トイレの全体改修 実施	トイレの全体改修 実施	トイレの全体改修 実施	
洋式化に特化した改修	洋式化に特化した改修 実施	洋式化に特化した改修 実施7校	洋式化に特化した改修 実施	洋式化に特化した改修 実施	洋式化に特化した改修 実施	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>長寿命化改修や改築時におけるトイレの全体改修に加え、令和6年度から令和10年度の5か年にかけて和式便器の洋式化に取り組み、長期では100%の洋便化率を目指していますが、令和11年度の時点では94%以上の洋式化率を目指して取り組んでいます。令和6年度は計画通り6校においてトイレの全面改修を行ったほか、7校において便器の洋式化を行い、トイレの洋式化率は72.6%から78.1%に改善するなど、多くの人にとって利用しやすい環境を整備しました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	図書館の整備		
	3	5				
計画事業 主管課名			中央図書館			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>図書館を区民の交流や学びの場として幅広く活用できるようにするため、老朽化している図書館の整備やICTの活用により、利便性の向上を図っていきます。高円寺図書館については、移転・改築し、多世代が利用できるコミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。また、高円寺地域の新たな図書館整備に向け、検討していきます。</p> <p>図書館サービスの充実を図るため、ICTタグシステムを活用し、自動貸出機等の設置による貸出のセルフサービス化等を行い、より便利で快適なサービスを提供するとともに、蔵書点検にかかる時間の短縮等、効率的な蔵書管理を進めていきます。また、図書館閲覧席への座席予約システムの導入を進めることや図書館ホームページの画面デザインを一新し、スマートフォンにも対応する等の新機能を追加することで、より便利で快適に利用できる図書館サービスを提供していきます。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
高円寺図書館の移転・改築【実】	高円寺図書館 改築 0.3 館	高円寺図書館 改築 0.3 館	高円寺図書館 開館	-	高円寺図書館 改築 0.3 館 開館	
高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討【実】	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	
ICTタグシステムを活用した図書館サービスの充実【実】	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計13 館) 予約棚 2 館 (累計2 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計13 館) 予約棚 2 館 (累計2 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計13 館) 予約棚 1 館 (累計3 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計13 館) 予約棚 - (累計3 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計13 館) 予約棚 3 館 (累計3 館)	
図書館ホームページ更新【実】	図書館ホームページ 検討・更新	図書館ホームページ 検討・更新・運用	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 検討・更新・運用	
座席予約システムの導入【実】	座席予約システム 検討・運用開始	座席予約システム 検討・運用開始	座席予約システム 運用	座席予約システム 運用	座席予約システム 検討・運用開始・運用	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>旧杉並第八小学校跡地に整備した高円寺図書館等複合施設(ふらっとすぎはち)は、関連部署との連携を密にして工事計画に沿った建設工事等を進めるとともに、什器備品を整えるなど開設準備を着実に進めました。また複合化による効果を最大限に生かすため施設の指定管理者を選定し引継業務を行い、令和7年4月1日に移転・開設しました。</p> <p>ICTタグシステムを活用した図書館サービスの充実では、自動貸出機を全館に設置したほか、中央図書館及び移転後の高円寺図書館で、カウンターを通さずに利用者自身で受け取りが可能な予約棚を設置した予約本コーナーの運用を開始し、資料の貸出時間の短縮による利便性の向上や蔵書管理の効率化を図りました。図書館ホームページは、アクセシビリティの向上と利用される方が多いスマートフォン画面に適したレイアウトとする見直しを行いました。</p> <p>令和6年10月から中央図書館の閲覧席の一部に、WEB予約が可能な座席予約システムを導入し、事前に館外から席の予約ができるなど利用者の利便性を図り、また時間区分での公平な閲覧席の提供が可能になることで満席状態が緩和され、同館の利用環境を向上しました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		通学路安全対策の推進	
	3	6				
計画事業 主管課名			学務課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			交通事故や犯罪から児童を守り、安全で安心して通学できる環境が不可欠です。 そのため、小学校全校において、小学生、保護者及び学校関係者と、通学路の危険箇所等を示した学校安全マップを作成し、小学生に対し危険な場所についての理解を促すとともに、危険な場所には近づかない等の意識啓発を図ります。作成した学校安全マップを各家庭に配布することにより、通学路の危険箇所等を学校と家庭で共有し安全指導に活用します。 登下校時間帯は、児童の安全な登下校のため、通学案内及び交通指導を行い、事故防止を図ります。 また、学校・PTA・警察・土木事務所等による通学路安全点検を実施し、その結果を踏まえ、危険箇所等について関係部局と連携して改善を図っていきます。 これらの取組により、小学生の登下校時における安全・安心を確保し、通学路安全対策を推進していきます。			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
学校安全マップの作成・活用	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校 29,360部作成	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	
通学案内・交通指導の実施	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	
通学路安全点検の実施	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校30校	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
学校安全マップを区立小学校全校で作成し、全家庭のほか、学校に関わる地域の方に配布しました。これにより、児童の登下校や放課後の見守りなどを行っている子ども安全ボランティア、学校安全支援隊など、地域全体で子どもを守るための学校周辺の危険箇所等の情報共有につなげました。学校においては、低学年の児童にもわかりやすい安全指導に役立てました。また、作成に児童が携わることで、児童自身の交通事故や犯罪を回避する能力の向上や、配布したマップをもとに親子で危険な箇所等を確認することにつなげました。 登下校時間帯の通学案内・交通指導は小学校全校(178箇所)で実施し、声掛け等により安全な道路の横断を促すほか、公道における適切な行動を指導することにより、児童の事故防止を図りました。 通学路安全点検は、計画どおり10校で学校、PTA、警察、土木事務所等と合同の安全点検を実施し、確認された危険箇所等の改善を図りました。 このほか、通学路標識(文マーク)の設置や通学路防犯カメラ(294台)の保守点検等を実施することにより、通学路の安全対策を推進しました。

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	主体的に学び続ける教員の育成
	4	1		
計画事業 主管課名	済美教育センター			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)	子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、主体的な学びを支える質の高い教育を行っていくために、教員自身が主体的に学び、継続的に資質・能力の向上を図っていく必要があります。そのため、次代を見据えた研究成果を生かし、オンラインや動画等を活用して教員が効果的に研修を受講できる機会を整えるとともに、自立的・協働的に考える学校を支援するため、学校のニーズに応じた訪問型要請研修を行います。その中では、子ども主体の視点を重視した、個別最適な学び(一人ひとりの違いに応じた学び)と協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を図れるよう取り組みます。また、児童・生徒1人1台専用タブレット端末や学習支援ソフト等を効果的に活用できる教員の資質・能力の向上を図るため、ICT活用研修を実施します。			

計画事業に係る取組項目の目標及び実績

取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標	
継続的な教員研修の実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修実施 93回	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修実施
	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修実施
訪問型要請研修等の実施	訪問型要請研修実施	訪問型要請研修実施 215回	訪問型要請研修実施	訪問型要請研修実施	訪問型要請研修実施	訪問型要請研修実施
	ICT活用研修【実】実施	ICT活用研修【実】実施 10回	ICT活用研修【実】実施	ICT活用研修【実】実施	ICT活用研修【実】実施	ICT活用研修【実】実施

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>教員が主体的に学び、効果的かつ継続的に資質・能力の向上を図ることができるよう、済美教育センターで実施した研修講義等の動画を区内教員用の杉並区研修サイトに配信し、自己研鑽に励むことのできる環境を整えました。</p> <p>また、研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修は、教員が優れた指導方法を学び、自身の実践に活かすことができるようにするために、教育課題研究指定校や指定グループ等による研究の成果を広く普及し、学ぶ機会を設けました。</p> <p>また、自立的・協働的に考える学校を支援するために、学校の要請に応じた訪問型要請研修は、「主体的・対話的で深い学びを踏まえた授業研究」や「個別最適な学びと協働的な学びの一体のためのICT活用」「学習者主体の学び」などの学習指導に関するテーマが多く、全教職員から個人・少人数を対象とする様々な研修を実施し、研修内容の充実を図ることで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を意識した授業改善を推進しました。</p> <p>さらには、児童・生徒1人1台専用タブレット端末の効果的な活用を推進するため、ICT活用リーダーを対象とした研修を実施するとともに、全教員向けにICT活用リーダーによるタブレット端末を活用した授業を公開することで、教員がICT活用について学ぶことのできる機会を確保し、ICTを活用した学びの充実を図りました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成
	4	2	就学前教育支援センター		
計画事業 主管課名			就学前教育支援センター		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>就学前教育は生涯にわたり学び続ける力の基礎を育むために重要であり、その質の向上を図るためには、担い手となる保育者の資質向上が必要です。</p> <p>そのため、区内就学前教育施設の保育者を対象とし、子どもたちの自発的な活動としての遊びを充実させる環境づくりや援助の仕方を習得するための幼児教育研修、保育者自身の課題に応じた少人数による保育実践研修、幼児期における特別支援教育の基礎を学ぶ特別支援教育研修等を実施します。</p> <p>加えて、幼児教育アドバイザー※1による就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育活動充実のための支援を総合的・一体的に行います。</p> <p>これらの取組により、学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成を図っていきます。</p>		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
就学前教育研修の実施【実】	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 36回
幼児教育アドバイザーの配置【実】	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》

※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設(機関)を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>区内就学前教育施設の保育者を対象とした就学前教育研修について、日々の教育・保育に生かせる実技を中心とした集合研修や、研修動画のオンデマンド配信等、保育者のニーズに応じて研修形態を多様化することで、令和5年度と比べて約4%、研修参加施設が増加しました。3歳未満児のみを対象とする保育施設等、一部を除き、就学前教育施設全体の7割弱の施設が参加しています。研修受講者のアンケートでは、「子どもが自分から探索したり、探究を深めたりしていくには、保育者がどう関わるか、子どもの姿からどんな物を用意するべきかをよく考え、環境を整えていくことが重要だと学ぶことができた」「発達が気になる幼児への支援について、自分のクラスの幼児と照らし合わせて講義を受け、一人ひとりに必要な援助は何か、適切な声掛けの言葉は何か、改めてよく考えて関わっていききたい」との回答がありました。このことから、子どもたちの主体的な遊びを充実させる環境づくりや、支援を要する幼児への援助方法の習得につながっています。</p> <p>また、区内就学前教育施設の保育者の資質向上や、支援を必要とする幼児への教育的支援を充実させるため、就学前教育支援センターの専門職や幼児教育アドバイザーが、巡回訪問により助言を行い、保育者の資質向上を図りました。巡回園に対して行ったアンケートの回答には、「助言を受けることで、自分では気づけなかった子どもの状況を把握することができ、その子どもの言動にある背景を考えることができた」との声がありました。引き続き、子どもの発達や支援に関する保育者の相談の場を適切に確保していきます。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	次代を見据えた研究の推進		
	4	3				
計画事業 主管課名		済美教育センター				
計画事業の概要 (目的、取組内容等)		<p>誰一人取り残されることのない社会の実現など、望ましい社会を自分たちで生み出すことのできる教育を追求するとともに、日常から生じる課題や、グローバル化・超スマート社会(Society5.0)の進展などに伴って生じる教育に対する要請に的確に 대응していくためには、子供園や学校、教育委員会が一体となり、主体的、協働的に研究を進めることが必要です。</p> <p>このことから、子供園における幼児教育の実践を基にした研究に加え、「杉並区幼保小接続期カリキュラム・プログラム」の改定を行い、就学前教育施設から小学校への生活や学びが、より一層円滑に接続できるよう取り組みます。</p> <p>また、児童・生徒が多様な他者と協働し、主体的に課題を解決しようとする探究的な学びの推進とともに、その支えとなる1人1台専用タブレット端末を活用した、教育DX※1の推進を教育課題として指定し、学校や教員グループによる研究を推進します。さらに、学校図書館の活用に意欲的に取り組む学校を実践校として位置付け、校内で学校図書館運営のための組織づくりを行い、全学年で学校図書館活用に取り組むとともに、インターネット情報サイトを活用し、紙資料とデジタル資料を効果的に融合する授業の在り方について研究を行います。</p>				
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
就学前教育の調査・研究の実施【実】	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園延べ6園	
	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	
幼保小連携の充実に 向けた研究の実施【実】	幼保小連携の充実に 向けた研究の実施 1校	幼保小連携の充実に 向けた研究の実施 1校		幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の充実に 向けた研究の実施 1校 幼保小連携の推進 小学校全校	
			幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の推進 小学校全校		
幼保小接続期カリ キュラム・プログラムの 改定	-	-	幼保小接続期カリキュラム・ プログラムの改定 検討	幼保小接続期カリキュラム・ プログラムの改定 検討・運用	幼保小接続期カリキュラ ム・プログラムの改定 検討・運用	
教育課題研究の 実施【実】	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 18課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 18課題	
学校図書館活用 実践校の推進	学校図書館活用実践校の 推進 実施	学校図書館活用実践校の 推進 実施	学校図書館活用実践校の 推進 実施	学校図書館活用実践校の 推進 実施	学校図書館活用実践校 の推進 実施	

※1 教育DX: デジタル技術を活用し、これまでの学習方法や教員の指導方法、校務の在り方を革新することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学びを実現する次代に対応した教育を確立すること

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>教育課題研究指定園では、成田西子供園が「やってみたい・こんなふうになりたい・もっとうしてみよう」と心を動かして遊ぶ、～遊び込む幼児を育てるための環境の工夫～」を研究主題とし、意欲、志向性・意志、探究の過程と、それを支える物的・人的環境の工夫について、学年ごとに事例を考察しました。5歳児の事例では、1人の園児が遊園地の乗り物を作る場面から他の園児が刺激を受け、イメージしたことを実現するための手だてを仲間と考えました。また、粘り強く取り組むことを学級共通の目標とし、保育者が人的・物的な面で環境の工夫を行いました。研究発表会では、保育観察、研究発表、外部講師による講演を実施するとともに、当日の様子を撮影した動画を配信し、区内外の就学前教育関係者に広く発信・共有しました。また、新たに指定した下高井戸子供園では「夢中になって遊ぶ幼児の「時」を意識して」を主題とし、研究を進めました。</p> <p>令和4年度から3年間継続して取り組んだ幼保小連携充実研究では、研究主題を「遊びの中から教科的な学びへ」とし、就学前教育施設での経験を生かした指導の工夫を行うため、スタートカリキュラムに基づく取組の改善を行い、研究実践校である高井戸第三小学校で、1年生の学級担任が入学式翌日及び入学後4日目の授業公開を実施しました。研究の成果をまとめたリーフレットを作成し、幼保小連携担当者連絡協議会での配布及び区公式ホームページへの掲載により、小学校及び就学前教育施設に広く配信し、幼保小連携の充実に図りました。</p> <p>文部科学省が推進する「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえ、就学前教育施設から小学校への生活や学びがより一層円滑に接続できるよう、令和7年度から「杉並区幼保小接続期カリキュラム・プログラム」の改定を行うため、改定検討会設置要綱の策定や、杉並区の幼保小連携の推進状況を把握するため、小学校教員及び就学前教育施設保育者を対象としたアンケート調査を実施するなど、準備を進めました。</p> <p>教育課題研究指定校では、教育課題の解決を図るため指定校に予算配分し研究を進めました。具体的には、次代の教育課題に関わる研究等4つのテーマについて、区立学校11校及び教員による7グループを指定し、教育委員会が一体となって学校や教員グループによる研究を進め、その成果を、研究発表会や公開研究会等の機会を通して学校に広く周知しました。</p> <p>その他、学校図書活用実践校5校において、学校図書館運営のための校内組織の充実や校内研修の実施などにより、様々な教科で図書と百科事典データベースなどのデジタル資料とを併用することで、学校図書館を調べ学習の場として活用を進めました。この成果は、学校図書館担当者連絡会を通じて、全校の学校図書館担当教員と学校司書に共有しました。</p>

1 計画事業の実績

番号	方針・計画		計画事業名	区立学校における働き方改革の推進		
	4	4				
計画事業 主管課名		教育人事企画課 (R7より教育人事・指導課)				
計画事業の概要 (目的、取組内容等)		<p>教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。</p> <p>そのため、平成30(2018)年度から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員※1 やスクール・サポート・スタッフ※2 の配置に加え、情報通信技術 (ICT) 支援員※3 の配置拡大や区費教員※4 を活用した小学校における教科担任制の実施、エデュケーション・アシスタント※5 の小学校への配置により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム※6 を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム※7 の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。</p>				
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10校 (累計20校)	小学校における教科担任制の実施 10校 (累計20校)	小学校における教科担任制の実施 10校 (累計30校)	小学校における教科担任制の実施 10校 (累計40校)	小学校における教科担任制の実施 30校 (累計40校)	
情報通信技術 (ICT) 支援員の配置【実】	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	-	-	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム(都費教職員向け)導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け)導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け)導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け)運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け)導入準備 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	
校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	

- ※1 副校長校務支援員：区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと
- ※2 スクール・サポート・スタッフ：区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・準備等の事務作業を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)
- ※3 情報通信技術 (ICT) 支援員：区立学校の教員のICT活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT機器の整備、ICTを活用した授業の補助等を行う
- ※4 区費教員：区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)
- ※5 エデュケーション・アシスタント：区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第1学年から第3学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員
- ※6 校務支援システム：子どもたちの学籍・成績・健康管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム
- ※7 庶務事務システム：出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>区費教員を有効に活用することにより、小学校における教科担任制の実施や特別支援教育の充実を図りました。また、学校に配備している児童・生徒1人1台専用タブレット端末やデジタル教材等の活用支援のため、ICT機器の操作支援等を行う学校ICT支援員について、学校への訪問日数を週2日程度から週3日程度に拡充し、教職員の利活用技術の向上を図るとともに、児童・生徒の学習環境の向上を図りました。また、引き続き5校の副校長校務支援員、全校のスクール・サポート・スタッフを週4日配置しました。このほか、児童・生徒の学籍・成績や健康管理などの校務を効率的に処理するための校務支援システムの運用を適切に行うとともに、勤務時間外の電話音声自動応答メッセージの運用、学校閉庁日の設定など、様々な取組を行いました。加えて、現在紙媒体で処理している出勤簿等のデジタル化について、学校向け庶務事務システムの令和7年9月頃の運用開始に向けて、システムの設定などを進めました。</p> <p>これらの取組や各校における業務改善・意識改革を進めたことにより、月当たりの時間外勤務が80時間以上の教員の割合が令和6年度は令和5年度と比較して小学校は0.9%、中学校は2.7%減少しました。引き続き、業務改善・意識改革・人的支援・業務のデジタル化などを推進し、区立学校における働き方改革を総合的に推進していきます。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	学校運営の充実に向けた総合的な支援		
	4	5				
計画事業 主管課名			済美教育センター			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>全ての子どもたちが学び続ける力を育むためには、各学校が家庭・地域との協働をより一層充実させるとともに、学校を支援し、それぞれの実情に応じた教育活動を推進することが大切です。</p> <p>そのために「自立的・協働的な学校づくりプレゼンテーション」により、各学校の教育課題や必要とする教育活動等を把握し、必要に応じて支援を行っていきます。また、担当指導主事を中心とした教科指導、教育SAT、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で構成する「学校経営支援チーム」が、関係部署と連携を図りながら、学校の抱える課題に応じた専門的な助言・支援を行います。さらに、校長等が学校における法的問題等について弁護士から必要な助言等を受けることができる学校法律相談を実施することにより、学校における法的問題等への対応力の向上を図ります。</p>			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり【実】	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり 実施	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	
小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施 実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	
学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施 54件	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>地域の特色や自校の課題に応じた学校づくりでは、各学校・実情に応じた教育活動の充実や特有の教育課題解決の支援を行うために、学校の実施計画や予算計画を確認し、令和7年度の予算措置を講じました。</p> <p>また、令和5年度に実施した学校のプレゼンテーションを基に各学校に配分した令和6年度予算を活用し、外部講師を招いてのキャリア教育や学力・体力向上の取組など実施し、児童・生徒のさらなる学びを支援しました。</p> <p>小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援では、指導主事が中核となり、教科指導や生活指導、教育相談等の専門職と連携を図りながら、様々な学校の情報を加味した上で、総合的に学校の抱える課題に対して助言や支援をすることができました。令和6年度に実施した取組は、区立中学校1校と区立小学校2校で生活指導、ICT、校内研究、不登校支援などをテーマに協議を重ね、主に区立小学校の児童の中学校への進学が円滑に進むよう情報の共有や9年間を通じた学びの支援を行いました。</p> <p>学校法律相談の実施では、5名の弁護士が54件の相談に対応し、適切な初期対応及び問題の早期解決につなげました。また、相談事例を例示しながら、校長を対象に研修を行いました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実
	4	6			
計画事業 主管課名			特別支援教育課		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			特別な支援を必要とする子どもに適した学びを支援するためには、就学前教育施設や学校において、一人ひとりの特性等に応じた組織的・継続的な支援体制の充実と、地域における支援体制の構築が必要です。 このため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施により、配慮を必要とする幼児の学びや発達に係る支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る校内体制の充実については、令和6(2024)年度までに小学校全校に導入した「個別の学び支援システム」の活用により、個別指導計画※1の内容を充実させ、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。併せて、校種間の切れ目のない支援を実現するため、中学校への導入を検討します。 さらに、学校と地域の包括的な支援体制の構築については、学校運営協議会等と連携し、研修等の機会を通じて特別支援教育に対する理解啓発を進めていきます。		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施 86件	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施
特別支援教育に係る校内体制の充実	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進	個別の学び支援システム 小学校活用推進 中学校導入検討	個別の学び支援システム 小学校活用推進 中学校導入検討	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進 中学校導入検討
	特別支援教育コーディネーター※2の専門性の向上 実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 実施 連絡会開催5回	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 実施
学校と地域の包括的な支援体制の構築	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討	学校運営協議会と大学等との提携 検討

※1 個別指導計画：一人ひとりの課題に合わせた指導内容を組み立てるために作成する計画
 ※2 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>配慮を必要とする幼児への教育的な支援を充実させるため、区内就学前教育施設の保育者に対して専門的な見地から助言を行う教育支援相談を実施し、令和5年度より多い86件の相談がありました。相談者に対して行ったアンケートの回答には、「子どもが自分の気持ちや行動をコントロールする手立てや、見通しを持つ方法を具体的に知ることができたので、相談して良かった」、「子どもへのアプローチ方法を細かく分析することができ、今後の保育に生かしていきたい」などの声がありました。86件のうち34件については、相談後に施設訪問を実施し、特別な配慮を必要とする幼児への教育的支援に関して、助言を行いました。</p> <p>また、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、「個別の学び支援システム」※3を小学校全校に導入し、教員の専門性の向上や業務負担の軽減を図るとともに、校内全体の特別支援教育の推進に取り組みました。同システムを活用することで、短時間での子どもの実態把握や、早期に適切な支援を行うことができるようになりました。また、システム内には特性に合わせた教材が豊富に格納されており、教員の教材準備の時間短縮につながっています。</p> <p>校内の特別支援教育推進の中心となる特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質向上を図るため、特別支援教育コーディネーター連絡会を計5回実施しました。特別支援教育に係る最新の動向について理解を深めるとともに、済美養護学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育の専門性向上及び児童・生徒の副籍交流の充実に努めました。また、コーディネーター同士の連携を図り、指導のノウハウ等を共有することで、各学校における特別支援教育のより一層の推進につなげました。</p> <p>学校と地域の包括的な支援体制の構築については、学校運営協議会と大学等との提携を検討するとともに、学校の保護者会へ教育支援チームを派遣するなど、特別支援教育に対する理解啓発を進めました。</p>

※3 個別の学び支援システム：子ども一人ひとりの特性に応じた個別の支援計画の作成を、より多角的な視点から支援する教育ソフト

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針 計画		計画事業名	学校施設の有効活用の推進	
	4	7			
計画事業 主管課名			学校支援課		
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			<p>区民が、生涯にわたり自分らしく、豊かに生きるためには、多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動に触れる機会が大切です。そのために、身近な地域の公共財の一つである学校施設を、児童・生徒だけでなく、多くの地域住民の活動の場として活用していく必要があります。</p> <p>このことから、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入し、学校を地域スポーツや文化活動の振興等に資する施設として有効活用を進めます。</p> <p>また、全ての子どもにとって安全で安心して過ごせる多くの居場所が必要とされる中で、放課後の学校は子どもの居場所の一つとして重要な役割を果たすと考えられます。多様な学びのニーズに応えられる機能を備えた学校施設が十分に活かされるよう、まずは放課後の子どもの居場所という視点で、教育施設としての安全・安心を確保しながら施設の活用範囲を広げていきます。そうした取組を多くの区民が気軽に学校施設を使える仕組みにつなげることで、生涯にわたり誰もが学び合うことができる場(「学びのプラットフォーム」)としての諸室の活用についても検討していきます。</p>		
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計の ため、実績値の合計とは一 致しない
	目標	実績	目標	目標	目標
学校施設の有効活用【実】	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施1校	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施1校	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施1校
	拡大に向けた準備	拡大に向けた準備	拡大・実施	実施	拡大に向けた準備 拡大・実施
学校施設における 子どもの居場所づくり【実】	学校施設における子ども の居場所づくり 検討	学校施設における子ども の居場所づくり 検討	学校施設における子ども の居場所づくり 「杉並区子どもの居場所づく り基本方針」に基づく、学 校施設における子どもの 居場所づくりの推進 日曜日・祝日の校庭開 放実施	学校施設における子ども の居場所づくり 「杉並区子どもの居場所づく り基本方針」に基づく、学 校施設における子どもの 居場所づくりの推進 日曜日・祝日の校庭開 放実施	学校施設における子ども の居場所づくり 「杉並区子どもの居場所づく り基本方針」に基づく く、学校施設における子 どもの居場所づくりの推 進 日曜日・祝日の校庭開 放実施
学校施設の諸室等 の利用拡大【実】	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>学校施設の有効活用に向けたモデル事業として、学校施設の利用調整システムの運用と学校施設を活用したスポーツ振興事業を1校で実施しました。2年間のモデル事業の実施・検証を踏まえ、令和7年3月から、小学校7校において、学校施設の利用調整が可能な公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入しました。区民がスポーツや文化に親しむ場を提供する学校開放事業のニーズは依然として高い状況にあるため、公共施設予約システム「さざんかねっと」の更なる学校への導入拡大を進めていきます。</p> <p>区では、子どもの居場所づくりの理念や基本的な視点、今後の取組の方向性などを盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しました。この方針に基づき、全ての子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、放課後の学校施設を子どもの居場所として活用するための検討を進めました。また、学校施設で豊かな学びや文化等を親しむことができ、多世代の交流による学び合い、教え合うことができる「学びのプラットフォーム」の実現に向けた諸室の利用拡大の環境整備を進めるため、学校施設管理のあり方について検討を行いました。</p>

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	学校図書館の研修等の充実		
	4	8				
計画事業 主管課名			済美教育センター			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			学校図書館は、子どもたちの読書活動を支える「読書センター」機能、学習活動を支援し、資料を提供することで学習や授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」機能、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」機能を有しています。この3つの機能を各学校の特色に合わせて充実させていくためには、学校図書館運営に携わる教員と学校司書の専門性の向上が必要です。 このことから、学校図書館運営に携わる教員と学校司書に対して研修を実施し、学校図書館におけるICT活用やWEBサイト情報を使った探究学習の指導など新しい課題を含む研修を実施します。初任者教員に対しても学校図書館の活用を学ぶ研修を実施します。			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
学校司書の配置	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	
学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施 15回	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	
学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>小中学校全校に学校司書を引き続き配置し、学校図書館の蔵書の充実や館内整備を行うとともに、読書活動の充実や授業での学校図書館活用を支援しました。</p> <p>学校司書を対象とした研修では、先進的な取組をしている他自治体の学校司書を講師として、授業に役立つ事例による研修を実施したほか、区内の学校司書の実践を詳しく聞く研修会も行い、各自の研鑽につなげました。また、令和7年度使用予定の教科書を題材として授業支援について検討を行いました。</p> <p>学校図書館担当教員の研修では、計画的な学校図書館の利用により児童・生徒の情報活用能力を育成することや、学校司書とどのように連携して授業をつくるかの実例を共有し、学びを深めました。</p> <p>学校図書館活用のための教員研修では、若手教員に対して、学校図書館の基本的な役割や、教員が児童・生徒に本をすすめることが読書のきっかけとなりうること、児童・生徒の探究心を育むためにも学校図書館は大きな役割を果たす場であることなどの講義を行いました。研修後のアンケートでは「教員自らが自分の担当教科で学校図書館を活用していきたい」、「学校司書と連携して進めていきたい」との声がありました。</p>

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	生涯の学びを支える生涯学習人材の育成			
	4	9					
計画事業 主管課名	生涯学習推進課						
計画事業の概要 (目的、取組内容等)	<p>区民が生涯にわたって学び、さらには新たな学びの担い手となって活動に取り組むためには、生涯学習に携わる職員が専門的な技能を持って、学び続ける人々を支えていく必要があります。</p> <p>そこで、社会教育センターを中心に教育委員会事務局職員について社会教育士の資格取得を進めます。また、社会教育センター職員等に対しファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の向上を図られるよう、社会教育主事が中心となって研修を開催し、実践的な力を養います。</p> <p>このほか、学芸員※1有資格者や郷土博物館職員等の職員に対し、資料の収集や保存、それらの効果的な活用について研修を行い、杉並の歴史や文化を継承する職員を育成していきます。</p> <p>さらに、司書の育成については、図書館職員に司書資格取得の奨励を行います。加えて、すべての図書館職員が基本的な知識・技能を身に付け、さらにレファレンスサービス等の専門性を向上できる研修体制を整備します。これらの取組により、社会教育士や学芸員、司書の育成を進めるとともに、資格取得者をはじめ生涯学習に関わる職員が実践的にその力を発揮することができるよう、研修を通して資質向上を図っていきます。</p>						
計画事業に係る取組項目の目標及び実績							
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度		8(2026)年度		6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	目標		
社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施 延べ25名	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	
学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施 2回	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	
司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施 延べ41名	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	

※1 学芸員:歴史、芸術、民俗、産業、自然科学についての資料を収集、保管、展示するとともに、関係する調査研究を行う専門的職員

2 計画事業全体に対する評価

<p>成果・分析</p> <p>社会教育士等への研修では、社会教育センター主催の「学び合いのワークショップ」や「スキルアップ講座」を通して、教育委員会事務局の有資格職員や事業に携わる職員等が地域の社会教育士等と共に学ぶ機会を設けました。事務局内に留まらず、区長部局の職員も参加し、延べ25名が地域における学び合いを支援するために必要なファシリテーション力など実践的な力を養いました。</p> <p>学芸員有資格者への研修では、外部講師を招き、資料の梱包技術(実技演習を含む)を学んだほか、博物館職員も対象に加え、IPM^{※1}に関する研修を実施し、文化財や収蔵資料の的確な保存・保護に関する知識を深めました。</p> <p>司書の育成については、資格を持たない図書館職員に対し、司書資格取得の講習(2か月間)の受講を奨励し、令和6年度は1名が資格を取得しました。また、杉並区立図書館職員としての基本的な知識・技能を習得するための図書館初任者研修を実施し23名が受講したほか、職員の専門性向上のためのレファレンス研修では18名が受講し、図書館職員としてのスキルの向上を図りました。</p>

※1 IPM:総合的有害生物管理(薬剤に頼らず、日常的管理の徹底で、虫菌害を防止する活動のこと)

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名		アレルギー対策の推進
	4	10			
計画事業 主管課名		学務課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)		生活環境の変化や疾病構造の変化に伴い、アレルギー疾患を抱える子どもが増加しており、これまで以上に、学校全体でアレルギー対策が求められています。特に食物アレルギーは、命に係わる事故が発生する恐れがあり、全ての児童・生徒が安全に、楽しく学校生活を過ごすためにも、安全を最優先とした対応が必要です。 このため、教職員向け研修会や保護者向け講演会を実施し、アレルギー疾患への理解促進を図るとともに、学校等におけるアレルギー発症の未然防止及び緊急時の対応力強化に努めます。加えて、緊急時の対応について、教職員がアレルギーホットラインを活用し、区内医療機関の医師による迅速かつ的確な相談及び指示が受けられる体制を継続するなど学校におけるアレルギー対策を引き続き推進していきます。			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績					
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない
	目標	実績	目標	目標	
アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施 研修会2回、講習会1回	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施
アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>学校全体でアレルギー対応ができるように、エピペン^{※1}を携帯している児童・生徒の担任教諭や、希望する教職員を対象に、エピペンの使用方法や緊急時の対応など、アレルギーに関する知識を深めるための研修を2回実施しました。</p> <p>さらに、アレルギー症状がみられた場合に、速やかに専門医の助言を受け、緊急時に迅速な搬送を行える体制を整えた、「アレルギーホットライン」を引き続き運用することにより、アレルギー対応の強化を図りました。</p> <p>また、アレルギー疾患は家庭での対応も重要であることから、保護者を対象とした講習会として、学校医と学校栄養士が、アレルギー疾患の基本的な知識と学校でのアレルギー対応について分かりやすく解説した動画をオンラインで配信し、保護者の理解を深めることに努めました。</p> <p>なお、各学校では、教職員の異動があるため、年度初めに教職員を対象としたアレルギー対応研修を行い、学校内での緊急時の対応方法を確認しています。</p>

※1 エピペン: アナフィラキシー症状が現れた時に、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤(アドレナリン自己注射薬)

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画事業評価表

様式1

1 計画事業の実績

番号	方針	計画	計画事業名	学校徴収金の公会計化		
	4	11				
計画事業 主管課名			学務課			
計画事業の概要 (目的、取組内容等)			保護者から徴収している学校徴収金について、保護者の利便性の向上や 会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、学校給食費は、令和7(2025)年度 から公会計による運用を開始します。			
計画事業に係る取組項目の目標及び実績						
取組項目	6(2024)年度		7(2025)年度	8(2026)年度	6年度～8年度 3か年計 計画策定時点の3か年計のため、実績値の合計とは一致しない	
	目標	実績	目標	目標	目標	
学校徴収金の公会計化【経】	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 検討 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討	

2 計画事業全体に対する評価

成果・分析
<p>専管組織による検討を開始し、学校徴収金ごとの公会計化の適否の判断及び課題の整理と解決策の検討には、相当の時間を要すること等から、公会計化が可能と判断した徴収金から順次、公会計化を実施し、会計の透明性の向上の取組を進めていく方針を固めました。</p> <p>この方針のもと、学校給食費は、無償化に伴い教職員等からの徴収のみとなっており、他の徴収金と比較して徴収管理対象が限定的であることから、計画を1年前倒して、令和7年度から公会計化を実施することとし、計画の改定も行いました。</p> <p>学校給食費の公会計の事務処理方法等の検討にあたっては、関係課や学校と調整を図るとともに、給食食材納入事業者等の負担が最小限に留まるよう留意しました。また、給食食材納入事業者への説明を丁寧に行うなど、円滑な公会計化に向けた準備に取り組み、大きな混乱なく、公会計による運用を開始することができました。</p> <p>その他の学校徴収金については、部活動経費など対象者が限られるもの、副教材など各学校で購入物品が異なるもの、保護者と事業者間の直接取引が可能なものなど、多種多様であり、それぞれ性質が異なるため、引き続き、詳細な実態把握や公会計化に向けた課題整理等を進めていきます。</p>

～ 評価表(基本方針)の見方 ～

- 「杉並区教育ビジョン2022推進計画(令和6～8年度)」の各基本方針の令和6年度の取組を点検・評価するものです。
- 『指標「現状値(6年度)」』『2基本方針に対する評価』が、令和6年度の実績を点検・評価した項目です。

点検・評価に係る教育ビジョン推進計画基本方針評価表

方針1

1 基本方針 計画の指標と実績

番号	基本方針 1	すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります					
主管課名	済美教育センター	「杉並区教育ビジョン2022推進計画(令和6～8年度)」の基本方針					
基本的な考え方	子どもたちが、変化し続けるこれからの時代を自分らしくいきいきと生きるためには、生涯学び続けることのできる力を育むことが大切です。一人ひとりの学ぶことへのワクワクした気持ちや楽しさ、主体性や探究心を大切に、すべての子どもたちに、共に認め合いながら、学び合い、教え合うことのできる、豊かな学びの機会を創ります。						
現状と課題	教育委員会では、これまで、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、学びの連続性を重視した幼保小連携教育や小中一貫教育を推進するとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、多様なかかわりにつながる中で学び合う教育を進めてきました。 人々の価値観や生き方が多様化する中、今後はこうした学びを土台とし、子ども自身の主体的な学びを大切にしながら、一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させていくことが重要です。 社会が大きく変化する中、心理的に困難を抱えている子どもが増加し、医療的・教育的ニーズも高まっています。 子どもにとって人格形成や健全育成に大きな役割を果たしている中学校部活動体制で運営することが困難な状況が生じており、支援のあり方そのものを大きく変える必要があります。						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの学力・体力の一層の向上を図るとともに、子どもたちに学び続ける意欲を育みます。 ○ 子どもたちが主体的に課題を解決したり、他者と多様な考え方を共有したり子どもたちの学びの充実を図ります。 ○ 特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの発達段階に応じて学ぶことができるよう、就学前後の切れ目ない相談の実施や教育環境の整備を進め、特別支援教育※2の一層の充実を図ります。 ○ 心理的に困難を抱える子どもたちが安心して相談することができるのと同時に、一人ひとりの思いを尊重した支援につながるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ります。 ○ 教員の負担を軽減しつつ、生徒にとって魅力ある部活動となるよう、部活動支援の充実を図ります。 						
指標	指標名	現状値 (6年度)	目標値			備考 (指標の説明等)	総合計画 該当施策
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)		
	「必要とときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合		60.0%	60.0%	70.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策22
	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合		90.0%	90.0%		区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策22
	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合		55.0%	55.0%		「杉並区教育ビジョン2022推進計画(令和6～8年度)」の基本方針の目標値	
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)		60.0%	60.0%	70.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策23
「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室※3・特別支援学級※4・特別支援学校)	80				学校に通う児童・生徒保護者を対象とした質問紙調査	施策23	

「杉並区教育ビジョン2022推進計画(令和6～8年度)」基本方針の

- ・基本的な考え方
- ・現状と課題
- ・主な取組

令和6年度の実績を点検・評価した項目

※1 ICT:Information and Communication Technologyの略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報共有、伝達するための技術
 ※2 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
 ※3特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある子どもを対象に、きめ細やかな指導と支援を図るため、各校に設置する教室
 ※4特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある子どもに対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置する学級

2 基本方針に対する評価

成果・分析	「杉並区教育ビジョン2022推進計画(令和6～8年度)」の基本方針の令和6年度の成果・分析の内容
<p>令和6年度の実績を点検・評価した項目</p>	

1 基本方針 計画の指標と実績

番号	基本方針 1	すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります					
主管課名	済美教育センター						
基本的な考え方	子どもたちが、変化し続けるこれからの時代を自分らしくいきいきと生きるためには、生涯学び続けることのできる力を育むことが大切です。 一人ひとりの学ぶことへのわくわくした気持ちや楽しさ、主体性や探究心を大切に、すべての子どもたちに、共に認め合いながら、学び合い、教え合うことのできる、豊かな学びの機会を創ります。						
現状と課題	教育委員会では、これまで、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、学びの連続性を重視した幼保小連携教育や小中一貫教育を推進するとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、多様ななかわりとつながりの中で学び合う教育を進めてきました。 人々の価値観や生き方が多様化する中、今後はこうした学びを土台とし、子ども自身の主体的な学びを大切にしながら、一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させていくことが重要です。 社会が大きく変化中、心理的に困難を抱えている子どもが増加し、医療的ケアを必要とする子ども・特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズも高まっています。 子どもにとって人格形成や健全育成に大きな役割を果たしている中学校部活動については、少子化の進展等により、これまでと同様の体制で運営することが困難な状況が生じており、支援のあり方そのものを大きく見直していく必要があります。						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの学力・体力の一層の向上を図るとともに、子どもたちに学び続ける力を育むことができるよう、学校や教員を支援します。 ○ 子どもたちが主体的に課題を解決したり、他者と多様な考え方を共有したりしながら学ぶことができるよう、ICT※1を効果的に活用し、子どもたちの学びの充実を図ります。 ○ 特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの発達段階に応じて学ぶことができるよう、就学前後の切れ目ない相談の実施や教育環境の整備を進め、特別支援教育※2の一層の充実を図ります。 ○ 心理的に困難を抱える子どもたちが安心して相談することができるように、一人ひとりの思いを尊重した支援につながるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ります。 ○ 教員の負担を軽減しつつ、生徒にとって魅力ある部活動となるよう、部活動支援の充実を図ります。 						
指標	指標名	現状値 (6年度)	目標値			備考 (指標の説明等)	総合計画 該当施策
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)		
	「必要ときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	53.6%	60.0%	60.0%	70.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策22
	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	81.3%	90.0%	90.0%	95.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策22
	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	63.9%	55.0%	55.0%	65.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策22
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	58.6%	60.0%	60.0%	70.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査	施策23
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室※3・特別支援学級※4・特別支援学校)	63.5%	80.0%	85.0%	95.0%	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査	施策23

※1 ICT:Information and Communication Technologyの略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、

情報共有、伝達するための技術

※2 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う

※3 特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある子どもを対象に、きめ細やかな指導と支援を図るため、各校に設置する教室

※4 特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、聴覚等の障害のある子どもに対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置する学級

2 基本方針に対する評価

成果・分析

総合計画・実行計画及び杉並区教育ビジョン2022推進計画に基づき、子どもたちが生涯にわたって学び続けることのできる力の育成と、共に認め合いながら、学び合い、教え合うことのできる、豊かな学びの機会の創出に取り組みました。

外国語教育の充実では、全区立学校等へALT(外国人英語指導助手)を、区立小学校にはALTIに加えてJTE(日本人英語指導助手)を引き続き配置しました。児童・生徒の発達段階や、義務教育9年間を見通した学びの連続性を踏まえた配置業時数の設定に加え、教員等とALT・JTEとの連携・協働を一層推進しました。

理科教育における人材の配置及び出前授業の実施では、移動式プラネタリウムをはじめとした理科出前授業を実施し、児童・生徒が「理科の見方・考え方」を働かせ、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成しました。

小中学生パワーアップ教室等の実施では、各学校での取組に加えて、中学校第3学年を対象としたパワーアップ教室を開催し、生徒が通いやすく、かつ進路変更が可能な夏季休業中に実施し、進路選択を控えた生徒の学力向上への意欲に応えました。

体力づくり教室の実施では、区立小学校の児童に運動する楽しさを感じてもらうとともに、児童の発達段階に応じた運動習慣の定着を図る取組を様々な専門職や関係機関等と連携して実施しました。

ICTを活用した学びの充実では、教員がICTの効果的な活用について基礎的な知識や技術を学び、授業改善を図ることをねらいとした、授業支援ソフトの活用方法について研修を実施しました。個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、教員がICTを日常的に活用し、より効果的な授業を展開できるよう、指導主事等が講師を務める訪問型要請研修を実施するとともに、各学校から1名、ICT教育を推進する教員をICT推進リーダーとし、リーダーによる集合型研修やICT公開授業を実施しました。その他、情報モラル教育やデジタルドリル活用事例についての研修の内容を教員が閲覧できるように、教員用タブレット端末へ研修動画の配信を行いました。各研修を通して、ICTを活用した学びの充実を図ることで、児童・生徒の情報活用能力の育成につながることができました。

特別支援教育の充実では、学習支援教員を小中学校全校に引き続き配置するとともに、令和5年度を上回る93人の通常学級支援員を配置したほか、介助員ボランティアを延べ4,543日配置するなど、学習や生活上の配慮が必要な児童・生徒の支援を行いました。さらに、令和6年4月には高井戸東小学校に特別支援学級(知的障害)を新たに開設するとともに、令和7年9月の済美養護学校中学部の移転に向け、工事に着手するなど教育環境の整備を進めました。

就学前後の切れ目ない相談支援の充実では、就学予定児童、保護者への相談対応や、特別支援教室等の利用に関する検討を行うとともに、就学後については、教育支援チームによる定例訪問等の実施を通じて校内支援体制の充実を図りました。

教育相談体制の充実では、学校に配置したスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーと連携し、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を目指しました。また、校内別室指導支援事業を全区立小・中学校に展開することで、不安や悩みを抱える児童・生徒が安心して過ごせる居場所づくりを行いました。教育相談については、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援方針の検討を行いました。

部活動の充実では、令和6年5月に新たに策定した「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、外部指導員、部活動指導員の配置拡充などの既存の取組を充実させるとともに、部活動のあり方に関する検討委員会において、地域クラブ活動への移行に向けた検討を進めました。

これまで多くの教員が部活動として支えてきた中学生の放課後の活動を地域に展開するため、今後、民間事業者の他、NPO法人、学校支援本部など多様な地域の方々と連携し、地域全体で支える環境を整えていく必要があります。

1 基本方針 計画の指標と実績

番号	基本方針 2	一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します					
主管課名	生涯学習推進課						
基本的な考え方	誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなで社会を創るためには、学び続けられ、学んだ成果を誰かのために生かしたり、役立てたりすることが重要です。 そのために、それぞれの主体的な学びを育むとともに、学び合い、教え合うことができるよう、身近な場所での学びや、人々のつながりをつくることで、一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します。						
現状と課題	教育委員会では、これまで、多くの保護者や地域住民の子どもたちの学びを支える取組や、区民の生涯にわたる学びと、その成果を地域づくりに生かすことができる取組を進めてきました。 今後は、これまで以上に、誰もが学んだことを自分の中にとどめることなく、地域に還元し、循環させていくことができるよう、学び合い・教え合いの機会を充実させていくことが大切です。 そのためには、地域で学んだり活動したりした経験のない人も、気軽に学びの機会に参加することができるよう、さらなる工夫が求められるとともに、学んだ成果を人づくりや地域づくりにつなげることができるよう、人と人との学びをコーディネートする社会教育士をはじめとした地域人材の活動を支援することも大切です。 また、身近な地域で、杉並の歴史や文化に親しむことができる場や機会を充実させ、地域に対する誇りや郷土愛を醸成することも必要です。						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが気軽に学びに触れることができるよう、身近な地域の施設において、様々な生涯学習事業を実施します。 ○ 区民が歴史・文化に触れ、学ぶことができるよう、杉並らしい展示や郷土芸能に親しむ機会の充実を図るとともに、区が保有する歴史的・文化的資料の保存と活用を進めます。 ○ 多様な大人が教育の当事者として子どもの学びを支えるとともに、子どもとのかかわりから大人自身の学びも深めることができるよう、家庭・地域・学校の協働を一層充実させていきます。 ○ 学びを通して地域の人材や資源を結びつけることができるよう、様々な分野での学びを支援する社会教育士※1を育成するとともに、社会教育士をはじめとして地域の学びを支援する人材の効果的な活用等を通じて区民の学びを支援します。 						
指標	指標名	現状値 (6年度)	目標値			備考 (指標の説明等)	総合計画 該当施策
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)		
	生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	8.3%	10.0%	11.0%	13.0%	区民意向調査	施策25
	地域の行事に参加している児童・生徒の割合	69.1%	52.0%	53.0%	60.0%	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査	施策25
	文化財等を活用した事業への参加者数	57,302人	38,687人	58,720人	62,785人	郷土博物館の来館者数及び出前型事業の来場者数＋荻外荘の来館者数＋郷土芸能大会の来場者数＋古典の日来場者数	施策28

※1 社会教育士：地域の教育、福祉、防災、環境、産業など様々な分野における学びの支援を通して、人づくりや地域づくりに携わる役割を担う専門人材

2 基本方針に対する評価

成果・分析
<p>誰もが気軽に身近な地域施設で学ぶことができるよう、出前型・ネットワーク型の様々な生涯学習事業を実施しました。郷土博物館では、企画展で使用した展示パネルを活用し、永福図書館で出前型展示を実施しました。成人学習支援の充実では、すぎなみ大人塾の3コースを社会教育センター及び地域の施設で実施し、身近な地域での学びと受講生の自主的な活動を支援しました。また、若者の地域活動への参画を促すために30歳以下の区民が企画運営を行う事業(すぎなみU30ミーティング「みんなの大運動会」)を引き続き実施し、若者が地域のことを考え地域に関わるきっかけをつくりました。科学教育の推進では、「未来をつくる杉並サイエンスラボ IMAGINUS(イマジナス)」運営事業者へ科学体験プログラムの実施を委託し、事業者と協議・調整のもと、民間事業者の専門性を活かした参加型・体験型プログラムや科学展示を地域施設に出向いて実施したほか、「すぎなみサイエンスフェスタ」を区内の科学関係団体等と協働で実施し、多くの区民が科学に触れる機会を提供しました。伝統文化・郷土芸能の理解促進では、笛師による講演や里神楽、お囃子などを披露する郷土芸能大会を実施し、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会の提供や伝統文化への理解促進につなげたほか、国史跡「荻外荘」の復原・整備完成を記念した特別展・企画展を開催しました。</p> <p>図書館では、高齢や障害等の理由で図書館への来館が困難な方に対し読書を楽しむことができるよう、高齢者施設への図書の団体貸出や拡大読書器の設置を地域図書館へ広げるとともに、子どもたちが読書に親しむきっかけとなるよう、各種事業を実施しました。</p> <p>さらに、学校と地域、家庭を結びつけながら、子どもたちの教育環境を向上させる役割を担う学校運営協議会や学校支援本部、地域教育推進協議会について、活動に携わる人が運営に関する意見交換を行う学習会等を開催するとともに、それぞれが抱える課題等に応じた伴走支援を行いました。家庭教育については、子育てに関する悩みや不安を共有し、保護者が相互に学び合い支え合う関係づくりを目的とした主催講座の実施や、保護者・地域団体等が主催する講座を共催する形で支援しました。これらの取組により、多様な観点から子どもの学びを支え、そのプロセスを通じて大人自身も学びを深めることができる環境づくりに努めました。</p> <p>こうした様々な生涯学習事業の実施を通じて、学び合い・教え合いの機会の充実や人々のつながりづくりを進めたことで、設定した指標すべてが令和6年度の実績を上回る結果となり、区民の主体的な学びやその成果を地域づくりや人々のつながりづくりに生かす取組が広がりをを見せています。これらの取組への支援をさらに推進するためには、その役割を担う社会教育士や社会教育士に類する活動を行う人々が地域で活躍できる環境を整備することも重要です。引き続き、社会教育士の育成や力量形成等を進めるとともに、伴走支援を行う社会教育センターの利用促進や学びの力で地域活動を進める人々のネットワーク化にも取り組んでいきます。</p>

1 基本方針 計画の指標と実績

番号	基本方針 3	学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります					
主管課名	学校整備課・学校ICT担当						
基本的な考え方	<p>「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、誰もが学び続けられ、必要に応じて学ぶことができる環境を、身近な地域に整える必要があります。</p> <p>そのためには、学校や図書館等の教育施設を、区民が生涯にわたって豊かに学ぶことができる施設とするとともに、人が交わりつながる基盤となる「学びのプラットフォーム※1」として整備することにより、学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります。</p>						
現状と課題	<p>小中学校をはじめ多くの教育施設は、昭和30年代から40年代にかけて建築され、老朽化による改築時期を迎えています。改築時期が集中することから、コストの縮減を図りながら計画的に整備を進める必要があることに加え、ユニバーサルデザインの採用や地球温暖化対策等の課題にも対応していく必要があります。</p> <p>学校施設を改築するに当たっては、何よりも子どもたちのための教育施設であることを大切にしながら、地域の拠点となる開かれた学校として多くの区民の施設需要に応えるとともに、将来の児童・生徒数の減少を見据えた、柔軟性のある施設づくりが求められています。</p> <p>社会教育施設についても、これまで以上に、区民が交流し、学び合い、教え合う場として活用することができる環境づくりが必要です。</p>						
主な取組	<p>○「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、子どもたちにとって安全・安心な施設環境の確保と教育環境の向上を図るとともに、バリアフリー対応やZEB※2化など、誰もが利用しやすい学校の施設整備を計画的に進めます。</p> <p>○児童・生徒1人1台専用タブレット端末等の学校ICT機器について、安全かつ安定的に運用していきます。</p> <p>○老朽化している図書館の改築や、ICタグシステム※3の段階的な導入などを進めることにより、区民の一層の利便性の向上を図ります。</p>						
指標	指標名	現状値 (6年度)	目標値			備考 (指標の説明等)	総合計画 該当施策
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)		
	小中学校の老朽改築校数	10校	10校	14校	21校	杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)及び杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により改築に着手した校数(累計)	施策24
	小中学校の長寿命化改修校数	2校	2校	2校	5校	杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により長寿命化改修に着手した校数(累計)	施策24
	図書館の新規利用登録者数	16,960人	17,500人	18,500人	20,500人	図書館利用カードを新規交付した人数	施策24

- ※1 学びのプラットフォーム: 身近な学校を、放課後や休日など、学校教育以外の場面で子どもたちや地域のために活用したり、社会教育施設をこれまで以上に活用したりすることで、区民誰もが世代を超えて学び合い、教え合うことができる場を広げていこうとする区独自の考え方
- ※2 ZEB: Net Zero Energy Building の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物
- ※3 ICタグシステム: 図書館資料にICチップとアンテナが組み込まれたタグ(ICタグ)を貼付し、非接触型の蔵書管理を行うシステム

2 基本方針に対する評価

成果・分析	<p>小中学校の老朽改築は、富士見丘中学校と中瀬中学校では新校舎建設工事を進め、杉並第二小学校では旧校舎解体工事をを行いました。神明中学校では旧校舎解体工事を進め、杉並第一小学校では基本設計に着手しました。西宮中学校では周辺の区立施設の再編を含めた地域全体を見渡した検討を行うとともに、天沼中学校では改築検討の準備を進めました。高井戸小学校では増築工事が終了しました。さらに長寿命化改修として久我山小学校、中規模修繕として堀之内小学校外4校の工事をを行うとともに、令和7年度以降の改修に向け、杉並第十小学校外2校の設計に着手しました。</p> <p>学校ICT機器の運用では、児童・生徒1人1台専用タブレット端末やその他ICT機器の年間保守契約により、安定してシステムの運用を行うことができました。</p> <p>図書館の整備では、ICタグシステムを利用した自動貸出機を全館に設置するとともに、予約資料受取のための「予約本コーナー」を中央図書館と移転後の高円寺図書館に設置し、利用者の利便性の向上や蔵書管理業務の効率化を進めました。また、中央図書館の閲覧席の一部に座席予約システムを導入し、時間区分により公平な閲覧席の提供が可能となりました。旧杉並第八小学校跡地への高円寺図書館等複合施設(ふらっとすぎはち)の整備は、建設工事等を進めるとともに、複合化による効果を最大限に生かすため、施設の指定管理者を選定し引継業務を行い、令和7年4月に開設しました。</p>
-------	--

1 基本方針 計画の指標と実績

番号	基本方針 4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます					
主管課名	済美教育センター・学校支援課						
基本的な考え方	区民誰もが教育を創る当事者として、生涯にわたって、学び合い、教え合いながら、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を実践していくためには、区民の学びを持続的に支える基盤が必要です。 区民一人ひとりの学びを広げるとともに、多様性や社会的共生を踏まえた質の高い教育が持続的に発展していくよう、人づくり、仕組みづくりを進めます。						
現状と課題	教育委員会では、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の下、誰もが当事者として教育にかかわる環境づくりを進めてきました。今後はこうして築いてきた杉並の教育を土台としながら、教育の当事者の裾野を広げ、区民の学びの成果の贈り合いを広げていくことが大切です。 そのため、区民が必要とする学びや人とのつながりを広げることができるよう、これを支える区の教育人材の専門性や実践力をこれまで以上に高めていくことが重要です。また、区民誰もが、生涯にわたり学び続けることができるよう、学校を地域における学びの拠点として活用できるようにするための仕組みづくりが求められています。さらに、子どもの学びを支える学校についても、日々の教育活動や様々な課題への対応など、学校を総合的に支援するとともに、教員の働き方改革を進め、より一層子どもと向き合うことのできる環境整備が必要です。						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「杉並区教育ビジョン2022」に掲げた「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を区民誰もが共有することができるよう、その理解促進を図ります。 ○子どもの学びを支える教職員や、区民の生涯にわたる学びを支援する社会教育主事※1 や司書等に対し、より主体的・実践的な研修等を実施し、専門性や資質・能力の向上を図ります。 ○区立学校における教員の業務負担の軽減や長時間労働の解消など、働き方改革を推進するとともに、各校が抱える課題への対応力を高め、各校の方針や実情に沿った学校運営・経営を総合的に支援します。 						
指標	指標名	現状値 (6年度)	目標値			備考 (指標の説明等)	総合計画 該当施策
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)		
	「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	78.3%	87.0%	87.0%	92.0%	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査、学校関係者を対象とした教育調査	施策22
	月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員の割合(小学校)	4.0%	4.0%	3.0%	2.0%	年間を通じて1度でも80時間を超えた教員の割合	-
	月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員の割合(中学校)	9.8%	10.0%	7.5%	5.0%		
子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合	62.3%	55.0%	60.0%	65.0%	区立学校の教員を対象とした教育調査	-	

※1 社会教育主事:社会教育関係団体等の活動に対する専門的技術的な助言・指導などを担う、教育委員会事務局に置かれる専門職員

2 基本方針に対する評価

成果・分析	<p>区民一人ひとりの学びを広げるとともに、質の高い教育を持続的に発展させるため、教職員や社会教育主事・司書等に対する研修を充実させる等、専門性や実践力の向上に努めました。特に教職員向けの研修では、ICT活用リーダーによる児童・生徒1人1台専用タブレット端末を活用した授業を全教職員向けに公開するなど、教員がICT活用について学ぶ機会の充実を図ったほか、生涯学習人材の育成では社会教育センターが主催する「学び合いのワークショップ」や「スキルアップ講座」において、教育委員会事務局の職員と地域の社会教育士等と共に地域における実践活動を学ぶ機会を確保しました。また、司書の育成を図るため、図書館初任者研修やレファレンス研修を開催し、図書館職員の基本的な知識の習得やスキルの向上を図りました。</p> <p>学校に対しては、「自立的・協働的な学校づくり」の視点で、各学校の課題に応じて、環境教育やキャリア教育などの取組を支援し、子どもの学びを支えるとともに、引き続き指導主事を中心として教科指導・生活指導等に関する学校への助言を行うなどの支援を行いました。そのほか、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため「個別の学び支援システム」を小学校全校に導入し、校内全体の特別支援教育の推進に取り組みました。</p> <p>また、教員がより一層子どもと向き合うことのできる環境整備を図るため、区立学校における教員の働き方改革の取組として、情報通信技術(ICT)支援員の学校への訪問日数を週2日程度から週3日程度に拡充するとともに、引き続き副校長校務支援員やスクール・サポート・スタッフを学校に配置し、教職員の負担軽減を図りました。加えて、現在紙媒体で処理されている出勤簿等のデジタル化を行う、学校向け庶務事務システムの令和7年9月頃の運用開始に向けて、システムの設定などの準備を進めました。</p>
-------	---

第 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果

1 教育各課の重点事業

「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」の取組のうち、杉並区教育委員会事務局等の各課において令和 6 年度に特に重点的に実施した取組及びその点検・評価は、以下のとおりです。

- 【参考】令和 7 年度以降の方向性（目標）※「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」に基づく方向性
 拡 充：計画事業の拡充（取組項目の充実、対象者の増等）を図るもの
 継 続：継続実施を行うもの
 事業完了：施設の整備、体制の整備等が目標を達成して完了するもの
 そ の 他：計画事業の検討や見直しを行うもの

所属名	【方針】 計画事業名（取組項目名）	掲載頁
	点検・評価	今後の方向性（目標）
学校支援課	【方針 1-5】 部活動の充実	p. xx
	<p>少子化の進展等により、これまでと同様の体制で運営することが困難であると見込まれる部活動について、部活動指導員を新たに 4 名（累計 13 名）配置するなど、既存の取組をさらに充実させるとともに、部活動のあり方に関する検討委員会を 5 回開催し、地域クラブ活動への移行に向けた検討を進めるなど、生徒が将来にわたり継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に向け取り組みました。</p>	拡充
特別支援教育課	【方針 1-6】 特別支援教育の充実	p. xx
	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒の多様化するニーズに対応するため、教育支援チームの定例訪問等の回数を拡充するとともに、学校生活支援シートの作成を進め、各校で児童・生徒の特性に応じた指導が適切に行われるよう支援を行いました。</p> <p>また、通常学級支援員や特別支援学級（学校）介助員の配置拡充などを通じて、特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の充実を図りました。</p>	拡充
教育相談担当	【方針 1-8】 教育相談体制の充実	p. xx
	<p>児童・生徒一人ひとりの相談状況に応じた支援方針を検討し、教育相談員による心理的支援を行うとともに、学校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応に努めました。不登校の児童・生徒に対しては、さざんかステップアップ教室やゆう杉並やこども食堂といった地域の居場所等とつなげることで、社会的自立に向けた支援を行いました。また、校内別室指導支援員の配置事業を全区立小中学校に拡大し、校内での居場所作りの支援を行いました。</p>	拡充

所属名	【方針】 計画事業名（取組項目名）	掲載頁
	点検・評価	今後の方向性（目標）
庶務課	【方針 1-8】 教育相談体制の充実 （いじめ対策の充実、いじめ重大事態への対処）	p. xx
	<p>委員を2名増員するとともに、いじめ問題対策委員会の委員がいじめ重大事態の調査を行う場合の報酬額を引き上げ、調査審議体制を強化しました。</p> <p>また、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和7年3月に「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました（同年4月1日施行）。令和7年度は、新たに制定した条例に基づき、同委員会に調査部会・専門調査員を設置し、迅速な対応を行います。</p>	拡充
生涯学習 推進課	【方針 2-4】 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実 （科学教育の推進）	p. xx
	<p>身近な地域の施設において実施する出前型の科学講座等の事業を、科学体験施設「IMAGINUS（イマジナス）」の運営事業者と協議・調整を行いながら、その専門性を活かして実施し、参加型・体験型プログラムには1,000名を超える区民の参加がありました。</p> <p>また、夏休みの連続講座では解剖実習コースを設けるなど、学校教育では体験できない学びを提供したほか、3月に開催したサイエンスフェスタにも1,300人を超える来場があり、科学に親しみ学ぶ機会を提供しました。</p>	拡充
	【方針 2-6】 次世代への歴史・文化の継承	p. xx
	<p>国史跡「荻外荘」の復原・整備完成を記念し、公益財団法人陽明文庫の全面協力を得て荻外荘にあった近代日本画や陽明文庫所蔵の名品を展示する特別展や荻外荘や近衛家に関連する企画展を開催しました。</p> <p>また、昭和戦前期に首相を務めた近衛文麿が着用した大礼服の複製品を製作するとともに、その製作過程を映像として記録し、同大礼服とともに荻外荘で公開しました。さらに荻外荘を紹介する冊子「TEKIGAI SO」を刊行し、国史跡「荻外荘」を区の内外にアピールしました。</p>	拡充
学校整備課	【方針 3-2】 区立学校の増改築	p. xx
	<p>学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、「杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）」に基づき、老朽化が進む学校施設の改築を計画的に進め、安全の確保と教育環境の向上を図りました。</p>	継続

所属名	【方針】 計画事業名（取組項目名）	掲載頁
	点検・評価	今後の方向性（目標）
中央図書館	【方針 3-5】 図書館の整備（高円寺図書館の移転・改築）	
	<p>高円寺図書館の移転改築を円滑に行うため、当該施設の運営形態、工事等に伴う住民対応や工事スケジュールについて、関係所管課との協議・調整を進め、旧杉並第八小学校跡地に整備した複合施設（ふらっとすぎはち）に移転し、令和 7 年 4 月 1 日に開設しました。</p> <p>コミュニティふらっと高円寺南との複合化により、利用者の学びや活動を支え、中・高校生や高齢者をはじめとする多世代の交流を促進し、一体的な管理運営による効果を最大限に引き出すとともに、利用者サービスの向上を図ります。さらに防災機能を備えることで、発災時には震災救援所として活用します。</p>	事業完了
	【方針 3-5】 図書館の整備（I C タグシステムを活用した図書館サービスの充実）	
	<p>I C タグシステムを円滑に稼働させるため、自動貸出機を全館に設置（令和 7 年 2 月運用開始）するとともに、予約資料受取のための予約本コーナーを中央図書館と移転後の高円寺図書館に設置（令和 7 年 4 月運用開始）しました。</p> <p>これにより貸出時間の短縮等による利用者の利便性向上や蔵書管理業務の効率化を進めました。</p>	継続
済美教育センター	【方針 4-3】 次代を見据えた研究の推進	p. xx
	<p>教育課題の解決を図るため、次代の教育課題に関わる研究等 4 つのテーマについて、区立学校 11 校及び教員によるグループ 7 グループを教育課題研究指定校として指定し、教育委員会事務局が一体となって学校や教員グループによる研究を進めました。これら研究の成果を、研究発表会や公開研究会等の機会を通して学校に広く周知しました。</p>	拡充
就学前教育支援センター	【方針 4-3】 次代を見据えた研究の推進（幼保小連携の充実に向けた研究の実施）	p. xx
	<p>令和 4 年度から 3 年間にわたり、取り組んだ幼保小連携充実研究について、学識経験者の意見を取り入れながらスタートカリキュラムの改善を行い、入学式翌日と入学後 4 日目の 1 年生の授業を、実践事例として教員や保育者に公開しました。また、令和 7 年 2 月に開催した幼保小連携担当者連絡協議会にて、成果をまとめたリーフレットの配布及び研究成果の発表を行い、区立小学校及び区内就学前教育施設に対し、就学前教育施設から小学校生活への円滑な接続方法について、普及・啓発を図りました。</p>	継続

所属名	【方針】 計画事業名（取組項目名）	掲載頁
	点検・評価	今後の方向性（目標）
教育人事 ・企画課 （令和7年度 から教育人事 ・指導課）	【方針4-4】区立学校における働き方改革の推進	p. XX
	<p>令和7年9月頃の学校向け庶務事務システムの導入に向けて、システムの設定を行うなど、準備を進めました。</p> <p>さらに、学校の教員不足への対応として、学校で働ける方を募集するための説明会を区役所にて3回実施し、延べ170名が参加し、延べ15名の任用につながりました。</p>	拡充
学務課	【方針4-11】学校徴収金の公会計化	p. XX
	<p>学校徴収金のうち、学校給食費について、計画を1年前倒して、令和7年度に公会計化を実施することとしました。事務処理方法等の検討にあたっては、関係所管課や学校と調整を図るとともに、給食食材納入事業者等の負担が最小限に留まるよう取り組み、円滑に公会計を開始しました。</p> <p>その他の学校徴収金については、実態把握及び課題整理を行い、公会計化の適否も含め、引き続き検討を進めていきます。</p>	継続

～ 評価表の見方 ～

- 令和6年度に「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」で検討を行った再発防止対策の取組を評価するものです。
- 11の不適切事案等を事案内容や再発防止対策が類似する案件で分類し、4つの評価表に分けました。
 - 評価表1：学校の個別事案（校庭のくぎによる児童負傷事故）に係る評価
 - 評価表2：学校の個別事案（指導要録の紛失）に係る評価
 - 評価表3：主に教育委員会事務局での不適切事案に係る評価
 - 評価表4：その他（再発防止対策が概ね完了している事案）に係る評価

教育に関する事務の管理及び執行状況における評価表

評価表1 学校の個別事案（校庭のくぎによる児童負傷事故）に係る評価

対応 主管課	学校整備課	対応 関係課	教育人事・指導課（令和7年4月～） 済美教育センター（～令和7年3月）
1 概要等		対応課：再発防止の取組の担当課を記載しています。	
該当事案	事案1：校庭のくぎによる児童負傷事故		
事案概要	令和5年4月13日、校庭にラインが、校庭にライン負う事故が発生し、児童が負傷しました。 ※本事案を含む「令和6年度にまとめた「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」の報告書より概要を抜粋しています。		
分析 (原因)	【施設管理面】 ○ 運動会の整年（令和5年度）にわたり、校庭のくぎの点検が不十分であったこと、および、学校側が、校庭のくぎの点検を怠っていたこと、および、学校側が、校庭のくぎの点検を怠っていたこと。 ○ これまで校庭のくぎの点検が不十分であったこと、および、学校側が、校庭のくぎの点検を怠っていたこと。 【情報連絡体制面】 ○ 有識者の意見（一部概要のみ）：外部有識者3名の意見を一部抜粋もしくは要約のうえ記載しています。		
有識者意見 (一部概要のみ)	【施設管理面】 ○ 予算措置はしていないとのことであるが、年1回金属探知機で確認するなど、児童の安全に関わるることであることから真剣に検討が必要である。 ○ 校庭に取り切れないくぎは「ある」という前提で、今後はどうするのか。毎年きちんと予算を付けて点検することを考えるべき。 ○ マニュアルの運用をチェックする体制が必要なのではないか。 ○ くぎが継続的に発見される要因は、作業の内容の問題なのか、誰かが置いているのか、そのような視点を持ち続ける必要がある。 【情報連絡体制面】 ○ （事務局のどの部署に連絡をすべきか、分かりづらいという学校管理職の意見に対し）事務局の組織が分かりづらいという学校の意見はもっともである。各学校に事務局一覧や担当指導主事一覧など作成して掲示できるようにしたほうがよい。 ○ 学校としてどうするのか、事務局及びセンターとしてどうするのか、区としてどうするのかを判断するにあたって段階があって、それを見極める基準が必要である。 ○ 校長の危機管理意識を高める研修を定期的実施していく必要がある。		

2 再発防止対策の評価

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策

① 「学校問題発生時」

取組実績

<学校問題の相談・支援>

- 令和7年4月より学校トップで学校問題の相談・支援
- CEDARを構成する専任職員
- 既存体制であるが、
- CEDARの体制で、学
- 事故への対応迅速やかな情報収集

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策：

検討委員会にて、各事案に共通する再発防止対策を大きく4つに分類しました。それぞれの取組実績と課題を記載しています。

- ① 学校問題発生時の一元的な情報管理体制の整備及び情報連携等
- ② 規範意識の向上及び組織管理機能の向上
- ③ 内部告発への対応・ハラスメント対応の仕組み整備
- ④ 事務局・センターの組織の見直し及びセンター業務の見直し

- 学校の事件事故等の発生時の報告方法について、令和7年4月に学校・子供園に通知すると同時に、校長会・副校長会

取組実績：

- 令和7年4月から適宜に報告書発行時点から評価時点（令和6年11月～令和7年8月）までの間に、具体的に実施した再発防止の取組を記載しています。
- CEDARは運用開始後、その実績を上げている。支援機能の強化として、CEDARを構成する職員に心理職等を増やし、多角的に対応できるようになったことで学校等からの相談件数が増加（R6年度約290件、R7年度7月現在197件）した。また、本庁舎に設置することで事務局内での連携効率化を図った結果、情報共有及び対応を迅速に行うことができるようになった。

- 児童・生徒の安全に係る危機管理情報を保護者連絡ツール(tetoru)で発信したほか、国や東京都からの通知を学校に周知する等、必要な情報発信を行った。

- 令和6年11月の「不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会報告」時点では、済美教育センターと教育人事・指導課の指導主事が2人一組で連携し対応する計画としていたが、その後、済美教育センターの指導主事は「教務」、教育人事・指導課の指導主事は「生活指導」の役割分担を明確に行うこととした。なお、今後、済美教育センターと教育人事・指導課で共有が必要な場合は、適宜、情報共有を図っていくこととした。

<リスクマネジメント研修の実施>

- 学校及び事務局の管理職向けのリスクマネジメント研修を設定（令和7年8月4日、5日）し、事件事故への対応力向上に取り組んだ。

<区長部局と事務局及びセンターとの連携強化>

- 区長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を令和5年度の1回から令和6年度は2回開催とし、令和7年度は2回開催予定のうち第1回目を7月9日に開催した。
- 庁内連携（危機管理対策課や児童青少年センター、子ども家庭支援センター等）を随時行っている。
- 令和7年4月より、定期的に（月1回）本庁及び出先の教育管理職による情報共有の場を設置した。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<学校問題の相談・支援>

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）：

- CEDARの運用を通じ、現時点で整理した課題や、今後の取組予定を記載しています。
- CEDARの運用の中で、法律面の専門知識などの課題がある。CEDAR自体の評価に関しては、業務対応の状況はもとより、迅速性、機動性、専門性といった視点から、日常の業務対応をもとに総合的に行っていく。

<リスクマネジメント研修の実施>

- リスクマネジメント研修で得た知識や学びを学校運営の一要素として定着させる方法を検討する。

<区長部局と事務局及びセンターとの連携強化>

- 令和7年度下半期に2回目の総合教育会議を開催予定である。

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策

② 「規範意識の向上及び組織管理機能の向上」の評価

取組実績

<教育職の業務の整理>

- 指導主事の業務の精査を行った。結果、指導主事が早期対応のための学校訪問に専念する時間等を捻出した。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<教育職の業務の整理>

- 今後、教育職の業務整理を踏まえ、行政職との業務分掌が必要となる。
- 済美教育センターや教育人事・指導課が単独で行うのではなく、事務局全体を俯瞰した視点で一体となって検討していく必要がある。

(2) 当該事案に係る個別の再発防止対策

① 「校庭の安全

(2) 当該事案に係る個別の再発防止対策

取組実績

他の事案と共通しない、当該事案のみに係る再発防止対策の場合は、
こちらに取組実績と課題を記載しています。

<定期的な危険物

- 鉄製レーキを...
とした。また、令和7年3～5月の実施分では、鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去が完了し、1,057本の異物を除去した。（※参考資料HPか教育委員会資料を添付）
- 校庭の安全管理に係る学校での点検体制の見直しを進めている。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<定期的な危険物点検・除去方法の見直し>

- 学校での点検体制の見直しを完了させ、学校が危機管理マニュアルを年度内に適切に改訂し運用できるよう、11月までに参考マニュアルの周知を早期に行う。
- 秋季に鉄製レーキを用いた点検除去を行う。
- 秋の鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去結果を踏まえ、次年度以降の点検及び除去の方針を検討する。

<学校用務業務の契約内容等の見直しによる学校の施設管理の点検体制の構築>

- 令和7年度末までに学校用務業務の契約内容等の見直し等、学校における施設管理の点検体制の構築を検討する。

杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止対策に係る評価表

評価表 1 学校の個別事案（校庭のくぎによる児童負傷事故）に係る評価

対応 主管課	学校整備課	対応 関係課	教育人事・指導課（令和7年4月～） 済美教育センター（～令和7年3月）
-----------	-------	-----------	--

1 概要等

該当事案	校庭のくぎによる児童負傷事故
事案概要	<p>令和5年4月13日、区立小学校において、体育の授業中に校庭で「鬼遊び」をしていた児童が、校庭にラインマーカーとして打ち込んだと思われるくぎによって十数針を縫うけがを負う事故が発生した。</p> <p>※本事案を含む「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」発足後に別の区立小学校でくぎが発見される事案が発生。</p>
分析 (原因)	<p>【施設管理面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動会の整列等の目印として校庭に打ち込んだくぎを、使用後に除去することなく、長年にわたり残留したままにしていた。 ○ 当該校の学校危機管理マニュアルの施設点検項目に校庭が含まれていなかった。 ○ 発見された金属類には、くぎだけでなく工事に係る残存物と推測されるものも含まれており、学校改修・改築工事後の検査体制が十分でなかった。 ○ これまで校庭に埋設された金属片による事故が発生していなかったため、それらを危険物として認識せず、放置したことによる負傷事故が発生するリスクを予見できなかった。 <p>【情報連絡体制面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有事の際の、事務局・センター・学校間の役割分担が不明確であった。 ○ 保護者への情報提供等の時期及び範囲等の基準がなかった。 ○ 事務局として重大事故に係る判断基準とその対応策が構築されていなかった。 ○ 学校が、保護者の同意なく救急車要請を行うことの可否や、要請タイミング等について迅速かつ適正に判断を行う統一的な基準がなかった。
有識者意見 (抜粋)	<p>【施設管理面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算措置はしていないとのことであるが、年1回金属探知機で確認するなど、児童の安全に関わることであることから真剣に検討が必要である。 ○ 校庭に取り切れないくぎは「ある」という前提で、今後はどうするのか。毎年きちんと予算を付けて点検することを考えるべき。 ○ マニュアルの運用をチェックする体制が必要なのではないか。 ○ くぎが継続的に発見される要因は、作業の内容の問題なのか、誰かが置いているのか、そのような視点を持ち続ける必要がある。 <p>【情報連絡体制面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （事務局のどの部署に連絡をすべきか、分かりづらいという学校管理職の意見に対し）事務局の組織が分かりづらいという学校の意見はもっともである。各学校に事務局一覧や担当指導主事一覧など作成して掲示できるようにしたほうがよい。 ○ 学校としてどうするのか、事務局及びセンターとしてどうするのか、区としてどうするのかを判断するにあたって段階があって、それを見極める基準が必要である。 ○ 校長の危機管理意識を高める研修を定期的実施していく必要がある。

2 再発防止対策の評価

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策

①「学校問題発生時の一元的な情報管理体制の整備及び情報連携等」の評価

取組実績

<学校問題の相談・支援体制の強化>

- 令和7年4月より学校問題対応支援係（以下、「CEDAR」という。）を本庁組織に新設し、ワンストップで学校問題の対応にあたっている。
- CEDARを構成する専門職種は、紹介が得られなかった警察OB以外の者はすでに採用済みである。
- 既存体制であるが、学校法律相談と連携して、学校問題への対応を行っている。
- CEDARの体制で、学校への伴走支援に取り組んでいる。（学校近隣での強盗事件時の対応や、重大な骨折事故への対応等について、CEDARの職員が迅速に学校に赴き対応の支援・指導を行うなど、速やかな情報収集及び今後の対応を図った。）
- 学校の事件事故等の発生時の報告方法について、令和7年4月に学校・幼稚園に通知すると同時に、校長会・副校長会で周知を行った。**※別紙通知文「7杉教第199号」参照**
- 令和7年4月から適宜（月1回程度）、CEDARが教育長や管理職を交えて学校支援対策・事案報告・相談を行う会議を開催している。
- CEDARは運用開始後、対応の迅速化や専門性の向上、組織対応の強化等により、多くの実績を上げている。支援機能の強化として、CEDARを構成する職員に心理職等を増やし、多角的に対応できるようになったことで学校等からの相談件数が増加（R6年度約290件、R7年度197件（8月12日現在））した。また、本庁舎に設置することで事務局内での連携効率化を図った結果、情報共有及び対応を迅速に行うことができるようになった。
- 児童・生徒の安全に係る危機管理情報を保護者連絡ツール(tetoru)で発信したほか、国や東京都からの通知を学校に周知する等、必要な情報発信を行った。
- 令和6年11月の「不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」の報告書発行時点では、済美教育センターと教育人事・指導課の指導主事が二人一組で連携し対応する計画としていたが、その後、済美教育センターの指導主事は「教務」、教育人事・指導課の指導主事は「生活指導」の役割分担を明確に行うこととした。なお、今後、済美教育センターと教育人事・指導課で必要に応じて適宜、情報共有を図っていくこととした。

<リスクマネジメント研修の実施>

- 学校及び事務局の管理職向けのリスクマネジメント研修を設定（令和7年8月4日、5日）し、事件事故への対応力向上に取り組んだ。

<区長部局と事務局及びセンターとの連携強化>

- 区長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を令和5年度の1回から令和6年度は2回開催とし、令和7年度は2回開催予定のうち第1回目を7月9日に開催した。
- 庁内連携（危機管理対策課や児童青少年センター、子ども家庭支援センター等）を随時行っている。
- 令和7年4月より、定期的に（月1回）本庁及び出先の教育管理職による情報共有の場を設置した。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<学校問題の相談・支援体制の強化>

- CEDARの運用を通じ、弁護士等との連携強化が必要という課題が出てきたことから、警察OBの採用と合わせて検討を進める。
- CEDARの運用の中で、法律面の専門知識などの課題がある。CEDAR自体の評価に関しては、業務対応の状況はもとより、迅速性、機動性、専門性といった視点から、日常の業務対応をもとに総合的に行っていく。

<リスクマネジメント研修の実施>

- リスクマネジメント研修で得た知識や学びを学校運営の一要素として定着させる方法を検討する。

<区長部局と事務局及びセンターとの連携強化>

- 令和7年度下半期に2回目の総合教育会議を開催予定である。

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策

② 「規範意識の向上及び組織管理機能の向上」の評価

取組実績

<教育職の業務の整理>

- 指導主事の業務の精査を行った。結果、指導主事が早期対応のための学校訪問に専念する時間等を捻出した。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<教育職の業務の整理>

- 今後、教育職の業務整理を踏まえ、行政職との業務分掌が必要となる。
- 済美教育センターや教育人事・指導課が単独で行うのではなく、事務局全体を俯瞰した視点で一体となって検討していく必要がある。

(2) 当該事案に係る個別の再発防止対策

① 「校庭の安全管理等の充実」の評価

取組実績

<定期的な危険物点検・除去方法の見直し>

- 鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去を行う委託契約を締結し、春と秋に計2回実施することとした。また、令和7年3～5月の実施分では、鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去が完了し、1,057本の異物を除去した。
- 校庭の安全管理に係る学校での点検体制の見直しを進めている。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<定期的な危険物点検・除去方法の見直し>

- 学校での点検体制の見直しを完了させ、危機管理マニュアルを年度内に適切に改訂し運用できるよう、11月までに参考マニュアルの周知を早期に行う。
- 秋季に鉄製レーキを用いた点検除去を行う。
- 秋の鉄製レーキを用いた校庭表面の点検及び除去結果を踏まえ、次年度以降の点検及び除去の方針を検討する。

<学校用務業務の契約内容等の見直しによる学校の施設管理の点検体制の構築>

- 令和7年度末までに学校用務業務の契約内容等の見直し等、学校における施設管理の点検体制の構築を検討する。

杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止対策に係る評価表

評価表 2

学校の個別事案（指導要録の紛失）に係る評価

対応 主管課	済美教育センター	対応 関係課	教育人事・指導課 就学前教育支援センター
-----------	----------	-----------	-------------------------

1 概要等

該当 事案	①馬橋小学校の児童指導要録の紛失 ②学校子供園における指導要録の紛失
事案 概要①	馬橋小学校校長から児童等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている指導要録（様式1：学籍に関する記録：20年保存）の平成20年度卒業生分の紛失について、令和5年9月に済美教育センターに報告があった。本事案は、令和元年度に紛失に気づいた教育人事企画課（令和7年度現在：教育人事・指導課）の職員から、速やかにその旨を校長及び教育人事企画課長に報告していたが当時適切な対応が取られなかった。
事案 概要②	令和5年度において区立小学校での児童指導要録の紛失（事案①）を受け、指導要録保存状況の一斉緊急点検を令和5年9月に各区立学校・子供園において実施した。しかし、区立子供園から、令和6年3月末に幼児指導要録などの書類の整理を行ったところ、新たに平成20年度修了児（30名分）の幼児指導要録（様式1：学籍に関する記録：20年保存）の紛失が判明したと、同年4月11日に就学前教育支援センターに報告があった。改めて令和6年4月に全区立子供園及び全区立学校において、指導主事が指導要録保管状況の再点検を行ったところ、さらに区立小学校2校において指導要録の紛失（2校合計3名分）が判明した。
分析 (原因)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公文書の取り扱いに関する意識が低かった。 ○ 事案①を受けた指導要録の一斉緊急点検に漏れがあり、同様の事案（②）が発覚した。 ○ 重大事故に対する点検という意識が欠如していた。
有識者 意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理意識を高める研修を定期的実施していく必要がある。 ○ 指導要録の保存年限について、改めて周知する必要がある。 ○ 学校と事務局の関係が良好でなければならない ※補足：事件、事故発生時に必要な相談や情報共有などを迅速に行う仕組み

2 再発防止対策の評価

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策

①「学校問題発生時の一元的な情報管理体制の整備及び情報連携等」の評価

取組実績

<学校問題の相談・支援体制の強化>

- 令和7年4月より学校問題対応支援係（以下、「CEDAR」という。）を本庁組織に新設し、ワンストップで学校問題の対応にあたっている。
- CEDARを構成する専門職種は、紹介が得られなかった警察OB以外の者はすでに採用済みである。
- 既存体制であるが、学校法律相談と連携して、学校問題への対応を行っている。
- CEDARの体制で、学校への伴走支援に取り組んでいる。（学校近隣での強盗事件時の対応や、重大な骨折事故への対応等について、CEDARの職員が迅速に学校に赴き対応の支援・指導を行うなど、速やかな情報収集及び今後の対応を図った。）
- 令和7年4月から適宜（月1回程度）、CEDARが教育長や管理職を交えて学校支援対策・事案報告・相談を行う会議を開催している。
- 児童・生徒の安全に係る危機管理情報を保護者連絡ツール(tetoru)で発信したほか、国や東京都からの通知を学校に周知する等、必要な情報発信を行った。庁内連携（危機管理対策課や児童青少年センター、子ども家庭支援センター等）も随時行っている。
- 令和6年11月の「不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」の報告書発行時点では、済美教育センターと教育人事・指導課の指導主事が二人一組で連携し対応する計画としていたが、その後、済美教育センターの指導主事は「教務」、教育人事・指導課の指導主事は「生活指導」の役割分担を明確に行うこととした。なお、今後、済美教育センターと教育人事・指導課で必要に応じて適宜、情報共有を図っていくこととした。

<リスクマネジメント研修の実施>

- 学校及び事務局の管理職向けのリスクマネジメント研修を設定（令和7年8月4日、5日）し、事件事故への対応力向上に取り組んだ。

<区長部局と事務局及びセンターとの連携強化>

- 区長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を令和5年度の1回から令和6年度は2回開催とし、令和7年度は2回開催予定のうち第1回目を7月9日に開催した。
- 学校問題発生時の区長部局との迅速な情報共有を実施している。
- 令和7年4月より、定期的に（月1回）本庁及び出先の教育管理職による情報共有の場を設置した。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<学校問題の相談・支援体制の強化>

- CEDARの運用を通じ、弁護士等との連携強化が必要という課題が出てきたことから、警察OBの採用と合わせて検討を進める。

<リスクマネジメント研修の実施>

- リスクマネジメント研修で得た知識や学びを学校運営の一要素として定着させる方法を検討する。

<区長部局と事務局及びセンターとの連携強化>

- 令和7年度下半期に2回目の総合教育会議を開催予定である。

②「規範意識の向上及び組織管理機能の向上」の評価

取組実績

<事務局及びセンター等職員の研修の実施>

- 令和7年度5月にかけて、当事案を取り上げた公務員倫理、情報セキュリティ対策の研修を全職員向けに実施するとともに、本中間評価にあたり、不適切事案に係る報告書を各課へ改めて周知し、報告書を通して職員に事案の再認識を促した。

<教育職の業務の整理>

- 令和7年1月以降、業務の整理のため、内部検討組織を立ち上げ、検討を開始。検討の中で既存業務の整理等も行う予定としている。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<教育職の業務の整理>

- 今後教育職の業務整理を踏まえ、行政職との業務分掌が必要となる。
- 済美教育センターや人事・指導課が単独で行うのではなく、事務局全体を俯瞰した視点で一体となって検討していく必要がある。

(2) 当該事案に係る個別の再発防止対策

①「指導要録の紛失」の評価

取組実績

- 指導要録の運用方法を紙から電子保存へ切り替えた（学校は令和5年度から一部。令和6年度全校。子供園は令和7年度から全園で実施。）。
- 運用マニュアルについて、学校は令和6年7月に、子供園は令和7年3月に改訂を行った。この改訂により、指導要録の作成に携わる教員及び管理職に対し、指導要録の紙から電子への運用変更を漏れなく周知し、担当教員の意識の向上と、管理職による適正な指導要録の管理体制の確認を行った。改訂したマニュアルにおいて、学校では「①担任が指導要録を作成し」、「②管理職がシステム上で確認及び承認することで電子保存される」流れを明記した。また、子供園では「①年度当初の入力内容」、「②卒業（園）する幼児に係る年度末の入力内容」、「③記載事項の変更や誤記事項があった場合の訂正方法（管理職が確認のうえ承認作業を行うこと）」を明記した。
- 電子化前の紙保存指導要録は、誤廃棄を防ぐため学校（子供園）訪問の際廃棄予定の確認を学校等と行い、シールを添付し確認の上、廃棄する運用を検討している。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

- 電子保存の取組も完了しており、課題はない

杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止対策に係る評価表

評価表 3

主に教育委員会事務局での不適切事案に係る評価

対応 主管課	庶務課	対応 関係課	済美教育センター、学校支援課、 教育人事・指導課
-----------	-----	-----------	-----------------------------

1 概要等

該当 事案①	元会計年度任用職員 A による業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産持ち出し
該当 事案②	元会計年度任用職員 B による勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤
該当 事案③	元会計年度任用職員（部活動指導員等）の通勤手当の不正受給等
該当 事案④	内部告発事項等に関すること
事案 概要①	元会計年度任用職員 A（以下、「A」という。）は、平成26年度にセンターの嘱託員として委嘱され、任期付常勤職員を経て、令和2年4月から令和5年3月に退職するまで会計年度任用職員としてセンターに勤務した。Aは、センターが独自に実施してきた学力調査の分析において中心的な役割を果たしていたが、委託業者から区へ納品された学力調査に関するCD-ROMのデータを、自身の私有パソコンに取り込んで、学力調査の分析作業を行っていた。個人情報等の機密情報を取り扱う場合、私有パソコンを使用することは杉並区情報セキュリティ対策基準により禁止されているが、Aは人事制度上存在しない「教育長付」という役職名を使用し、組織内で特別扱いされ、私用パソコンの使用を黙認されていた。また、Aが任期満了に伴い退職する際、学力調査の分析結果等に関し後任職員への適切な引き継ぎ及びデータの保管がされなかった。
事案 概要②	元会計年度任用職員 B（以下、「B」という。）は、平成28年度に勤務時間の定めのない専門非常勤（特別職）としてセンターに勤務していたが、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入され、身分が会計年度任用職員に切り替わり勤務時間が定められた。しかし、Bは、令和2年度から会計年度任用職員に身分が移行された後も、正規の始業時間（午前8時30分）及び退勤時間（午後3時30分）を守らず、かつ、約2年10か月にわたりICカードによる出退勤打刻を行わなかった。その間、センター職員が出退勤時刻を操作し、勤務実態と異なる出退勤時間に修正入力を行っていた。また、Bは専門非常勤の勤務期間から自家用車による自動車通勤を行っていた。令和2年度から通勤手当が支給されるようになった後も自動車通勤を行っており、さらに通勤手当の支給を受けていたことが判明した。
事案 概要③	区立中学校に会計年度任用職員（部活動指導員）として勤務していた職員が、令和2年度から5年度までの間、自動車等の通勤により通勤手当を不正に受給していた。また、同職員はセンターに会計年度任用職員（教育研究担当）としても勤務（兼任）しており、上記期間において、通勤手当・旅費を不正に受給していた。さらに、教育研究担当と部活動指導員の業務の勤務実績の突合が図られておらず、同一時間帯に従事していたとの勤務実績報告により、報酬を複数回にわたり二重に受給していた。
事案 概要④	令和4年11月下旬に、複数のセンター職員有志から、会計年度任用職員 A（事案3の職員と同一。以下「A」という。）による日常的なパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）行為があること、Aは「教育長付」として組織内で特別扱いされていることについて、事務局職員に相談があった。相談を受けた事務局職員から教育長へ要対応事案であることを報告した。教育長からは、事務局管理職による対応の指示があったにもかかわらず、管理職による具体的な調査や指導は行われなかった。その後、相談についての調査等の進展が見られないため、センター職員有志は、令和5年1月下旬に区長宛での告発文書（事案4におけるBによる自動車通勤や不規則な出退勤時間と不正な修正を含む）を作成したが、区長に提出する前に事務局の自浄作用に期待し、1月19日に事務局に申し出を行い、1月23日に事務局管理職へ直接訴えた。1月23日にAのパワハラ行為についての告発文書が匿名で区長宛てに郵送で届いた。事務局管理職は一部の職員に対しヒアリングを行い、複数人からAのパワハラ行為があったことを聴き取った。その後、Aが令和4年度末での退職意向を示したため、調査等については終了した。Bに対しては、令和5年2月の監査委員による定期監査の講評において出退勤時間の修正入力が多数あったこと及び多数の出張があるにもかかわらず旅行命令申請がないことについて意見があったが、センター所長からは、B及びセンター職員に改善を図るようにとの口頭指示は行われたものの、適切な原因調査が行われなかった。

<p>分析 (原因) 事案①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤職員の補佐的な役割を担う非常勤職員に、専門的な業務を属人的かつ長期間にわたり担わせていた。 ○ 職員の任命権者である教育委員会の事務を行う事務局における任命手続きが形骸化しており、教育長が認めた特定の職員の「役職名（教育長付）」を、事務局及びセンターが黙認していた。 ○ 情報セキュリティ対策基準の事務局及びセンターでの周知が不徹底であった。 ○ 専門的な業務遂行に必要な端末機器類等を区が提供していなかった。
<p>分析 (原因) 事案②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の任命権者である教育委員会の事務を行う事務局における任命手続きが形骸化しており、教育長が認めた特定の職員の「役職名（教育長付）」を、事務局及びセンターが黙認していた。 ○ 管理職を含めセンター内においてBの勤務実態を把握していなかった。 ○ Bを含めたセンター職員の出退勤管理にかかる規範意識・労務管理に対する意識が極めて低かった。
<p>分析 (原因) 事案③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該職員が複数の会計年度任用職員の職を兼任しており、この場合の出退勤管理について、システムで統一的な把握及び管理ができなかった。 ○ 当該職員及び他の所属職員も出退勤等管理にかかる規範意識が極めて低かった。 ○ 事案4におけるリスク評価と対応策の検討が十分でなく、かつ、会計年度任用職員が勤務している事務局の各課においても、潜在的リスクとして評価されなかった。
<p>分析 (原因) 事案④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ Aのパワハラをセンター所長が容認し、それによりセンター職員等が黙認する、自浄作用の極めて低い組織であった。 ○ 当時のセンター所長が「人材育成の一環」などとしてパワハラを正当化し、パワハラが常態化していた。 ○ 内部告発を受けた事務局管理職が、「杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程」第9条の防止対策委員会の委員であったにもかかわらず、同対策委員会に報告することなく、組織的対応をとらなかった。 ○ 調査指示を発出した教育長の進行管理が不十分だった。 ○ 内部告発があった場合の情報共有や対処方法のマニュアル等がなかった。
<p>有識者 意見 (抜粋) 事案①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ返却等について、何らかの対応が必要。 ○ ガバナンスが効いていなかった点がいくつかある。「教育長付」を認めてしまった問題はガバナンス上の問題。 ○ 強力なリーダーシップのもとにある危うさ。教育長だけで決めていいことではないという認識をもつ。
<p>事案②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当時の両者のメールのやり取り等記録も保存を行う。また、契約書の内容をきちんと確認すべき。 ○ 前例踏襲によるルール違反の常態化は、管理の甘さ、マネジメントの弱さ。その背景には過重労働と教育職優位の文化（教育職依存の組織風土）がある。
<p>事案③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理側で通勤経路や出張時の交通手段等をきちんと把握する仕組みを整えた上で、現場に周知を徹底する必要がある。 ○ 重複した勤務のシステム上のチェックができない点を改善することが有効だとする区の分析はそのとおりである。 ○ 教員は時間外勤務手当が不支給であるため、出退勤管理の意識が低い傾向にあるという区の分析は非常にあり得ると思う。
<p>事案④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターは事務局からの物理的な遠さ、建物が違うという遠さのため、すぐに駆け付けられない、日頃から顔を合わせたコミュニケーションがとれないという問題がある。 ○ 管理運営機能、マネジメントが増えたことで、仕事も増えた。 ○ ソフト面として、教育職が優位であること（教育職依存の組織風土）。管理運営をもっている時点で、教員だけの組織であってはいけない。教育行政の独特の文化。教育職で採用されていることが最優先されてしまっている。 ○ 反して、教員が事務、公的な手続きに対して不安で仕方がない。「現場に詳しいから、事務は分からない」がまかり通ってしまう。これが不健康な組織の要因となる。 ○ 教育に専念したいと思っているのに、業務が多くなり、負担感を感じる。 ○ 前例踏襲によるルール違反の常態化は、管理の甘さ、マネジメントの弱さ。その背景には過重労働と教育職優位の文化がある。 ○ ハラスメント対応の具体的なフローがない。結果的に例えば直属の上司に情報が流れるかもしれないといった不安が残ることも考えられる。 ○ どんな些細な事でも内部告発などがあった場合には記録を残すべきである。

2 再発防止対策の評価

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策

①「規範意識の向上及び組織管理機能の向上」の評価

取組実績

<事務局及びセンター等職員の研修の実施>

- 令和7年4～5月にかけて、当事案を取り上げた公務員倫理、情報セキュリティ対策の研修を全職員向けに実施した。
- 教育系管理職及び指導主事に、財務会計や議会、危機管理といった行政の仕組みを周知徹底するための研修を9月1日に実施した。
- リスクマネジメント研修について検討を行い、8月4日・5日に実施した。

<組織風土に係る職員の意識調査>

- 秋季の目標申告面談時に活用できるよう、アンケートの準備を進めている。(アンケートは10月頃実施予定)

<区の統合内部情報システムの学校への導入>

- 令和11年度を予定している区の「統合内部情報システム」の学校への導入について、引き続き情報管理課と協議を行った。協議の際、庶務事務システムに関しては他の代行システム導入の可能性等について、提案を受け今後システム業者によるデモを行う予定としている。

<その他>

- 本中間評価の実施にあたり、令和7年5月に不適切事案に係る報告書を各課へ改めて周知し事案や再発防止対策の周知を図り、各課が対応すべき事項を改めて認識し取組を進めた。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<事務局及びセンター等職員の研修の実施>

- 教育系管理職及び指導主事に9月1日に実施した研修に続き、会計年度任用職員に向けた行政の仕組み等の周知について検討を行う。

<組織風土に係る職員の意識調査>

- 組織風土改革や職員意識改革は、単発の研修実施等のみで変わるものではない。人事異動もある中で今後も同様の事例を起こさないよう、本事例を教訓に反復して意識改革を続けていかなければならない。
- 組織風土に係るアンケートの活用方法や設問等を検討決定したのち、アンケートを実施（10月頃）し、結果のとりまとめを行う。

<区の統合内部情報システムの学校への導入>

- 勤怠管理システムの導入には多く時間を要することから、その間のチェックの機能をどのように持たせるかが課題であり、検討を進める。
- 学校現場における区の統合内部情報システムの導入は、区役所と学校でネットワーク回線が異なるという課題がある（学校に対してはLGWAN回線が引かれていない現状）。これが学校へのシステム導入を妨げる大きな要因となっている。導入に係るコスト及び導入後の管理を行う人的リソースの不足という課題があるが、学校に勤務する区費職員は区長部局で勤務する職員と同様の条例・規則の対象であり、区長部局と同システムを運用することが適当であることから、引き続き情報管理課と導入に向けた協議を継続する。

<教育職の業務の整理>

- 教育職の業務の整理について、令和9年度からの開始を目指して計画を作成し、関係課への周知を行う。
- 今後、教育職の業務整理を踏まえ、行政職との業務分掌が必要となる。また、センターや人事・指導課が単独で行うのではなく、事務局全体を俯瞰した視点で一体となって検討していく必要がある。

<その他>

- 今回の中間評価を活用し、再発防止対策への適切な対応が図られていたかどうか、成果や課題、今後の方向性を確認する。
- 本来、本件の不適切事案等は、発生してはならない事象であり、その対応についても、可及的速やかに是正されるべきものである。
そのため、対応に関しては今後継続的に行うものではなく、今回の検証を持って対応を終えることとする。

② 「内部告発への対応・ハラスメント対応の仕組み整備」の評価

取組実績

<内部告発への対応>

- 内部告発があった際の、告発者の状況と受付側の流れを整理した。

<ハラスメント防止対策の強化>

- 教育委員会事務局では12月を「ハラスメント防止対策強化月間」として、改めて、各課においてハラスメント相談窓口の周知や相談員への手引きの再周知等の啓発活動を行うこととした。
- 学校管理職向けハラスメント防止研修を10月に、区管理職・係長級向けハラスメント防止研修を令和8年3月に実施することとした。

<会計年度任用職員（区）の適正な配置及び人事異動の仕組み>

- 各学校や教育委員会事務局に配置する会計年度任用職員等の状況を把握するため、教育委員会事務局全体に配置する外部人材調査及び各課へヒアリングを実施した（令和7年7月～8月）。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

<内部告発への対応>

- 内部告発をする場合の流れ、受付側の流れをまとめ、12月のハラスメント防止対策強化月間に合わせて教育会事務局全体へ周知を図る。その方法を検討することが課題である。
- 次年度以降引き続き、教育委員会事務局全職員への周知を行う準備を進めることが課題である。

<ハラスメント防止対策の強化>

- ハラスメント防止対策強化月間の実施、相談窓口の周知徹底（令和7年12月）
- ハラスメント防止研修の実施（学校管理職向け研修：令和7年10月、区管理職・係長級向け研修：令和8年3月）

<会計年度任用職員（区）の適正な配置及び人事異動の仕組み>

- 組織全体の状況整理と並行して各会計年度任用職員の配置状況や役割を整理しているが人事異動の仕組みの検討まで着手できていないため、今後検討を行っていく。

③ 「事務局・センター組織の見直し及びセンター業務の見直し」の評価

取組実績

- CEDARは運用開始後、対応の迅速化や専門性の向上、組織対応の強化等により、多くの実績を上げている。支援機能の強化として、CEDARを構成する職員に心理職等を増やし、多角的に対応できるようになったことで学校等からの相談件数が増加（R6年度約290件、R7年度197件（8月12日現在））した。また、本庁舎に設置することで事務局内での連携効率化を図った結果、情報共有及び対応を迅速に行うことができるようになった。
- 教育委員会事務局及び済美教育センターの組織改編の検討に着手し、学校が迷うことなく相談先がわかる、分かりやすい事務局の組織体制づくりを進めた。
- 済美教育センターのあり方及び既存事業の見直し検討を開始した。

現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）

- 令和7年度に既存事業の方向性（他部署への移管、廃止等）を決定し、組織改編に向けた基本指針（コンセプト）を基に、具体的な組織改編や職員の再配置についての構想を固め、その実現に向けた課題を解消したうえで、複数年で新たな組織体制を確立する。
- 済美教育センターのあり方及び既存事業の見直しを通して、役割のあいまいな業務が他にないか再確認をしながら、令和8年度及び9年度の組織改正に反映させていく。

杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止対策に係る評価表

評価表 4 その他（再発防止対策が概ね完了している事案）に係る評価

対応 主管課	事案①	学校整備課	対応 関係課	事案①	教育人事・指導課
	事案②	教育人事・指導課		事案②	庶務課
	事案③	学務課		事案③	—
	事案④	済美教育センター		事案④	—

1 概要等

該当 事案①	水筒への異物混入
該当 事案②	非常勤教員に係る不適切な人事配置
該当 事案③	区立中学校給食室で発生した火災
該当 事案④	メールアドレス等の漏えい
事案 概要①	<p>1件目： 令和6年2月14日、区立小学校において、児童が学校に持参し、家へ持ち帰った水筒のお茶を口に含んだところ、塩素系洗剤のような臭いに気づき直ちに吐き出した。</p> <p>2件目： 同年3月14日、別の区立小学校の教室で児童が学校に持参した水筒の水を口に含んだところ、石けん水のような異常な味を感じ直ちに吐き出した。</p>
事案 概要②	令和5年4月に、東京都の非常勤教員に任用された職員について、学校に配置しなければならないところ、虚偽の手続きを事務局が行い、事務局学務課に配置していた。
事案 概要③	<p>令和3年1月25日午前10時20分頃、中学校の給食室(直営調理校)において、調理作業中に調理職員が打合せのため給食室を離れた間に火災が発生した。炎が天井の通気口を伝わり、排気ファン、給食室天井や壁面サッシ窓等が破損した。また、油加熱中の回転釜1台も破損した。</p> <p>給食室内が煙と熱風で充満したため、その他の食器保管庫や調理器具にも不具合・影響が及び、作動調整・洗浄等が必要となった。食器は煤が付着したため、使用不能となり、廃棄処分となった。生徒、教職員、調理職員は、全員避難したため人的被害はなかった。給食室以外の他室及び近隣への延焼もなかった。</p>
事案 概要④	<p>1件目： 令和5年2月、区立中学校において育児休業代替の臨時的任用教員採用候補者名簿に登載されている候補者(120名)に対してメール送信する際、送信区分をBCCとして送るべきところをTOとして一斉送信した結果、本人以外のメールアドレスが当該候補者間において閲覧可能な状態となっていた。</p> <p>2件目： 令和5年10月：センターから事業に参加した生徒の保護者にメールで連絡をするに当たり、送信区分をBCCで送るべきところをTOとして送信した結果、メールアドレス(28件)及び保護者氏名(26名)が当該保護者間において閲覧可能な状態となっていた。</p>

分析 (原因) 事案①	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童への様々な配慮等が必要な場合もあり、警察への通報や相談については、統一的な判断基準などがなく、各校長の判断としていた。 ○ 有事の際の、事務局・センター・学校間の役割分担が不明確であった。
分析 (原因) 事案②	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都教育庁が平成31年度以降は学校外への配置を禁止した経緯があるにも関わらず、事務局では「従来通りの対応でよい」、「この程度ならば大丈夫」といった認識があった。 ○ 事務局において、学校現場の極めて深刻な人員不足等の状況に対する認識が低かった。
分析 (原因) 事案③	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織での作業手順の共有が不十分であった。 ○ 職員個人が安全確認を怠っていた。 ○ 都条例の規定（揚げ物調理を行う際には、調理油の温度が一定に保てるように自動的に燃焼を停止できる装置（サーモスタット）のある設備で行う）を遵守していなかった。
分析 (原因) 事案④	<ul style="list-style-type: none"> ○ 操作した職員の情報セキュリティ意識が低く、他者のチェック後に送信するなどの基本的な手順が明確化されていなかった。 ○ メール送信を行う職員が所属するセンター及び学校の業務繁忙が常態化し、注意能力が低下していた。 ○ メール送信で、誤送信等を排除するシステム上の規制がなかった。
有識者 意見(抜粋) 事案①	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校にだけ防犯カメラの点検、管理を任せるのではなく、点検を行ったものを事務局へ報告することで相互チェックの機会を設ける必要がある。 ○ 当該事案の最も大きな課題は、警察への相談が遅れた点である。 ○ 証拠保全の意識は、強く持つ必要がある。 ○ 学校で行うべきことは記録する、話を聞くこと。学校以外の外部で実施可能な部分については、（警察等含めて）外部にお願いするのがよい。 ○ 校長の危機管理意識を高める研修を定期的実施していく必要がある。 ○ 学校としてどうするのか、事務局及びセンターとしてどうするのか、区としてどうするのかを判断するにあたって段階があって、それを見極める基準が必要である。
有識者 意見(抜粋) 事案①	<p>○ 質問： （本来は学校に配置すべき非常勤教員が事務局及びセンターに4人配置されていたことが判明したことに対し）各学校は、人手を幾らでも欲しているはずで、本来配置されるべき4人が配置されなかったということで、現場で支障が生じていないのか。</p> <p>意見・質問に対する区の調査回答： 配置部署が異なっていたものの、非常勤教員の職務内容（若手教員の育成・支援、不応児童・生徒への対応、教科指導等）から逸脱して区の業務を行わせていたということではないため、事務局としては支障なかったものと認識している。しかし、学校配置されるべき人員が配置されていなかったことから、学校は何らか支障が生じていたと考える。</p>
有識者 意見(抜粋) 事案③	—
有識者 意見(抜粋) 事案④	—

2 再発防止対策の評価

(1) 他の不適切事案等と共通する再発防止対策 ※評価表1・2を参照

(2) 当該事案に係る個別の再発防止対策

①「水筒への異物混入（主に防犯カメラの点検実施）」の評価

取組実績
○ 防犯カメラ作動確認依頼の通知発出（R6.3.6）以降、9校の小中学校において防犯カメラやモニターの修繕を行い、3校の小中学校において防犯カメラの増設を実施した。
現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）
○ 安全点検の項目に組み込むこととし、問題があった場合は学校整備課に報告する。 ○ 学校整備課から毎年夏頃に各校へ依頼する建築基準法12条に基づく点検結果の送付と修繕の依頼を行う際に、防犯カメラのチェックリストを合わせて送付する。不具合が確認された場合は学校整備課へ連絡することとし、必要に応じて修繕費用で設置・工事等の対応を行う。

②「非常勤教員に係る不適切な人事配置」の評価

取組実績
○ 令和5年12月に東京都教育庁に杉並区の非常勤教員の不適切な学校外配置について報告と謝罪を行い、速やかに適正な配置に是正した。
現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）
○ 非常勤教員の適切な配置について、新しく異動した職員に引き継いでいく。

③「区立中学校給食室で発生した火災」の中間評価

取組実績
○ 事故発生直後の令和3年1月に全区立学校に対し、調理作業上における基本的事項、揚げ物作業上の注意事項、安全管理のポイントについて、周知を行い、火災発生を防止する安全調理の徹底を図った。 ○ さらに、令和3年2月に、揚げ油を加熱する場合は、調理作業工程表に油の加熱開始予定時間と消火予定時間を記載するよう、学校給食の手引きを見直し、各校に通知した。 ○ 安全で衛生的な調理作業の実施を徹底するため、令和3年4月から学務課栄養士による各学校への巡回指導を強化した。また、令和3年8月から、消防署員による調理職員を対象とした講習を実施した。
現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）
○ 今後も調理作業における安全管理を徹底し、調理委託業者の職員も含めた周知を行う。 ○ 学務課栄養士による各学校への巡回指導において、安全な調理業務が遂行できるよう注意喚起を行う。 ○ 継続して、調理職員が対象の安全衛生講習会において、火災予防についての講習を行う。

④「メールアドレス等の漏えい」の中間評価

取組実績
○ 令和6年1月5日より外部にメール送信する際に、警告メッセージが表示されるよう庁内メールシステムの改修を実施した。 ○ 令和7年4～5月にかけて、当事案を取り上げた公務員倫理研修を全職員向けに実施した。
現時点での課題・今後の対策（短期的・中長期的）
○ 引き続き、情報セキュリティ対策の重要性や情報セキュリティ事故が起こった際の組織への影響等を職員が認識することが課題。

杉並区教育ビジョン2022推進計画の評価一覧表

参考資料

基本方針	実計事業	通しNo.	取組項目(内容)	事務事業名	事務事業の所管課	担当課	備考
基本方針1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります				済美教育センター			
	1-1	学力・体力向上の支援		-	-	済美教育センター	
	1-1	1	幼児期における体を動かす遊びの充実	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
	1-1	実22-1	2 外国語教育の充実	国際理解教育の推進	済美教育センター	済美教育センター	
	1-1	3	理科教育における人材の配置及び出前授業の実施	学校支援教職員	教育人事企画課	済美教育センター	
	1-1	4	小中学生パワーアップ教室の実施	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
	1-1	実22-1	5 中学生(休日)パワーアップ教室の実施	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
	1-1	実22-1	6 体力づくり教室の実施	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
	1-1	7	防災に対する意識向上への取組	学校教育への支援	教育人事・指導課 (済美教育センター)	教育人事・指導課 (済美教育センター)	R7~教育人事・指導課
	1-2	外国人等に対する教育的支援		-	-	済美教育センター	
	1-2	8	外国人児童生徒の就学機会の確保	就学事務	学務課	学務課	
	1-2	実22-1	9 帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施	国際理解教育の推進	済美教育センター	済美教育センター	
	1-2	実22-1	10 子ども日本語教室の充実	国際理解教育の推進	済美教育センター	済美教育センター	
	1-2	11	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	社会教育事業の運営	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	1-3	ICTを活用した学びの充実		-	-	庶務課(ICT担当課)	
	1-3	実22-2	12 タブレット端末の活用の推進	学校教育への支援	ICT担当課 (済美教育センター)	ICT担当課 (済美教育センター)	R7~庶務課学校ICT係
	1-4	学校図書館を活用した探究学習の充実		-	-	済美教育センター	
	1-4	13	学校図書館を活用した探究学習の充実	学校図書館の充実	教育人事企画課	済美教育センター	
	1-4	実22-2	14 学校図書館のデジタル資料活用	学校図書館の充実	教育人事企画課	済美教育センター	
	1-5	部活動の充実		-	-	学校支援課	
	1-5	実22-5	15 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	1-5	実22-5	16 部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	1-5	実22-5	17 部活動活性化事業の実施	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	1-5	実22-5	18 部活動指導員の配置	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	1-5	実22-5	19 外部指導員の配置	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	1-6	特別支援教育の充実		-	-	特別支援教育課	
	1-6	実23-1	20 就学前後の切れ目ない相談支援の実施	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-6	実23-1	21 学習支援教員の配置	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-6	実23-1	22 通常学級支援員の配置	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-6	実23-1	23 通常学級介助員ボランティアの配置	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-6	実23-2	24 小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-6	25	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-6	26	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-7	区立学校における医療的ケア児支援の充実		-	-	特別支援教育課	
	1-7	実21-3	27 区立学校での医療的ケア児支援の充実	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
	1-8	教育相談体制の充実		-	-	教育相談担当	
	1-8	実23-3	28 教育相談の体制等整備	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	
	1-8	実23-3	29 いじめ対策支援の充実	いじめ問題対策委員会等の運営 いじめ対策の充実 教職員の研修 学校教育への支援	庶務課 教育人事・指導課 済美教育センター	庶務課 教育人事・指導課 済美教育センター	R7~教育人事・指導課、庶務課
	1-8	30	いじめ重大事態への対処	杉並区教育委員会の運営	庶務課	庶務課	
	1-8	実23-3	31 教育SAT体制の充実	-	-	教育人事・指導課 (済美教育センター)	R7~教育人事・指導課
	1-9	不登校児童・生徒支援体制の整備		-	-	教育相談担当	
	1-9	実23-4	32 さざんかステップアップ教室の運営	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	
	1-9	実23-4	33 ICTを活用した学びの支援	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	
	1-9	実23-4	34 教育相談グループの実施	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	
	1-9	実23-4	35 ふれあいフレンドの派遣	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	
	1-9	実23-4	36 校内別室支援事業の実施	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	
	1-9	実23-4	37 学びの多様化学校の設置検討	教育相談等運営	済美教育センター	教育相談担当	

基本方針	実計事業	通しNO.	取組項目(内容)	事務事業名	事務事業の所管課	担当課	備考
	1-10		子ども読書活動の推進	-	-	中央図書館	
	1-10	38	乳幼児と保護者への読書支援	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	1-10	39	小・中学生に向けた多様な読書機会の提供	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	1-10	40	中・高校生世代に向けた読書活動の推進	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	1-11		健康教育・食育の推進	-	-	学務課	
	1-11	41	小児生活習慣病の予防	児童・生徒の健康推進	学務課	学務課	
	1-11	42	健康づくり事業の実施	児童・生徒の健康推進	学務課	学務課	
	1-11	43	食育の推進	児童・生徒の健康推進	学務課	学務課	
	1-12		環境教育の推進	-	-	済美教育センター	
	1-12	44	環境教育の推進	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
	1-13		豊かな人間性を育む宿泊学習の充実	-	-	学務課	
	1-13	45	移動教室の充実	小学校の移動教室	学務課	学務課	
	1-13	46	フレンドシップスクールの実施	中学校の移動教室	学務課	学務課	
	1-14		体験交流事業の推進	-	-	済美教育センター	
	1-14	47	小学生名寄自然体験交流事業の実施	社会教育の振興	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	1-14	48	中学生海外留学事業の実施	国際理解教育の推進	済美教育センター	済美教育センター	
	1-14	49	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
基本方針2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します					生涯学習推進課		
	2-1		地域と共にある学校づくりの充実	-	-	学校支援課	
	2-1	実22-6	50 地域運営学校の充実	地域運営学校等推進	学校支援課	学校支援課	
	2-1	実22-6	51 地域運営学校と学校支援本部との連携推進	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	2-1	実22-6	52 地域運営学校における小中一貫連携校間の合同会議開催支援	地域運営学校等推進	学校支援課	学校支援課	
	2-2		多様なニーズに対応した図書館サービスの充実	-	-	中央図書館	
	2-2	実24-5	53 図書館利用へのバリアフリーの推進	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	2-2		54 多様なニーズへ対応した資料の充実	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	2-2	実24-4	55 外部データベースの提供	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	2-3		社会教育士の育成・活用	-	-	生涯学習推進課	
	2-3	実25-1	56 社会教育士の育成	社会教育の振興	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-3	実25-1	57 社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実	社会教育事業の運営	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-4		出前型・ネットワーク型の学習機会の充実	-	-	生涯学習推進課	
	2-4	実25-2	58 郷土博物館の出前型事業の実施	郷土博物館の運営管理	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-4		59 区民参加による協働展示の実施	郷土博物館の運営管理	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-4	実25-2	60 地域との連携による図書館サービスの充実	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
	2-4	実25-2	61 成人学習支援の充実	社会教育事業の運営	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-4	実25-2	62 科学教育の推進	次世代型科学教育の推進	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-5		地域と学校の協働活動の充実	-	-	学校支援課	
	2-5	実25-3	63 学校支援本部の活動支援	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	2-5	実25-3	64 地域教育推進協議会の活動支援	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	2-5	実25-3	65 地域学校協働活動推進員の配置	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	2-5	実25-3	66 学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	2-5	実25-3	67 中学生レスキュー隊の編成	学校の支援	学校支援課	学校支援課	
	2-5		68 就学前教育施設の地域人材活用の推進	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
	2-6		次世代への歴史・文化の継承	-	-	生涯学習推進課	
	2-6	実28-1	69 文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進	文化財調査・保護	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-6	実28-2	70 歴史的資料のデジタルアーカイブ化	文化財調査・保護	生涯学習推進課	中央図書館	
	2-6	実28-1	71 杉並らしい特別展・企画展の実施	郷土博物館の運営管理	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-6	実28-1	72 伝統文化・郷土芸能への理解促進	文化財調査・保護	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-6	実28-1	73 陽明文庫との連携の強化と共同調査実施	文化財調査・保護	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
	2-7		家庭教育支援の充実	-	-	学校支援課	
	2-7		74 家庭教育講座の実施	地域教育力の向上	学校支援課	学校支援課	
	2-7		75 家庭教育フォーラムの実施	地域教育力の向上	学校支援課	学校支援課	

基本方針	実計事業	通しNO.	取組項目(内容)	事務事業名	事務事業の所管課	担当課	備考
基本方針3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります				学校整備課・ICT担当			
3-1	学校ICT機器の運用		-	-	ICT担当課		
3-1	実22-2	76	児童・生徒1人1台専用タブレット端末の運用	情報教育の推進	庶務課	ICT担当課	
3-1		77	電子黒板システムの運用	情報教育の推進	庶務課	ICT担当課	
3-1		78	区立学校ネットワークの運用	情報教育の推進	庶務課	ICT担当課	
3-2	区立学校の増改築		-	-	学校整備課		
3-2	実24-2	79	富士見丘中学校の改築	富士見丘小・中学校の改築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	80	杉並第二小学校の改築	杉並第二小学校の改築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	81	中瀬中学校の改築	中瀬中学校の改築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	82	神明中学校の改築	神明中学校の改築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	83	西宮中学校の改築	西宮中学校の改築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	84	杉並第一小学校の改築	杉並第一小学校の改築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	85	天沼中学校の改築	小学校の運営管理	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	86	杉並第六小学校の改築	-	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	87	桃井第一小学校の改築	-	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	88	向陽中学校の改築	-	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	89	和田小学校の改築	-	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	90	高井戸小学校の増築	高井戸小学校の増築	学校整備課	学校整備課	
3-2	実24-2	91	済美養護学校の教育環境整備	済美教育センター環境整備	特別支援教育課	特別支援教育課	
3-2		92	学校プールの整備のあり方	-	学校整備課	学校整備課	
3-3	区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕		-	-	学校整備課		
3-3	実24-3	93	久我山小学校の長寿命化改修	小学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3	実24-3	94	杉並第十小学校の長寿命化改修	小学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		95	堀之内小学校の中規模修繕	小学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		96	高井戸中学校の中規模修繕	中学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		97	井荻中学校の中規模修繕	中学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		98	桃井第三小中学校の中規模修繕	小学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		99	泉南中学校の中規模修繕	中学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		100	松ノ木中学校の中規模修繕	中学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		101	大宮中学校の中規模修繕	中学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-3		102	東田中学校の中規模修繕	中学校の長寿命化改修	学校整備課	学校整備課	
3-4	区立学校トイレの環境整備		-	-	学校整備課		
3-4		103	トイレの全面改修	小学校の長寿命化改修 中学校の長寿命化改修 中学校の施設整備	学校整備課 学校整備課 営繕課	学校整備課	
3-4		104	洋式化に特化した改修	小学校の長寿命化改修 中学校の長寿命化改修 中学校の施設整備	学校整備課 学校整備課 営繕課	学校整備課	
3-5	図書館の整備		-	-	中央図書館		
3-5	実24-5	105	高円寺図書館の移転・改築	高円寺図書館の移転改築	中央図書館	中央図書館	
3-5	実24-5	106	高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
3-5	実24-4	107	ICタグシステムを活用した図書館サービスの充実	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
3-5	実24-4	108	図書館ホームページ更新	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
3-5	実24-4	109	座席予約システムの導入	図書館運営	中央図書館	中央図書館	
3-6	通学路安全対策の推進		-	-	学務課		
3-6		110	学校安全マップの作成・活用	通学路の設置管理	学務課	学務課	
3-6		111	通学案内・交通指導の実施	通学路の設置管理	学務課	学務課	
3-6		112	通学路安全点検の実施	通学路の設置管理	学務課	学務課	

基本方針	実計事業	課ID	取組項目(内容)	事務事業名	事務事業の所管課	担当課	備考
基本方針4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます			庶務課			
4-1	主体的に学び続ける教員の育成			-	-	済美教育センター	
4-1		113	継続的な教員研修の実施	教職員の研修①	済美教育センター	済美教育センター	
4-1	実22-2	114	訪問型要請研修等の実施	教職員の研修①	済美教育センター	済美教育センター	
4-2	学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成			-	-	就学前教育支援センター	
4-2	実22-3	115	就学前教育研修の実施	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
4-2	実22-3	116	幼児教育アドバイザーの配置	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
4-3	次代を見据えた研究の推進			-	-	済美教育センター	
4-3	実22-3	117	就学前教育の調査・研究の実施	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
4-3	実22-3	118	幼保小連携の充実に向けた研究の実施	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
4-3		119	幼保小接続期カリキュラム・プログラムの改定	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
4-3	実22-3	120	教育課題研究の実施	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
4-3		121	学校図書館活用実践校の推進	学校図書館の充実	教育人事企画課	済美教育センター	
4-4	区立学校における働き方改革の推進			-	-	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	
4-4	実22-4	122	区費教員の効果的な配置・活用	-	-	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	R7～教育人事・指導課へ部署名変更
4-4	実22-2	123	情報通信技術(ICT)支援員の配置	情報教育の推進	庶務課	ICT担当課	
4-4	実22-4	124	副校長校務支援員の配置	学校支援教職員	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	R7～教育人事・指導課へ部署名変更
4-4	実22-4	125	スクール・サポート・スタッフの配置	学校支援教職員	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	R7～教育人事・指導課へ部署名変更
4-4	実22-4	126	エデュケーション・アシスタントの配置	学校支援教職員	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	教育人事・指導課 (教育人事企画課)	R7～教育人事・指導課へ部署名変更
4-4	実22-4	127	学校における業務のデジタル化の推進	-	-	庶務課 ICT担当課 教育人事指導課 (教育人事企画課)	
4-4		128	校務支援システム運用	情報教育の推進	庶務課	ICT担当課	
4-4		129	学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	-	-	庶務課	
4-4		130	学校閉庁日の実施	-	-	教育人事指導課 (教育人事企画課)	R7～教育人事・指導課へ部署名変更
4-5	学校運営の充実に向けた総合的な支援			-	-	済美教育センター	
4-5	実22-6	131	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
4-5		132	小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援	学校教育への支援	済美教育センター	済美教育センター	
4-5		133	学校法律相談の実施	教育委員会事務局の庶務事務	庶務課	庶務課	
4-6	特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実			-	-	特別支援教育課	
4-6	実23-1	134	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育	就学前教育支援センター	就学前教育支援センター	
4-6		135	特別支援教育に係る校内体制の充実	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
4-6		136	学校と地域の包括的な支援体制の構築	特別支援教育	特別支援教育課	特別支援教育課	
4-7	学校施設の有効活用の推進			-	-	学校支援課	
4-7	実24-1	137	学校施設の有効活用	新しい学校づくりの推進	学校支援課	学校支援課	
4-7	実19-1	138	学校施設における子どもの居場所づくり	-	-	学校支援課	
4-7	実24-1	139	学校施設の諸室等の利用拡大	新しい学校づくりの推進	学校支援課	学校支援課	
4-8	学校図書館の研修等の充実			-	-	済美教育センター	
4-8		140	学校司書の配置	学校図書館の充実	教育人事企画課	教育人事企画課	
4-8		141	学校司書研修の実施	学校図書館の充実	教育人事企画課	済美教育センター	
4-8		142	学校図書館活用のための教員研修の充実	教職員の研修①	済美教育センター	済美教育センター	
4-9	生涯学びを支える生涯学習人材の育成			-	-	生涯学習推進課	
4-9		143	社会教育士等への研修の実施	社会教育の振興	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
4-9		144	学芸員有資格者等への研修の実施	郷土博物館の運営管理	生涯学習推進課	生涯学習推進課	
4-9		145	司書の研修の実施	学校図書館の充実	済美教育センター	中央図書館	
4-10	アレルギー対策の推進			-	-	学務課	
4-10		146	アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施	児童・生徒の健康推進	学務課	学務課	
4-10		147	アレルギー対応ホットラインの運用	児童・生徒の健康推進	学務課	学務課	
4-11	学校徴収金の公会計化			-	-	学務課・庶務課	
4-11	経	143	学校徴収金の公会計化	学校給食の推進	学務課	学務課	